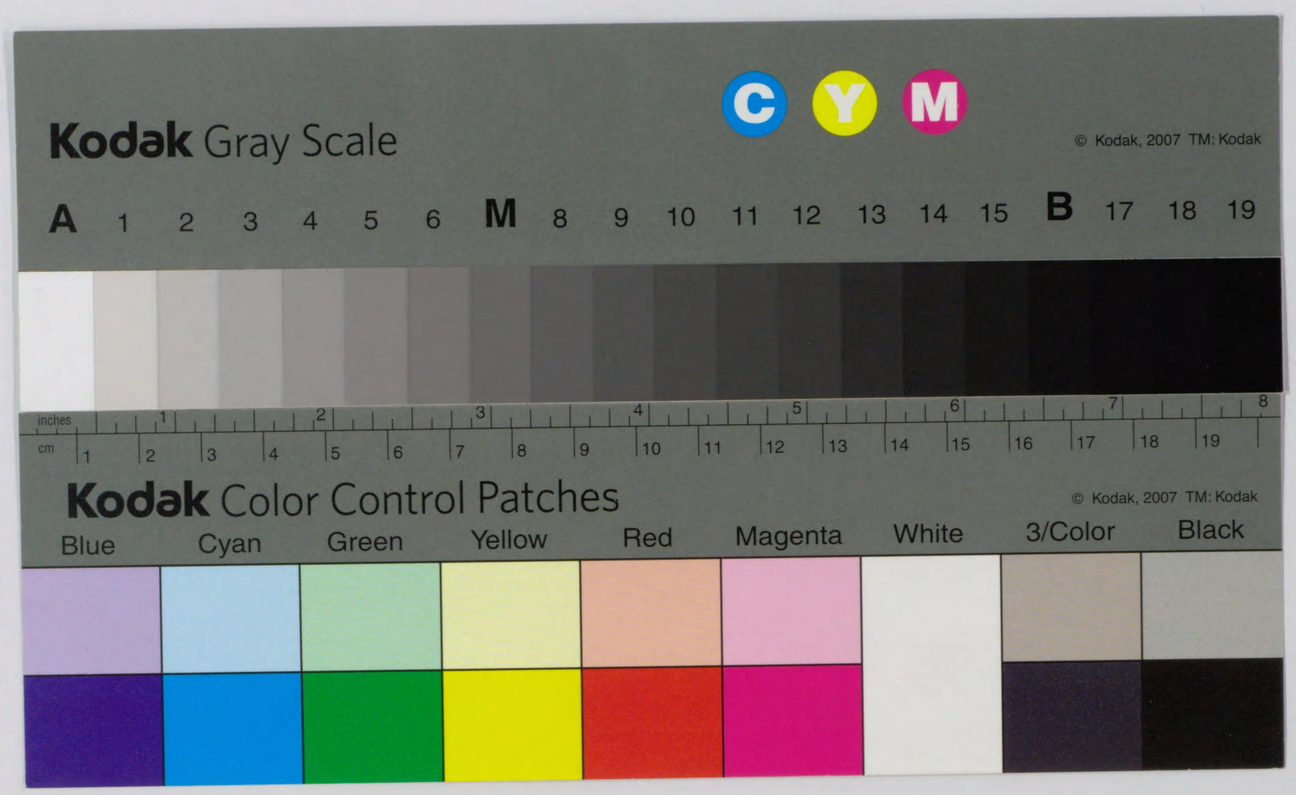

553-104
1200501509427

奉天昭陵調査報告

南滿洲鐵道株式會社
庶務部調査課

帝國圖書館藏

奉天昭陵調査報告

發行所寄贈本

寄贈・昭和四一・一〇・帝圖

553-104

序

奉天昭陵の實地調査は多年の間、吾人の念願せる所にして、十餘年前、奉天在勤中にも食指大に動くものありしが、當時繁激なる業務に服し居たりしが爲、其の餘力と時間とを見出す能はず、未だ機會の至らざるを遺憾となしたり。

然るに時代の趨勢は近來頓に轉遷し、殊に歐洲藝術に行き詰まりを覺え、其の轉換を切望する者は、眼を東洋に向け來たり、日本及び歐米の學者、技術家にして、中華往古の文化遺跡を踏査、探究する者次第に多く、其の調査、研究の發表せらるゝもの亦日に盛況を加ふるに至る。斯る情況に刺撃せられ、且つ惟ふに、滿洲に於ける古建築藝術を探究して、是を世に發表紹介し、斯學に盡す事は、二十餘年間此の地に活動する日本人の當然なすべき義務にして、漫然として時を徒費すべきに非ざるなり。

職を南滿洲工業專門學校に轉じたる爲、幸にも斯る研究に對する餘裕を得、又、同校建築學科を擔當する職員諸氏の熱心なる學究的態度に意氣相投ず。茲に於て奉天昭陵を協力實地調査せんとする計畫を立て、是を滿鐵本社の佐田調査課長に謀りたる所、直ちに其の擧に贊して調査費の支出竝に出版の事を約され、且つ激勵の辭を得た

るは、斯學の爲、衷心欣快に耐へざる所なりしなり。

調査期間は大正十五年七月より八月に亙りて四旬の時日を費し、是に從事せるは同校教授村田治郎氏、助教授伊藤清造氏、同職員鈴木勝維氏、川井忠定氏、牧野外茂二氏中屋浩氏、小澤市郎氏、同校寫眞師宇野木眞二氏並に小職にして、其の間、奉天滿鐵公所、奉天官場竝に奉天昭陵監視員苗文華氏等の、學術研究に對する理解ある援助を受けたるは深く感銘する所なり。

吾人の本調査に於ける意圖は、少くとも昭陵建設に關係せる往年技術家の計畫意識にまで追及味到せんとするものにして、世の類と同じき寫眞圖集の如きを公刊し單なる觀賞の資に供せんとするが如きものに非ず。其の目的の爲には詳細緻密なる調査を要するものとし、境内配置、土地構築物の高低、各種建築物の平面、建築裝飾等について、正確なる實測を遂げたり。然れども、各建築物立姿の實測は、費用と時日とを許さゞるものありしが爲、僅かに詳細部實測と寫眞とに依りて、是を補ふの已むを得ざるに至れり。斯く、萬全たる能はざりしと雖も、而も尚、建築學的、工藝學的に見たる收穫の些少ならざるを信ぜんとす。殊に我が島國日本に於いて、常に山丘を利用したる社寺建築を見來りたる眼識を以て是に向へば、大陸的の壯大なる計畫意識に觸れて、啓發せらるゝ所多大なるものあるべし。

此處に各人の調査實測せる圖面及び寫眞の中より選擇して、是を百五十葉に收めて奉天昭陵圖譜となす。而して調査報告の執筆は村田治郎氏是を擔當し、考證に、分析に、比較に論述を盡さるゝ所あり、印刷して圖譜の解說に代ふ。

今般調査課の事業として是等を纏めて、世に發表せらるゝに至りたるは、斯學の爲に慶賀に耐へざるものあると共に、吾人の調査を採用せられたる事に對して深く感謝する所なり。たゞ微力にして意圖を盡さず、徹底、完全せる結果を見る能はざりしを遺憾とす。滿洲に於いては、調査に際して常に困難なる事情を伴ひ、急速に歩を進むる能はざる場合多しと雖も、吾人は他日好機の來るべきを念じ、更らに斯種の調査研究を繼續して、今回の不備を補はんことを期するものなり。

昭和四年六月

岡大路識

例言

一、圖譜編纂に際しては諸種の事情のため萬全を期する能はず、故に本調査報告に於いて多少の訂正を加へ、且つ追補する所ありたり。

一、本調査に參加したりし者の中、伊藤清造君先づ病のために職を辭し、次いで鈴木勝維君入院するあり、今共に別府に靜養中なり。而して村田も亦屢々健康を害し、爲に筆進まず。本書の完成遲延は斯る原因に基く所多し。

一、調査報告は當初三部に別ち、各方面の分擔を定めて執筆する計畫の下に調査する所あり。然るに爾後種々の故障續出し、遂に村田單獨にて完成せざるを得ざるに至れり。故に多少の不滿なきに非ざるべし。

一、本調査に於いては、未だ研究を盡さざる所なしとせず。特に支那諸帝陵との比較、就中、奉天福陵との對比の如きは、最も必要なれども、從來斯る調査を發表せるものなく、爲めに總て後日を期せざるを得ざりき。

一、本報告の不備なる諸點につき御敎示を賜はり、訂正の機會を與へられんことは、執筆者の最も希望する所なり。

（昭和四年六月初九日　村田治郎）

目次

概要篇

一 沿革略……一
二 現狀の概略……二
三 均齊的配置……五
四 配置計畫の特徴……六
五 意匠……八
六 建築の美……一一
七 裝飾概觀……一二
八 建築史上の價値……一三

詳論篇

第一篇 史論

一 昭陵の語義……一五
二 沿革考……一六

三　文獻の示す規模……二三頁
四　文獻名と現行名との異同……二六
五　文獻と現狀とに於ける配置の差異……二八

第二篇　建築各論

一　下馬碑……三〇
二　石獅……三一
三　神橋……三一
四　牌樓……三一
五　牌樓兩側の石欄……三三
六　牌樓北方の石階……三三
七　更衣亭の一廊……三三
八　門房……三四
九　更衣亭(更衣廳)……三五
一〇　靜房門(淨房門)……三五
一一　靜房(淨房)……三六
一二　宰殺亭(廳)の一廊……三六
一三　門房……三六頁
一四　宰殺亭(廳)(省牲亭)……三七
一五　附屬三間房子(饌造房)……三七
一六　鐵鐘……三七
一七　紅城(繚墻)……三七
一八　前三門(正門)……三八
一九　前三門袖壁(照壁)……三九
二〇　東西門……四〇
二一　東西門袖壁(照壁)……四〇
二二　東門附屬二門房子……四〇
二三　西門附屬二門房子……四一
二四　石獸……四一
二五　碑樓……四三
二六　華表柱……四三
二七　仍茶房(茶膳房)……四六
二八　儀仗房(茶膳房)……四七
二九　膳房(滌器房)……四八

三〇 餜房(果房)……四九頁
三一 亮餜房……四九
三二 陵兵室……四九
三三 方城……五〇
三四 隆恩門……五〇
三五 隆恩樓……五一
三六 角樓……五一
三七 東西配樓……五二
三八 東西配殿……五三
三九 焚帛樓……五四
四〇 仗房石……五五
四一 隆恩殿……五五
四二 望柱及牌樓(石柱門)……五六
四三 石五供……五六
四四 明樓……五九
四五 明樓下の洞門……五九
四六 琉璃照壁……六〇
四七 月牙城……六一
四八 寶城……六一
四九 寶頂……六二頁
六一
六二
六三
六四
六七
六九
七一
七二
七三
七三
七四
七四
七五
七六
八〇

第三篇 細部論

一 配置計畫と幾何學的分析……六二頁
二 平面……六二
三 立面……六三
四 屋蓋……六四
五 小屋組構造……六七
六 虹梁……六九
七 蟇股樣刳形(笈形)……七一
八 瓶束……七二
九 天井……七三
一〇 軒先……七三
一一 斗栱……七四
一二 壁……七四
七五
七六
八〇

一三 開口……八二
一四 扉……八二
一五 窓……八二
一六 柱……八五
一七 柱上持送り……八六
一八 礎石……八八
一九 基壇……九〇
二〇 石階……九二
二一 石欄……九一
二二 彫刻瓦板……九五
二三 屋瓦……九七
二四 瓦製獸形……九九
二五 棟瓦……一〇〇
二六 甎……一〇一
二七 甃……一〇一
二八 建築材料……一〇三
一〇四

第四篇 裝飾論

一 裝飾の工作表現法
1 分類……一〇五
2 彩色法……一〇七
3 平面的彩色文樣……一〇八
4 繪畫……一〇九
5 配置による裝飾……一〇九
6 浮彫……一〇九
7 透彫……一一〇
8 丸彫……一一〇
9 刻形……一一一
10 建築細部……一一三
二 材料による考察……一一四
三 裝飾資料
1 分類……一一六
2 動物……一一七

概要篇

目次

3 植物……一一〇
4 天體及自然現象……一一五
5 幾何學的線弧……一一六
6 象徵的記號及文字……一一〇
7 人工的物品……一一一
四 文樣構成法
1 分類……一一一
2 塡充文樣……一一一
3 帶狀文樣……一一六
4 四方連續文樣……一四〇
五 裝飾法の系統(喇嘛教的要素)……一四一

概要篇

沿革略——現状の概略——均齊的配置——配置計畫の特徴——意匠——建築の美——裝飾概觀——建築史上の價値

一 沿革略

奉天近郊なる昭陵は、滿鐵奉天驛の東北約二邦里の所にありて、一般に北陵と呼ぶ。清朝の太宗文皇帝及び孝端文皇后の陵なり。

崇德八年(西曆一六四三)八月九日、太宗皇帝崩御、その後一箇月半卽ち九月二十日には山陵の速成的略規模なる寶城宮殿成りたるが如く、二十一日梓宮寶位を奉安せり。

越えて順治元年(西曆一六四四)五月十七日、山陵の寢殿寶座竣成し、八月十一日大行皇帝の寶宮を安葬するに至れり。

順治六年(西曆一六四九)四月十七日、孝端文皇后崩じ、翌七年二月寶位を昭陵に恭送して合葬す。而して同八年(西曆一六五一)には昭陵竣工せり。故に昭陵規模の概要は前後約九年間にして略々定まれりと言ふべし。

康熙二年(西曆一六六三)九月、昭陵を改建せりと言ふは、恐らく寶城(卽ち墳の周圍)附近を

主としたるものなるべく、されば康熙三十一年(西暦一六九二)には隆恩殿を重建するに至れり。此の頃に至りて漸く昭陵の規模は完備に近づけるものなるべし。

乾隆四十三年(西暦一七七八)には門外に柵木を増し椿を二百餘移展すと言ひ、同じく四十六年には明樓等を重修せり。茲に於いて昭陵第二期工事は終り、全く完備したるものの如し。

その後の重修に就いては文獻明かならず。民國十三年(西暦一九二四)頃修補を加へて、現在見るが如き色彩を示すに至れるが、建築を實査せる所によれば、昭陵の諸規模は乾隆四十六年(西暦一七八一)當時の姿を略々傳へたるものにして、其の後の改變は細部に止まれりとなすも大過なかるべし。

二 現狀の概略

以下記す建築物の名稱は總て現行のものを以てせり

北走せる北陵街道は小川(玉帶河と稱す)によりて横斷せらる。此處に架したる木造の北陵橋(民國十六年八月九日竣成)を渡れば、既に陵の境域に入りたるものといふべし。少しく北に進めば(約二十二米)道の左右に下馬碑各一あり。更に一千米を進めば再び下馬碑を見

次いで華表柱、石獅現はる。やがて土地次第に低下し遂に石橋に至る。神橋是なり。以上の一千餘米の間は、時に少屈曲なきにあらねども、創設當初に於ては一直線の神道たりしこと推察に難からず。

神橋を渡れば先づ牌樓を仰ぐ。次いで石階によりてに石壇に登れば北に正門(南門)あり。是を前三門と呼ぶ。石壇の左右に一廊の建築群あり。東は門房、更衣亭及び靜房、西は門房、宰殺亭等也。前三門の側壁より東西に延びたる牆壁は、やがて北折して長く走り、遂に一大矩形を畫く。昭陵主要部は是によりて全く包まれ、僅かに東西の一小門及び前三門の三開口を算するに過ぎず。此の牆壁を紅城と稱す。蓋し紅壁によるなり。東西小門外に各二間房子あり。

前三門を入れば石敷の歩道北に走り、左右に華表柱及び石獸群を見る。道は重層の碑樓によりて遮ぎらる。樓の中には大清昭陵神功聖德碑立てり。碑樓の東北、西北に當り各華表柱一あり。再び北走する歩道の左右に、相似たる四棟の單層建築あり。東南のものは今休憩所に當てられ、是を儀仗房と稱す。東北を仍茶房、西南を膳房、西北を饌房と呼ぶと言ふ。膳房背後の二棟は陵兵室、饌房背後の一棟は亮饌房と言へる厨房なり。是より北は高き城壁を周ぐらせる一廊となり、南北に長き矩形の部分を方城と言ひ、

南に門を開く。隆恩門是なり。門上に三層樓聳ゆ。門と樓とを一括して隆恩門と呼ぶを普通とすれども、本篇に於ては便宜上、後者を隆恩樓と呼ばんとす。

隆恩門を入る。内部は外と同一地平面にして石を敷きつめたり。左右に重層の東西配樓、次いで單層の東西配殿あり。正面の高き壇上には隆恩殿聳えて昭陵の中心建築たり。西配殿の東北隅に近く小なる焚帛石樓あり。隆恩殿の背後には一對の望石柱立ち、その中間に牌樓に類する構造を挿入す。是、石柱門と稱するものなり。北に石壇を設け、上に石造五具足を置く。卽ち石五供なり。

方城上の四隅には重層の角樓を設け、北壁の中央、隆恩殿の北に當りて、重層の明樓高く聳ゆ。中に太宗文皇帝之陵と刻める石碑を立てり。明樓の下は城壁を穿ちて洞門となし、石五供の北より洞門を經て北進すれば、瑠璃照壁あるを見出すべし。

瑠璃照壁を嵌入せる城壁は、方城の北に沿ひて弧狀をなす。その形により て月牙城の名あり。更に北に向ひて半圓を描き兩端を方城に接せる城壁を寶城と稱す。月牙城と寶城とは中間に圓墳を抱けるものにして、墳の内部は不明に屬すと雖も、地宮を存することに近きに非ざるなきや。圓墳の頂を寶頂と言ひ、神楡を植ゑたり。恰かも寶城を抱かんとするが如く、新月狀の隆業山、北より迫る。人工の丘陵なり。

上述、前三門以降の諸構築物は總て紅城の一廓に包括せらるべし。而して紅城の内外、境域全般に亙り松樹鬱然として、南滿洲には稀に見る森林をなし、聖地たるの所以を示せり。

三　均齊的配置

以上述べたる昭陵諸建築を概觀するに、主建築は南北を貫く中心線上に位して南面し、從建築は中心線に對して相照の位置を占め東或は西に面し前庭を相挾めり。陵兵室、亮餗房の如き不規則なるものあれども、全く附屬建築物に過ぎざれば、概括すれば全昭陵計畫は南北に走る中央鋪石道を中心線とし左右均齊的配置をなせるものと言ふを得べし。斯る配置は支那建築の常套的手法なりと雖も、神聖なる帝陵建築に於いては最も適當なるものと言はざるべからず。

本調査に於ける機械測量の結果によれば、前記の南北を貫く中心線が、眞によく一直線をなして建築物の中心を通り、少しの誤差もなかりし事を發見したり。當時の技術を想望するに足るべし。而して此の中心線は、磁石の示す北に對して六·五度東方に偏したる

り。此の原因に就いては今考ふる所なし。

當時は北極星以外の星によりて方向を定めたるかとも思へど明かならず。予輩の實査せる所によれば滿洲の諸建築物には總て此の程度の方位的誤差あるが如し。

四　配置計畫の特徴

一言を以てすれば、常に北面の幅よりも南面の幅を大にせんとする傾向あり。その顯著なる例を擧ぐれば

(一)　紅　城(繚墻)

北　面(外法)	三一六·五米	北面上部(外法)　一〇九·〇米
南　面(外法)	三二二·五米	南面上部(外法)　一一〇·五米

(二)　方　城

北面基底	一一〇·〇米
南面基底	一一四·二米

(三)　石　獸

象の間隔(內法)	二五·五米
獅子の間隔(內法)	二七·五米

(四)　奶茶房と儀仗房、膳房と饌房の二組は、昭陵の南北中心線に平行せず、稍々傾斜して、南を開かんとせり。

奶茶房と饌房との甎壁北隅間隔(內法)	五五·五米
儀仗房と膳房との甎壁南隅間隔(內法)	五八·五米

(五)　陵兵室三棟は膳房に平行して傾斜せり。

(六)　角樓は何れも僅か宛の傾斜を示し、中心線と平行せず。

(七)　配樓にも僅かに同一傾向を見る。

(八)　配殿は明かに傾斜す。基壇の間隔(內法)南隅に於けるもの北より約一米大なり。

以上の如きは實測平面圖(圖譜第一圖)を一見すれば直ちに知得する點なるべし。此の傾向が單なる施行の不備に非ずして、實に計畫的なるは、總てに亙りて等しく觀取し得るを以て證すべし。恐らく支那造庭法等に行はるゝが如き、透視畫法の應用驅使にして錯覺によりて奥行きを增大せしめんとするものなるべし。

此の發見は本調査に於ける最大の收穫なりと信ず。

同一傾向は奉天城內の大政殿建築群の一廓に於ても認め得べし。支那造庭に透視畫法を用うることは、既に十八世紀中葉 Sir William Chambers が其の著 Designs for Chinese Buildings にて說明したる所なり。

五意匠

平面に於ける意匠前述の如きに對し、立姿に於ける計畫家の意匠如何。

建築意匠の大本は、主從に應ずるに其の序を以てするにあり。蓋し中心線上に立つは等しく主建築に屬するが故に、細心の注意を拂ひて莊嚴華麗ならしむるを要し、東西に並列するは從建築なれば、主を顯著ならしめんが爲に貧小粗略に扱ふは當然なりと言ふべし。

是を具體的に言へば、昭陵の中心たる寶頂の前には明樓高く聳え、方城の南中には三層の隆恩樓あり、四隅には前二者より低く小なる角樓を設く。斯くの如く方城上の六棟は其の序を示し、高低その調和を得たり。斯る傾向は方城内にても亦方城外の碑樓附近にても觀取するに難からず。

昭陵全般に於ける高低の度を通觀するに、此所にも計畫者の意匠尋常ならざるを見出すなり。始め坦々なる神道の單調を、時に石獸又は華表柱を以て破れるが、俄かに神橋附近より複雜を加へ、石牌樓に至りて突如高く屹立して昭陵に主要なる一區劃を與へたり。次いで彩釉陶板の龍、前三門の美を出現し、前奏曲の終末を飾れり。前三門を入れば

低き石獸群を配して緩徐の趣を與へ、碑樓に於いて急に高度を飛躍せしむ。次いで北に華表柱及び四棟の單層建築を配して、變化の急激性を緩和し、遂に隆恩樓に至りて第二段を區劃せり。隆恩門を入りても始め緩にして、やがて基壇、隆恩殿と次第に高度を增し明樓に於いて大飛躍を試み、寶頂、隆業山と次第に緩曲線をなして終曲を結ぶ。斯の如く昭陵は三段の區劃をなし、各區劃何れも初め緩にして後に急なるを常とし、其の緩急の度には節奏を伴ふを見る。卽ち第一區劃が序曲として極めて徐々と變化せるに反し、第二段は急激なる高低を常とし、第三段に至りて再び規則的になり、やがて低く靜かに終曲となるなり。緩急の度よろしと言ふを得べし。

斯の如きは平面計畫の宜しきに基く所大なるは勿論なれども、更に斯る高低起伏、調和の妙を得たる根本に於いて、土地の傾斜が助長する所多かりしを忘るべからず。昭陵の地は北に進むに從ひて次第に高度を加ふる理想的の境なり。是、平凡なる自然の惠與と言ふと雖も、此の絕好の地を選定し、且つ利用せし計畫者の識見と手腕とを見落すことを得ざる也。

高低に於ける三段の區劃は、昭陵參詣の際に於ても著しき效果を示せり。未だ北陵橋を渡らざる以前より遠く全景觀を望みて恍惚たるものあるに、境内に入りては再び姿

を見るを得ず。神橋に至りて始めて牌樓、前三門附近の美に接すれども、奥は隱見するのみにして未だ明かならず。前三門を入れば頓に昭陵の美は擴大すれども、中央に碑樓あるが爲に甚しく視野を狹めたり。碑樓を過ぎて隆恩樓を仰ぐに至るも、未だ昭陵の核心を握るを得ず。隆恩門を入りて始めて昭陵を解し得たるが如く感ずれども、未だ隆恩殿以北に明かならざる所あるを覺ゆ。明樓に上り、寶頂を拜するに至り、始めて釋然たるものあり。

斯の如く、建築物の配置と高低參差との妙を得たるが爲に、昭陵の壯觀は先づ遠望によりて概念を與へ、次に部分的の展開を徐々に行ひて、一構築を過ぐる毎に次に對する好奇心を沸き立たしめ、遂に終りに至るまで緊張を續けしむ。計畫者の手腕、凡ならずと言ふべし。

もとより昭陵の如き配置が清朝に於て始めて案出されたるにはあらず。むしろ殆んど全部、支那古來の傳統的手法、殊に明朝實例の影響によるものなるは明かなり。然れども緩傾斜面を利用せる昭陵には、獨特の味はひを存す。故に計畫者は依然として凡ならざるなり。

斯る系統史的考察は暫らく止めよ。一般參詣者は先づ昭陵に於ける秀拔なる計畫の理解玩味を第一著手となすべきなり。

六　建築の美

前節に於ては昭陵計畫の大綱が極めて要を得たるものなることを讃嘆せり。然るに個々の建築の美は如何。

諸建築を通觀するに其の形態何れも輕快の趣きを缺き、稍々鈍重の感を免かれず。且つ概して規模小にして、雄大なる氣魄に乏しき憾なきに非ず。

斯る不滿を感ぜしむるは、軒の出の不足、軒反りの不充分、木割の大ならざる等による。なるべし。然れども上記の不滿は、是を建築細部の技法と比較すれば、未だ忍ぶべきなり。蓋し細部に拘泥せずして大局に着眼するは、設計家の金科玉條とすべき所なれども、木工實際家に於ては、斯る大局に合致する細部を作り得るを唯一の要件とす。然るに昭陵の細部にありては賞讃に値する所、殆んどなしと言ふも過言に非らず。

要するに細部は全體に及び得ず、建築個々は全計畫に及び得ず、小なるもの程拙劣にして、大なるもの程優秀なり。故に遠望概觀すべく、近接細視せざる所に、一層美を感ずるものあるべきなり。

七　裝飾概觀

昭陵に於て最も强く感ずるは、森の綠、屋根の黃、柱の紅の三色が相映じて絢爛たるの狀なるべし。更らに軒廻りに施せる多彩によりて、此の傾向は一層加はり、最近着彩の生々しさの爲には、浮華とさへも思はるゝに至れり。蓋し斯る彩色によりて壯重森嚴の趣きを減じたる所尠からざるべし。

瑠璃瓦(卽ち釉陶瓦)を照壁に嵌めたる龍文樣、屋頂に載せたる鴟吻、門の軒先を飾る釉陶製組物等の色彩表現は目を驚かすに足るべし。神橋附近の石欄、牌樓、石獸及び隆恩殿基壇等に於ける石彫刻の技巧も亦賞讃すべきものたり。

然るに建築細部の裝飾的技法は著しく拙にして且つ粗雜、昭陵の美を損ずる所少からず。裝飾文樣の種類は豐富ならずとせず。然れども好んど同一手法を各所に繰り返し變化に乏しき憾あり。且つ繰形及び文樣の一部には喇嘛教的影響を混じ、徒らに曲線複雜を極めて滋味を缺ける所少なからず。

要するに釉陶の色彩及び技巧と石彫とに於て賞すべき所あれども、一般彩色その他細部裝飾等の拙は蔽ふべからず。細部の美は遂に大局の美に及ばざるなり。

八　建築史上の價値

昭陵の構築を始めたるは、都を燕京に遷す直前、未だ明の亡びざる時に當り、從つて淸朝は創業の匆忙裡にありたれば、斯る工事に一意專念し得ざる事情にあり。淸朝の基礎を作りし太宗皇帝の陵としては意外に小規模なる所以の一は此處にあるべし。

北滿に住みたりし滿洲族は、古來大建築の必要なく從つて其の技術を知らず。彼等が一時先祖の如く唱へし金國に於ても、上京建設に當り支那建築を採用せるのみ。獨自の建築技法なき滿洲族が、支那建築を鵜呑みにせるは當然の趨勢なり。

故に昭陵は淸朝初期の建築に屬すと雖も、その手法が明末の繼續にして、その工人等が支那人なりしことは推察に難からず。昭陵に創業當初必ず見るべき霸氣を感ぜざる所以、此の點にかゝれり。

然れども眼界を滿洲に限る時は、昭陵は依然として貴重なる淸朝紀念物の一なりと言はざるを得ず。淸朝が滿洲に建設せる帝陵に三あり。曰く興京なる永陵、奉天なる福(東)陵、昭(北)陵にして、殆んど建築年代を等しうするにも拘らず、その計畫規模必しも同一ならず。是、研究上興味深き所なるべし。爾後淸朝の帝陵は燕京方面に設けられ、又滿洲に見

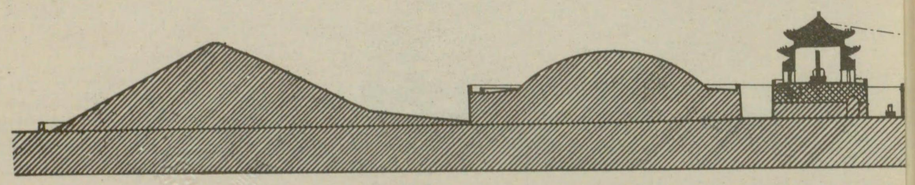

るを得ず。是を支那數千年の歴史に徴するも、滿洲に設けられて而も現存する帝陵と言へば、前記三以外に見ることを得ず。滿洲に於いて三陵の貴重なる所以知るべき也。

奉天宮殿の一部には清朝最初の大建築を存す。次いで昭陵等建設せらる。故に清朝建築の史的展開を探究するに當りて、是等滿洲諸建築は重要なる位置を占むべきものなり。且つ屢々修補を加ふるも創建當初の面影を多大に存し、清朝初期帝陵の制度を明示す。故に歴朝帝陵の制度を考究する上に於いても、貴重なる一指針たるべし。

假令斯る理由なしとするも、滿洲在住者が支那上流建築を最も簡便に味到し得る點に於いて、昭陵に優るものあらざるべし。

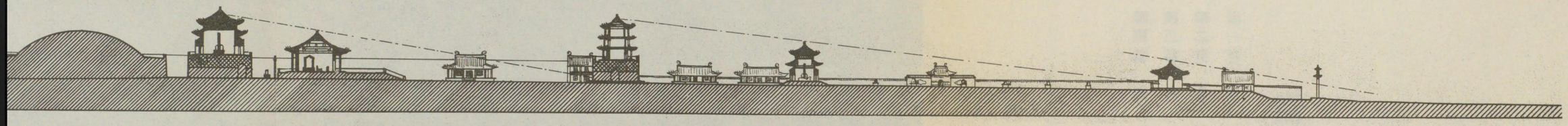

第一圖　昭陵中心軸の斷面圖

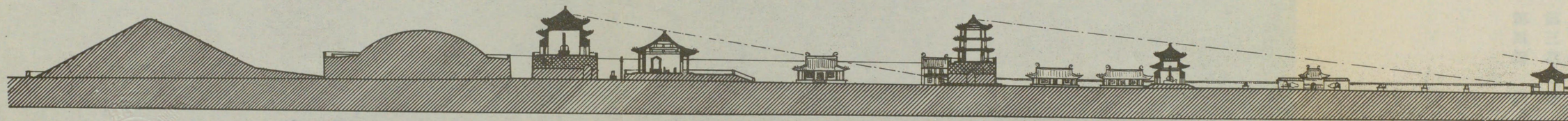

第一圖　昭陵中心軸の斷面圖

詳論篇

第一篇　史論
第二篇　建築各部論
第三篇　細飾論
第四篇　裝飾論

第一篇　史　論

昭陵の語義——沿革考——文獻の示す規模——文獻名と現行名との異同——文獻と現狀とに於ける配置の差異

一　昭陵の語義

周禮 春官宗伯第三に「先王之葬居中。以昭穆爲左右」とあり。禮記 王制第五に「天子七廟。三昭三穆。與大祖之廟而七」とあり。卽ち昭は宗廟制に於ける坐次にして、太祖の廟を中央にし、左に昭、右に穆を配し、昭を一世、穆を二世となすなり。清の太宗文皇帝は太祖を嗣げるが故に、その陵を昭陵となすは當然なるべし。

歷史に徵するに昭陵の名稱を附せる例は必しも多からず。北周の世宗明帝の陵、唐の太宗の陵の二例は第二世にして昭陵と呼ぶを以て、前述の理由と一致する所あれども、宋の第四世仁宗の陵を永昭陵となし、明の第十二世穆宗の陵を昭陵と言ひしが如きは、昭なる意義に拘泥せざる好例なり。更に其他の朝に於ては、一般に別名を附して昭陵と呼ばざるものゝ如し。

然るに清朝が昭陵の名を附せしは、恐らく周禮等の本來の意義を尊重し、兼ねて唐太宗の陵名を踏襲したるにはあらざるか。唐太宗の尊謚「文武大聖大廣孝皇帝」は清太宗の尊謚「應天興國弘德彰武寬溫仁聖睿孝文皇帝」の長きに及ばざれども、使用文字には少からざる一致を見るは、斯る推察を導く一證なり。且つ支那陵墓の制が眞に確立せるは唐太宗陵以後にして、歷朝の範となりしこと、及び

唐太宗の雄圖等を偲びては、從來何等の規制なかりし滿洲族が唐制を尊び、特に雄偉なる太宗を唐太宗と結合せんとするが如き、皆自然の徑路に非ざるか。※

斯る推察の當否何れにせよ昭の語義が太宗陵に最も適したる點は注意せざるべからず。

※清高宗の詩「恭謁昭陵」の第二句に注して曰く、我太宗文皇帝廟號及昭陵尊稱均與唐太宗同とし、次いで清太宗の功業が唐太宗の上にあることを言へり。二者の比較の早くより行はれたる一證たり。

二　沿革考

崇德八年(西曆一六四三)秋八月九日亥刻、太宗皇帝崩じ、次日梓宮を崇政殿に奉安す、九月二十日、山陵の實城宮殿の工成り、翌日梓宮實位をこゝに恭奉して殿內に奉安す。(一)

太宗崩御後僅かに四十餘日に過ぎざれば、此の時の實城宮殿は單に假設的建築に止まりしなるべし。從つて東華綠其他(二、三)に單に昭陵に葬るとあれど、梓宮を地下に奉安せしものには非ざるが如し。

翌順治元年(西曆一六四四)五月十七日、山陵の寢殿實座竣工す。故に八月十一日、大行皇帝の實宮を地宮に奉安せり。(一)

太宗崩後一年ならずして寢殿實座成るとは、恐らく現在の實城月牙城附近の構造特に地宮を中心とするものなるべく、「內大臣等が實宮を捧げて中階より陵殿に升りて地宮に奉安せり」と言ふ事實を、現在の狀態に比較して考ふるに、未だ實城等の城壁なく、地宮を築き其の附近に假設の陵殿ありしには非るか。寢殿とは恐らく後の隆恩殿に當るべく、順治元年の記事を崇德八年のそれと比較すれば、後者の實城宮殿が前記の如く單に假急設物たりしことは推察に難からざるなり。

故に昭陵は順治元年(西曆一六四四)に主要中心部を竣成し、爾後繼續して完成を急ぎしものなるべし。

然るに順治六年四月十六日に至りて孝端文皇后崩じ給ふ。依りて翌七年二月には梓宮を奉じて燕京より盛京に至り、乙酉の日、昭陵に合葬す(四、五)。茲に於て皇帝、皇后共に葬を終りたれば、爾後益々工を急ぎ順治八年昭陵竣成せり(六)。順治八年十月乙丑、昭陵山を封じて隆業山と言ふに至りし事實に徵するも(七)、此の時以前に工事の終りしは察せらるべし。

故に昭陵は崇德八年(西曆一六四三)秋八月より順治八年(西曆一六五一)冬十月に亙る滿八年二箇月を經て漸く規模完成を見るに至りしものゝ如し。

然るに竣成直前に當る順治八年秋七月に、早くも饗堂寢殿に雨漏りを來たしたる(八)は、明かに工事の粗雜にして竣成を急ぎたるが爲なるべく、施工愼重を缺きたるを知る。故に後日速かに重修を要するは明瞭なり。

順治八年までに竣工せる建築は何々なりしか？是を文獻に徵すれば實城、宮殿、寢殿、實座、陵殿、地宮、饗堂、隆業山の文字を見出すべし。此の中には恐らく重複せるものあるべく從つて是を現狀と比較するも一致點を見難し。寢殿とは隆恩殿に當り、實城、地宮等は圓墳附近、隆業山は依然たれども饗堂とは何殿何房に比定すべきか明かならず。單に文獻にのみ依頼すれば以上の如しと雖も、前後九箇年に亙る工事なるが故に、此の時既に門、紅城、牌樓附近まで完成したることは疑ふべからず。故に

現在見る規模は概略存したりしには非ざるか。

完成より十二年を經たる康熙二年(西暦一六六三)には昭陵を改築し、同年十二月實城の地宮に安葬せり(九)。文意を酌むに實城の地宮附近を改造したるものなるべく、其他に亙る廣き範圍なりしとは、甚だ短期間なるによりて、推察し難し。予は此の工を以て實城の土工的改建を主としたるものにして、建築的大改造に非ざりしものと考ふ。盛京通志福陵の條によるも此の推察當れり(十)。

碑樓の石碑は康熙二十七年(西暦一六九二)には隆恩殿を重修せり(十一)。故に碑樓の建設も亦此の前後に當るものには非ざるか。隆恩殿に當る寢殿の始めて設けられてより既に四十八年なれば、重修の期となすも早しと言ふべからず。此の前、既に石碑の選述完成して其の建設起りたるべく、碑樓亦魏然たるものあり。故に工を連續して隆恩殿に及び、三十一年その完成を見るに至れるものと推定す。此の時の工事は四、五年に亙り且つ其の範圍も亦廣かりしには非ざるか。

乾隆四十三年には前三門外に柵木を增添し、紅樺、白樺、青樺、計二百五十八を移展せりと言ひ、乾隆四十六年(西暦一七八一)には明樓を重修す(十二)。是を以て見るも昭陵の工は中絕せるものに非ずして、常に增修を續けたること明かなり。予は此の時を以て、中心線上に配したる重要建築の完成期と見なさんとす。

以上を回顧し、崇德八年乃至順治八年(西暦一六四三——一六五一)を以て第一期工事となすべく、昭陵の規模概略こゝに定まれりと考へ、康熙二年乃至乾隆四十六年(西暦一六六三——一七八一)の期間を第二期となし、重修、改造を繼續して規模全く完備するに至れるものと斷定せんとす。

故に今日見る所の姿は乾隆四十六年當時のものにして、近時(西暦一九二二乃至一九二四頃)の修補彩色を加へたるのみと解すべし。

是を建築的調査に依るも、昭陵諸建築は年代上大差を見ずして恐らく殆んど同時代に竣成せるものゝ如し。碑樓、明樓二建築は獨り形態を異にすれども、今日存する二者が共に昭陵創建當時のものに非ずして、第二期工事に屬するは滿洲建築史上注目に値す。

文獻に載せる所を摘記して表示すれば次の如し。

昭陵史摘要

年月	西暦紀元	
崇德八年八月九日	一六四三	太宗文皇帝崩ず。
同　九月二十日	同	山陵の實城宮殿工成る。
順治元年五月十七日	一六四四	山陵の寢殿實座竣工。
同　八月十一日	同	文皇帝の實宮を地宮に奉安。
順治六年四月十六日	一六四九	孝端文皇后崩ず。
順治七年二月	一六五〇	右を昭陵に合葬。
順治八年七月	一六五一	饗堂寢殿に雨漏る。

順治八年十月乙丑	一六五一	昭陵山を封じて隆業山と曰ふ。即ち昭陵工事完成す。
康熙二年	一六六三	地宮を改建。
同十二月	同	實城の地宮に安葬。
康熙二十七年十二月	一六八八	碑樓の石碑文選述せらる。
康熙三十一年	一六九二	隆恩殿重修。
乾隆四十三年	一七七八	正門前に樁を移展、柵木を增す。
乾隆四十六年	一七八一	明樓を重修。

(一) 大清會典(事例)—嘉慶版卷三百六十八、光緒續修版卷四百五十六

太宗文皇帝大喪儀崇德八年八月初九日。

太宗文皇帝崩。是日鹵簿全設中略。王以下奉國將軍以上。公主和碩福晉以下縣君奉國將軍淑人以上。齊集清寧宮前。詣几筵焚香。跪祭酒三爵。立擧哀。都統俞書等命婦以下。俱齊集大清門外。各按旗序立擧哀。次日奏樂。奉安梓宮於崇政殿。設几筵。樂止。(中略)

九月二十日。太宗文皇帝山陵實城宮殿告成。遣官祭告。圖丘太廟。二十一日。恭奉太宗文皇帝梓宮實位。詣昭陵前期於几筵前祗告。是日。諸王以下及已出痘之公主和碩福晉格格等。集崇政殿哭臨。和碩親王詣梓宮前跪祭酒三爵。證王以下皆跪行三叩禮。學士跪讀祝文畢。鹵簿全設作樂。前引。梓宮出大清門。未出痘公主福晉格格。集城門迤北序立。候靈駕至。跪擧哀。候過隨行。都統俞書以下。佐領以上。都統俞書命婦以下。佐領命婦以上。外藩。喀爾喀。鄂爾多斯。土默特。索倫。薩哈爾察等。分兩翼集關門外。俱候靈駕至。跪擧哀。候過隨行至陵。奉安梓宮於殿內。陳設祭禮。諸王內大臣及公主格格福晉等列階上。都統以下。各按旗列階下。和碩親王詣梓宮前跪祭酒三爵。諸王以下俱跪。行三叩禮畢。各就列擧哀。內大臣都統副都統俞書等官升階。詣梓宮前跪。各獻爵畢。徹饌。孝端文皇后及諸妃奉梓宮前陳設御衣。擧哀。下殿置焚帛上。跪祭酒三爵。衆皆跪。行三叩禮畢。孝端文皇后升殿。詣梓宮前擧哀。行一跪三叩禮。(中略)行奉安實位致祭禮。和碩親王奉世祖章皇帝詣殯宮。親王以下。佐領以上。齊集孝端文皇后率衆妃及公主格格和碩福晉以下。鎮國將軍都統俞書等官命婦以下。俱齊集。陳設祭品。行三叩禮。祭畢。執事官於殿西設鹵簿儀仗。和碩親王奉世祖章皇帝率衆官等。孝端文皇后率衆妃等擧哀。跪几筵前三奠爵。行三叩禮。都統俞書內大臣等。恭奉龍擧由中道出。和碩親王奉世祖章皇帝率衆官。跪三奠爵。擧哀。孝端文皇后率衆妃俱擧哀。酉刻。恭奉實宮安奉。十一日。恭奉太宗文皇帝實宮安葬昭陵。和碩親王奉世祖章皇帝率親王以下。佐領以上。齊集山陵殿前。西階。孝端文皇后率衆妃及公主格格和碩福晉以下。鎮國將軍都統俞書等官命婦以上。齊集孝端文皇后率衆妃及公主等。詣實宮前擧哀。畢。跪奠三爵。行三叩禮。內大臣輔國將軍等。實宮由中階升。陵殿奉安於地宮。葬畢。陳設祭品。孝端文皇后率衆妃。獻爵行禮。諸王。官員亦獻爵行禮。

十月初七日。恭上尊謚曰　應天興國弘德彰武寬溫仁聖睿孝文皇帝。廟號太宗。

(二) 崇德東華錄八

崇德八年八月庚午　上御崇政殿同宮是夜亥刻無疾坐南榻而崩在位十七年壽五十有二奉安梓宮於崇政殿。

九月壬子葬昭陵　十月丁卯上尊謚曰應天興國弘德彰武寬溫仁聖睿孝文皇帝廟號太宗。

康熙元年四月丙辰加上尊謚曰應天興國弘德彰武寬溫仁聖睿孝隆道顯功文皇帝。

雍正元年八月己酉加上尊謚曰應天興國弘德彰武寬溫仁聖睿孝敬敏隆道顯功文皇帝。

乾隆元年三月乙巳加上尊謚曰應天興國弘德彰武寬溫仁聖睿孝敬敏昭定隆道顯功文皇帝。

順治東華錄一には太宗文皇帝大喪儀の模樣を記せども略す。

(三) 清太宗文皇帝實錄採要卷之八、清世祖章皇帝實錄採要卷之一には太宗文皇帝の崩御後、昭陵に安葬する迄のことを簡短に記す。摘錄を略す。

(四) 大清會典(事例)嘉慶版卷三百七十五、光緒續修版卷四百七十六

孝端文皇后大喪儀。順治六年四月十七日。孝端文皇后崩。恭奉梓宮於宮中正殿。設几筵。(中略)凡初祭大祭繹祭月祭百日祭等一應禮儀。咸與太宗文皇帝大喪禮同。

七年二月。奉移實位恭送昭陵。行加上尊謚禮合葬昭陵禮奉移禮。三次祭文均內院撰擬前期。禮部官恭奉至殯宮。（中略）恭上尊謚曰孝端正敬仁懿莊敏輔天協聖文皇后。（中略）奉移日黎明。大學士一人於神主案前一跪三叩。內官舁亭前列御仗一對至黃幄止。大學士詣亭前一跪三叩。奉神主奉安黃亭內。一跪三叩。內官舁亭前列御仗一對至黃幄止。大學士詣幄前暫停。大學士一人詣幄內黃案前。一跪三叩。興。於神主上點石青畢。一跪三叩興。往送各官奉靈駕啓行。大學士奉神主同。行祔廟禮。靈駕至昭陵合葬地宮。咸與太宗文皇帝大喪儀同。

（五）順治東華錄十二

順治六年四月乙巳　孝端皇太后崩。（中略）定制與文皇帝喪禮同。

順治東華錄十四。

順治七年二月丁亥上　大行皇太后尊謚曰孝端正敬仁懿莊敏輔天協聖文皇后　乙酉孝端文皇后梓宮至盛京祔葬昭陵。

（六）乾隆元年版盛京通志卷之七

順治八年福陵昭陵工成。

（七）盛京通志卷二十一（乾隆四十四年版）

順治八年。封山曰隆業。

順治東華錄十七。

順治八年十月乙丑封昭陵山曰隆業山。

（八）順治東華錄十七

順治八年秋七月丙戌　以昭陵饗堂寢殿滲漏革監修工部侍郎滿國祚世職並侍郎录任仍贖身工部尚書星納坐私撤修昭陵夫役五百名且擅停栽樹革世職並牛录任籍其家之半。

（九）大清會典（事例）嘉慶版卷三六八

康熙二年九月改建昭陵。十二月安葬實城地宮。祭酒行禮如儀。

（十）盛京通志卷之二十一（乾隆四十四年版）福陵

康熙二年改建兩陵地宮。修理完竣。以奉安祇告讀文致祭。一如大享禮。焚帛獻酒奉安禮成。

（十一）盛京通志（乾隆四十四年版）卷二十一

隆恩殿に注して曰く康熙三十一年重建大殿

（十二）盛京通志同右）

乾隆四十三年。於前門外。增添柵木四百四十二架。移展紅樁一百二十八白樁九十。青樁四十。四十六年重修　福陵隆恩樓。亞昭陵明樓等工。

盛京通志は乾隆四十四年の重修なるに四十六年の記事を含むこと甚だ疑はし四十四年の誤まりなるや計り難し。他に參考の書なければ暫らく疑ひを其の儘として是に從ふ。

三　文獻の示す規模

昭陵の規模を記せる文獻の中、寓目せしもの次の如し。

（イ）盛京通志

盛京通志には康熙二十三年勅修、乾隆元年增修、乾隆四十四年重修の三種あり。最後のもの最も詳細を記す。

金毓黻氏「遼東文獻徵略」には盛京通志に四種の刻本ありとし、未だ過眼せしことなし。

（ロ）大清會典

嘉慶版、光緒續修版の二種を見たれども、何れも前記乾隆四十四年盛京通志と大同小異に過ぎず。

（八）瀋陽縣志卷一地理

乾隆四十四年盛京通志の註を抄略したるが如き程度なり。

其の他、僅かに觸れたる程度の文獻は少なからずと雖も總て抄略に從ふ。此處には前記の中、最も詳細なる盛京通志によりて、建設物毎に行を變へて列記し、且つ他本により註を加へて理解に便せんとす。

（一）順治八年。封山曰隆業。從祀方澤。山高六丈一尺。長一百一十五丈。

孝端文皇后祔焉

（二）寶城。高二丈三尺八寸。周六十一丈。

（三）寶頂一座。高二丈。四週長二十七丈七尺（瀋陽縣志に長七十九丈七尺とせるは勿論誤。）

（四）正中琉璃照壁一座。（大清會典には影壁とす。）

（五）方城。高二丈三尺三寸。四週長七十九丈。梁口高五尺。

（六）上有角樓四座（盛京通志福陵の條に曰く、上層格扇各四。下層門二。彩油爲飾。）

（七）方城上北面。明樓一座。（大減會典に曰く制重檐と）門二。內碑一座。書太宗文皇帝之陵。

（八）門樓之下。爲洞門二。

（九）門外石五供一案（盛京通志福陵の條に石五供を說明して曰く、供座高四尺。長一丈八尺六寸。寬五尺。上設香爐蠟臺花缾。俱彫石爲之）

（一〇）前爲石柱門二。

（一一）隆恩殿（康熙三十一年重建大殿）殿制三楹。（大清會典には此次に覆黃瑠璃瓦の句を入る。）門四。窻八。殿內大暖閣一座。上設黃緞罩。內設寶牀。帷幔。衾枕。楎椸。以奉神御。小暖閣一座。錦罩。恭奉神牌二尊。上設黃緞罩。閣前龍鳳座二座。福金（大清會典には福晉）椅東西各一。配椅二。五供案一。陳設棹四。朝燈六。俱設黃緞罩。盛弓櫃一。龍毬七。乾隆四十四年。於龍毬上。增蓋黃布雨旱單各七。

（一二）隆恩殿坐臺。高六尺。四週長三十六丈四尺二寸。礓礤三路。中盤龍爲飾。四旁雕石花闌干。

（一三）左右配殿各三楹。門十二。

（一四）西配殿前。焚帛石樓一座。

（一五）（大清會典には此所に次の句あり。勿論挿入すべきものなり。又東西配樓各一座。）

（一六）隆恩門三楹。（盛京通志福陵の條に曰く、樓三層門二と。大清會典には、檐三重門前正中礓礤三路）

（一七）東西茶膳滌器房。房各三楹。（盛京通志福陵の條に曰く、東爲茶膳房。西爲果房。滌器房。昭陵に於ても參考となすべき名稱なるべし。）

（一八）前有碑樓。（大減會典には碑亭とす。）恭立神聖德碑一通。（大清會典には次に亭前礓礤三路とあり。）

（一九）亭前後華表柱四。

（二〇）左右列石麒麟。獅。虎。駝。馬。各一。

（二一）前正門（大清會典には正紅門とす。）三楹。彩油爲飾。門六。

（二二）西爲省牲亭六楹。饌造房三楹。

（二三）東爲更衣亭四楹。

（二四）門之前。齊班房二楹。

（二五）石牌樓一。

(二六) 石橋一。

(二七) 橋之西。爲滌器品井一。

(二八) 橋之南。下馬石碑各二。

(二九) 華表柱二。

(三〇) 石獅二。

(三一) 東西橋道二。

(三二) 繚墻。南面高九尺八寸。(瀋陽縣志に九丈八尺とせるは誤) 東西北均七尺八寸。四週長四百九十五丈九尺。墻內松林翁翳。計一千六百二十五株。左右紅門二。

(三三) 界牌四。週圍界址。其二千五百六十丈。

(三四) 陵前立仗石馬。曰大白小白。乃我太宗當日所乘以略陣破敵者。更らに昭陵の形勢を述べたる一二の文を指摘すれば次の如し。

昭陵形勢。自城之東北。疊巘層巒。至此而寬平宏敞。有包絡萬象。跨馭八荒之勢。遼水右廻。渾河左繞佳氣鬱葱。萬年帝業。不基鞏焉。(乾隆四十四年盛京通志卷之二十一)

山非陡峻而規模爽朗阜接岡連。下臨城闕雉堞樓觀。無所不見。平川廣陌。水匯沙明。延首　闕宮雲霞蒸駿松柏叢駢。豐沛老臣尙有鼎湖之慟也。(高士奇扈從東巡日錄)

四　文獻名と現行名との異同

玆に現行の名稱とせるは、予等が調査當時に於ける守陵官員の使用せるものにして、通俗的稱呼

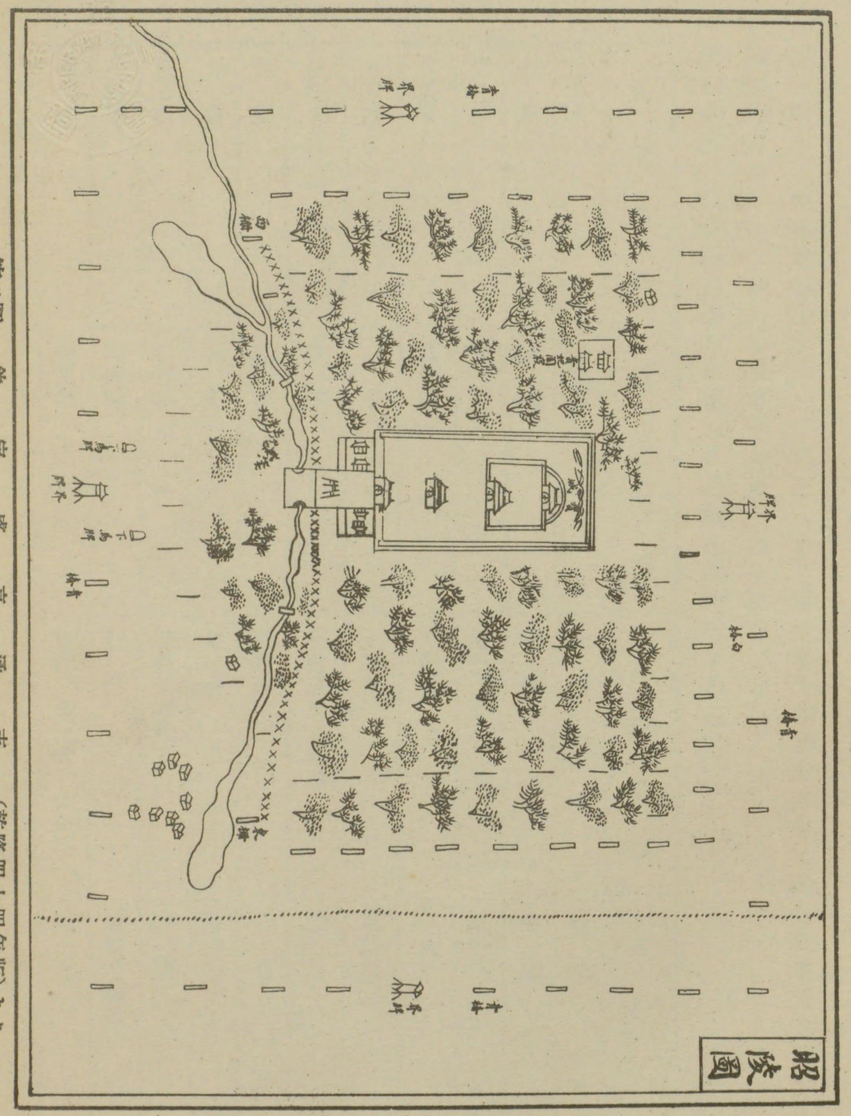

第二圖　欽定盛京通志（乾隆四十四年版）より

と見なすべく、學術的價値については疑なきに非ず。而も本調査報告に是を大部分採用せる所以は、一般參詣者にとりて恐らく便宜多かるべきを思ひてなり。

故に此處に二者の名稱を表示して、異同を明かにせん。（▲を附せるは異なるもの）

文獻名稱	現行名稱
隆業山	隆業山
寶城	寶城
寶頂	寶頂
月牙城	月牙城
方城	方城
繚墻又は繚垣	▲紅城
明樓	明樓
角樓	角樓
石五供	石五供
隆恩殿	隆恩殿
焚帛樓	焚帛樓

文獻名稱	現行名稱
配殿	配殿
配樓	配樓
隆恩門	隆恩門
茶膳房	▲奶茶房
茶膳房	▲儀仗房
滌器房又は果房	▲餑房
滌器房	▲膳房
華表柱	華表柱
碑樓又は碑亭	碑樓
紅門	▲東門、西門
正門、前正門、前紅門	▲前三門

更衣亭	更衣亭又は更衣廳		
省牲亭	▲宰殺亭(又は廳)	齊班房	▲不明
牌樓	牌樓	不明	▲靜房
石橋	▲神橋	不明	▲亮餜房
饌造房	▲三間房子とせるものか。不明	不明	▲陵兵室

五 文獻と現狀とにおける配置の差異

前記文獻の記載と現狀とを比較するに、諸建築物の配置は略々一致す。僅かに正門外の各棟に關し若干の疑問あるのみ。

文獻によれば西に省牲亭六楹、饌造房三楹とあれども、現狀は門房三楹、宰殺亭四楹、附屬三間房子の三棟なり。省牲亭は卽ち宰殺亭に等しきものなるべく、從つて六楹とせるは誤まりといふべし。(假に宰殺廳の柱間を數へて五楹とするも、尙ほ誤まれり。正しとするも)饌造房は恐らく三間房子の名稱なるべし。

東に更衣亭四楹とのみ記せども、事實は更らに靜房一楹、門房三楹を存す。卽ち脫漏なり。最も不可解なるは文獻上の齊班房二楹にして、予等調査當時雜草人よりも高く茂れる爲か、礎石すら發見することを得ず。從つて其の位置はもとより、果して存在したりしやを確むる事すら爲し得ざりき。

既に前節に指摘せるが如く、陵兵室二棟、亮餜房、東西門前の二間房子各一棟は、何れも文獻に記載せられず。恐らく附屬的小建築なるが爲に無視せられたるものなるべく、當時存せざりしものとは考へるを得ず或は門之前齊班房二楹とせるは此の東西紅門前に於ける二間房子を意味せるものなるやも知るべからず。

石獸に關しては各種文獻に

麒麟、獅、虎、駝、馬

の五を示す。記載は常に北より南に進みたれば是を以て北よりの順番と考ふれば、實狀と甚しき差あり。事實は北より列擧するに

象、駱駝、馬、麒麟、走獸、獅子

の順にして、象一對を脫し、配列順序を全く誤まる。茲には守陵官の言に從ひ走獸としたれども、文獻の虎に當るべく、靈獸の象徵化なりと解すべし。

文獻に陵前立仗石馬二とするは陵前なる文意漠然として其の位置不明なれども、石獸群以外に石馬を見ざるが故に、太宗乘馬の大白小白は此の石馬を意味するものなるべし。其他細視すれば文獻には尙多少の誤まりを存すれども、一々指摘するにも當るまじく、從つて是を略す。

第二篇　建築各論

下馬碑——石獅——神橋——牌樓——牌樓兩側の石欄——牌樓北方の石階——更衣亭の一廓——門房——更衣亭——靜房の門——靜房——宰殺亭の一廓——門房——宰殺亭——附屬三間房子——鐵鐘——紅城——前三門——前三門袖壁——東西門——袖壁(照壁)——東門附屬二間房子——西門附屬二間房子——石獸——碑樓——華表柱——仍茶房——儀仗房——膳房——饌房——亮饌房——陵兵室——方城——隆恩門——隆恩樓——角樓——東西配樓——東西配殿——焚帛樓——伏房石——隆恩殿——望柱及牌樓(石柱門)——石五供——明樓——明樓下の洞門——琉璃照壁——月牙城——寶城——寶頂

前記の觀察及び圖譜の順に從ひて、南より北に向ひて敍述せんとす。但し詳細部に亙る點は第三篇を以てすべし。

一　下馬碑（圖譜第二、八八圖）

玉帶河北に二、神橋南に二、東西紅門前に各一、計六座を算す。何れも裝飾なき石臺上に碑身を立て、四隅を抱鼓石狀の劈形ある隅石にて支へたる形式に屬し、碑身は前後兩面共に中を彫り凹め、上部に如意頭の如き形を刻み出したり。

玉帶河北の一對には滿漢文もて

諸王以下官員人等至此下馬

とあり。他の四座には

官員人等至此下馬

と刻む。

各碑の大さは略々等しく僅少の差を見出すのみ。

碑身高さ　三・一六米前後
同　幅　一・〇六——一・一〇米
同　厚　・四二五——〇・四四五米
臺　座　二・五〇五——二・五六五米

盛京通志卷二十一によれば次の記事あり、東西門に下馬碑ある所以を知るべし。

聖祖仁皇帝回鑾時、率王以下各官、恭詣福陵昭陵、行告辭焉、是日、不啓正門、聖祖仁皇帝進旁門下馬、諸王於旁門下馬、各官於紅柱前下馬。

二　石　獅（圖譜第二二圖）

神橋南方の石獅は、牌樓及び石獸列の石獅と相似たり。その裝飾及表現の技巧に至りては此の石獅最も優秀と云ふべし。

三　神　橋（圖譜第三、八四、八五、一四二乃至一四五）

甎築三連の迫持(アーチ)橋にして、上部に板石を敷き左右に石欄を設けたりしが、今は大破して石欄散亂し往昔の狀を知り難し。

石欄の各片を一々調査し、以て復原圖を作製すべき要あれども、其の暇なかりし爲、主要なる彫刻文樣を採るに止めたり。小鳥、馬等の動物文、蓮花、草花、唐草等の植物文、波、雲等の自然現象文樣。その文

様の種類最も豊富なれども、而も幾何學文を殆んど缺けるは注意すべき現象なり。遺物によりて見るに、神橋の兩端には小獅を載せたる石柱を立て、且つ袖勾欄を設けたること推察に難からず（第八四四圖參照）此の小石獅の表現甚だ奇拔にしてユモアに富む。恐らく神橋の勾欄は、他の石作とは異なれる人の計畫になれるものなるべし。

神橋に用ひたる板石を注意するに、中には明かに石碑なりしものあり。文字磨滅して明かならねども、その文様より見て古きものに非ず。又時に文字を刻せる石あり例へば九千とせるが如き其の一例なり。何を意味せるかを知らざれ共、石匠の戲か又は後人の所爲なるべし。石碑に至りては補修の際に使用せりとするも尙ほ支那に於ける施工材料蒐集の系統を知る上に興味ある資料なり。

四　牌樓（圖譜第四、五、七二、八八圖）

板石敷の床上に建てる四本の大石柱を主體として、三つの門を設け、四注屋根三を、中央高く左右低くして二段に配せるものにして、總て砂岩より成る。

方柱は唐戸面内側の方立は圓面取り。柱脚に五對の石獸（獅子及びそれに類する瑞獸）四方に面せり。三つの門は中央のもの高く、左右低し。（中央梁下端迄の高さ、四九七米、左右梁下端迄の高さ三五五米）梁、欄間、大棟等の横材には、浮彫、透彫等の精巧纖細を極めたるを施し、方立上部持送りの雄健なる彫刻と相ひ對して、面白き階調を示せり。四注屋根は軒二重角棰にして、四手先組物に支へられ、兩端に正吻を擧ぐ。組物は中央柱間に六、左右柱間に四を入れたるが、兩端及び側面に至りて間隔甚だ密となる。尾棰の末端には獸頭を附し左右に雲文の華版を加へて飾れり。

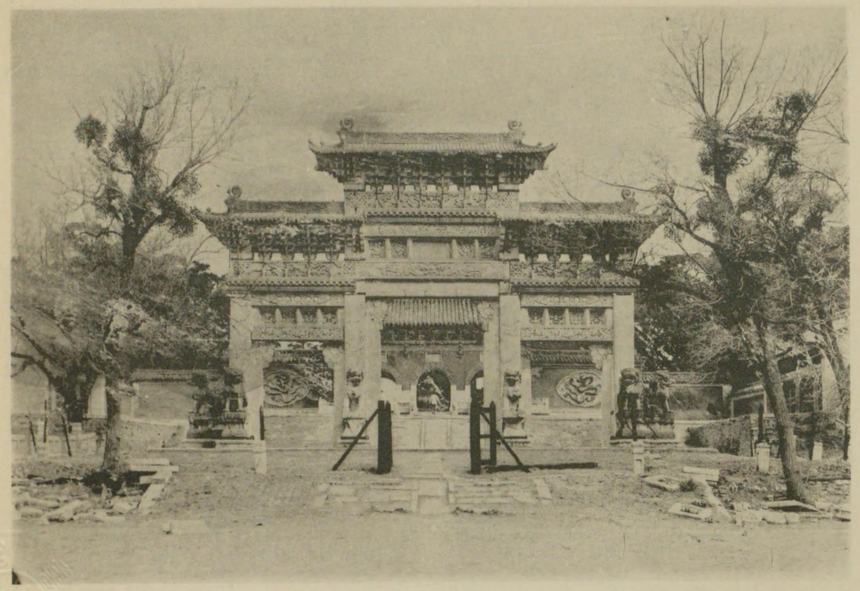

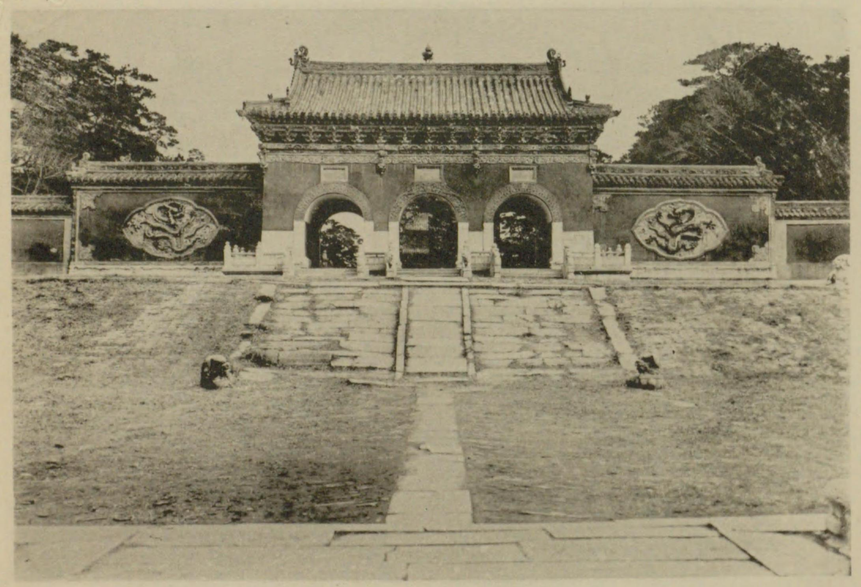

第三圖　（上）牌　樓
　　（下）正　門　（昭和二年二月撮影）

全體の形態整齊、細部裝飾の優秀なるは、全構築が石を以てせられたると共に、稀に見る點にして佳作といふを得べし。

五　牌樓兩側の石欄（圖譜八一、八二、一四一、一四六圖）

牌樓の側方及び南方には嘗て石欄を周らし、石獅を配したるが如しと雖も、今既に頽廢に歸して石灰石以て造れる勾欄若干を殘せるのみ而して遺物により推察するに、此の石欄は更衣亭、宰殺亭の兩紅壁隅より發して南走し、やがて直角に折れて牌樓南方に一線を描き、前方石階の兩側に至りて終りしなるべし。

花卉を中心とし或は象徴的文樣を中心とせる唐草文等を透し彫りとせる石欄の意匠は、一部神橋のそれと相似たる所あるも、彼の如き奔放性少くして沈靜なり。且つ石作の技巧は一層洗練されたれば往時の盛觀想ふべし。

六　牌樓北方の石階（圖譜第八三）

此の石階は普通のものと異なり、中央は段なき板石を斜に置けるのみ、左右は板石を横に數十條刻みて鋸齒形となせるものなり。斯く段形を設けざる制は、東西門に於ても使用さる。

予等調査當時は雜草深くして附近の狀を明かになし得ざりしが、石階の兩側下には石獅を配したるを見出したり。更に石段を昇りて石壇に立てば再び石獅を見る。是等の臥せる石獅は優秀なる作に數ふべし。

七　更衣亭の一廓（圖譜第八乃至一五圖）

門房の左右より墻壁走り、紅城の一部と相ひ合して更衣亭を包み、更に後方に靜房の一廓接續して、不均齊の平面となれり。

墻壁は甎築にして紅色漆喰を塗り、上を黑色本瓦葺となす（高さ二・五五米 即八・四一五尺）黑色裝飾瓦を以て怪獸五を浮き出せり。中央にある更衣亭の背面墻壁には照壁一座あり（圖譜一〇〇、一一圖）黑色裝飾瓦を以て怪獸五を浮き出せり。中央にある大なるは麒麟なるべし。四隅にあるは上の二が龍、下の二は麟に近けれども明かならず。此の浮彫手法甚だ巧妙なり。

照壁は切妻鞍子背、本瓦葺、軒一重角棰、妻に三つ巴の裝飾あるを注意すべし。

八　門房（圖譜第六、八、九圖）

三間七架、木造、側壁のみ甎築、切妻黃釉瓦本瓦葺、大棟兩端正吻、軒二重角棰、地棰端四葉文、飛棰端卍文、出組。

柱は五列ならび、中央柱間に兩開き板唐戶、前後列の柱間に兩開き金網扉を挿入す。從つて扉のあること三列、その數計十八、床には甃を敷く。

木部紅色にて、梁桁等の橫材には種々の彩色文樣を施し、特に中央柱上の欄間に於ける彩畫は、異色に富みて興味深し。

本建築に於て最も注意すべきは、前後列の柱が、上方に於て內側に少許（約八寸乃至一〇寸）の轉びを示せる點なり（圖譜第一一、三圖參照）

此の狀は側壁を一見すれば何人も氣付く程度の效果を與へたり。是が原因は頹廢甚しくして後修理を行へる結果とすべきか、或は創建時に於ける計畫となすべきか明かならず。斯る現象は此の一廓のみならず宰殺亭の一廓に於ても見るものなれば、恐らく多少は計畫的と考ふるを得べく、是に依つて安定觀を與へんとせるものならんか。

九　更衣亭（廳）（圖譜第一一、一五、八九圖）

甎築（石緣のみ）の壇上にあり。壇の高さ五五糎。中央に三間二面の木柱塘壁の室ありて、その周圍壁より半間を隔てゝ列柱を配す。前後列は六柱、左右列は五柱、吹き放しとなす。——故に是を五間四面といふも過誤なりとは言ひ難かるべきも、盛京通志が四楹とせる所以は、兩端を半間と見なし、計四間となせしによるなるべし。

入母屋黃釉本瓦葺、大棟の兩端に正吻、降り棟に旁吻鬼龍子。妻には黃釉瓦の懸魚を用ゐ、その下方に尖拱の孔あり。その他の部分には紅色漆喰を塗れるのみ。軒二重角棰、地棰四葉文、飛棰卍文、二手先、四隅扇棰甎壁三間二面は、前後面の中央一間を出入口として四枚の扉を入れ、前面の左右各一間には四枚の格子障子を挿入すれども後面は單に壁のみ。

本建築も亦、壁及び柱ともに上方が內部に向ひて多少の傾斜をなせり。

壁の傾斜　高さ四米に對し約四糎

柱の傾斜　高さ三・二五米に對し二乃至三糎を普通とすれども、地盤の下りたる所にては八糎に至るものあり。

一〇　靜房の門（圖譜第八圖）

甎築、切妻黑色本瓦葺、兩開き格子唐戶、扉及方立紅色、正面は矩形の開口、上部に持送刳形を積み出

せるが、背面は迫持（アーチ）となせり。屋根幅よりも大棟の幅せまく、末端を空（ス）かせて丸棒にて支へたるが如き取り扱ひは、大棟末端の素朴なる手法と相ひ應じて、面白き效果を生せり。幅一・三四米の小門なれども、その形愛すべきものあり。

一一　靜　房（圖譜第九）

靜房は淨房卽ち厠の謂なり。

甎築（緣の石）の基壇上にあり。方一間、正面に六枚の扉、左右後の三面に六枚宛の障子。甎壁は單にこの窓下の腰の部分のみにして、他は木造なり。寶形屋根には瓢箪形に近き寶珠をのす。黃釉本瓦葺、軒二重、隅のみ扇垂出組。天井には文樣入壁紙を貼りつけたれば、その架構狀態を明かにせざれども、恐らく梁を斜に架して方形を四十五度廻轉せるが如き形を示せるものなるべし。（四三、七二頁參照）

床の中央より南に寄りて、石灰石の一枚石を置き、是に瓢形の孔を穿てり。床下は空洞をなす。是れ用便のためなる事を知る也。其の他の部分は甃を敷きつめたり。其の敷き方、前半は布にして後半は四半なり。斯く變化あらしめたる理由は知り難し。或は後世重修に依れる結果にはあらざるか。

一二　宰殺亭の一廊

門房の左右よりの墻壁が圍む一廊にして宰殺亭、三間房子の二棟あり。此の場合にも、宰殺亭の背後に照壁一座ありて、瑞獸を彫刻せる裝飾瓦を嵌めたり（圖譜第一〇、一五圖）怪獸は略々更衣亭の場合に類す。

一三　門　房（圖譜第六、六、六、九〇、二一三圖）

更衣亭門房に等し。

一四　宰殺亭（廳）（圖譜第六、一〇、一五、六、七、七、九〇圖）

文獻の所謂省牲亭にして犧牲を扱ふ場所なり。規模、更衣亭と略々等しけれど、破損甚かりしと覺しく、今既に修理を經たれど、壁は傾き大虹梁及び柱には添木を施して是を支へたり。梁等に於ける彩色裝飾は近代の手を加へず古色を多く存して見るべき點多し。

一五　附屬三間房子（圖譜第七圖）

饌造房三楹とは是なるべし。

三間二面、側壁は木柱甎築、切妻黃釉本瓦葺。本建築には扉の類を一切使用せずして吹き放しとなす。前面に二本の柱を立てゝ入口を三分し、背面には中央に狹き開口あるのみ。床は土間にして中央北寄りに粗雜なる竈一あり。北出入口に近く煙突を設く。饌造房たる所以なり。

側壁卽ち妻に高く二段の窓をとり、且つ中央に面取り角柱を立てたる點は、北陵諸建築物の中にて類例なし。本棟は其の施工粗、軒低く（柱長二・〇五米）して主要建築物にあらざる事を示せり。

內壁の白漆喰が煙の爲に黑くなれる表面は一面の樂書き也。而も大部分は日本人の筆にして、中には日露の役の頃のものもあらんも、然らざるもの亦多きが如し。甚だ不快を覺ゆ。

一六　鐵　鐘（掃入圖第四圖）

東門を出でて東南に約半丁位行きたる所の松樹の枝に吊せり。

下部八稜にして、草花、龍、八卦等の文樣を上帶下帶等に配せる鐘にて、異色なし。下部の直徑約一米厚最も厚き所にて三糎。

第四圖　東門外の鐘

其の中帶に銘あり。曰く

大清國　盛京奉天府工部理事官商金納副理官格勒布

督造委官劉可娛撥什庫徐貴爐頭趙應乾

大清國順治十五年歲次戊戌仲夏夷則吉旦成造一千斤

同じ相對せる位置に滿洲文字の銘あり。是に依りて此の鐵鐘が昭陵創建後、久しからずして鑄造せられたるを知る。

一七　紅城

文獻の線墻なり。

甎築にして厚さ約一米に近く、南邊のみ黃釉瓦、他の三邊は黑瓦を以てせる本瓦葺。壁に紅色を塗る。既に述べたる如く南中央に前三門(正門)、東西に小門各一、計三を開けるのみ、長く走れる紅色の壁は、松の綠と相映じて壯快なる景觀を呈す。

南面の高さ三・一五米(一〇・三九五尺)東西北三面の高さ約二・五五米(八・四一五尺)なり。文獻によれば南面九尺八寸、東西北均高七尺八寸とあれば、約六寸の差あり。

四週長は外法にて一五八五・三米(五二三一・四九尺)內法にて一五七六・八米(五二〇三・四四尺)なり。文獻の四百九十五丈九尺とあるに比して大差あり。

一八　前三門　(圖譜第一二、一三、一四、一五、一六、七二、九一圖)

石灰石造の基壇(高五十糎)の上に建つ。壇は前後ともに同形にして、三つの石階を設け其の周圍に勾欄あり。石階の左右なる袖勾欄には抱鼓石に雲文を加へたるを附し、中央石階のみには更に抱鼓石

の代りに石獅を加ふ。勾欄は石灰石造にして、一定の間隔を置き瓢に近き寶珠をつけたる親柱あり。其の中間なる平桁地覆の間に彫刻を加へたる板石を挿入す。

門は甎壁を主體として是に紅を塗り、腰の一部に石を用ふ。開口前後ともに三を算し、計六の迫持より成り、前後の迫持間には高き穹窿形の漆喰天井を設けたり。三開口に兩開き板唐戸を挿入し、扉は獸環を以て飾る。迫持石（ヴーソワ）の表面には、中央門に雙龍が寶珠を捧げたるを、左右門に唐草文様を浮彫せり。迫持の上には綠色の石額を嵌め込む。

入母屋黄釉本瓦葺、大棟の兩端に正吻、中央に寶瓶を擧ぐ。軒二重角垂、二手先。軒廻り組物など一切黄釉綠釉の陶製品を用ゐたり。是が爲に軒の出は自から制限せられ、輕快の趣を缺きたれども、一面に於ては色彩の華麗を以て此の缺陷を補ふものあり。此の贅を盡せる中に、隅に於ける三個の棰が木に著彩せるに過ぎざるは注意すべく、構造上已むを得ざるに出でたるものなりとするも、支那の施工法が如何に細瑾を顧みざるかを知る資料となすべし。

石壇の敷石の配置も亦見るべし。一見何等の巧みなきが如くにして、而も主要通路に於いては配石を整齊ならしめんとの意圖を常に働かせるものゝ如し。故に粗の裡にも左右均齊的配列を窺ふを得べし。

一九　前三門袖壁（圖譜一三、一四、一五圖）

前三門（正門）の左右に出でたる翼壁をいひ、紅城に接續するの段階の如く見ゆるごときには袖壁と記せども、照壁として不可なかるべし。

左右の龍は著彩陶瓦製にして、常に中央に向ひ、向つて右なるは黒紫身、左なるは綠身にして稍肥大を示す。著彩豐かにして躍動の狀、最も見るべし。四隅にも亦彩釉陶瓦の唐草文樣を欲めたり。陶瓦以外の壁面は總て紅色の漆喰を用ふ。屋根四注、黄釉本瓦葺、末端に正吻を擧ぐ、蓋し門の華麗と相俟ち先づ人目を驚かしむるものと云ふべし。

二〇　西東門　（圖譜第一八、九二、九三圖）

紅城の東西に開きたる紅門是也。外觀及び構造は前三門を小にし、迫持を一にせるものに過ぎず。石灰石の基壇（高三〇糎）前後に石階一あれども勾欄其他の裝飾なし。壁の紅なる、上方に彩釉陶瓦を以て豐麗なる裝飾を施したる、總て前三門と同一手法なり。

然れども前三門は其の幅廣くして屋根との調和必しも難ずべからず。此の東西門の入母屋は、全く壁の幅に對して調和を缺き、完好なる姿と言ひ難し。軒の出淺きと入母屋にせる弊は、此所に至りて失敗を招けり。然れども側面より見るときは未だ捨つべきものにもあらざるが如し。

二一　東西門の袖壁（照壁）　（圖譜第一三、一八圖）

彩釉陶瓦の龍が躍動せる貌、前三門と相似たり。然れども是を仔細に見れば少許の差異常に存せるを知る。最も著しきは全形を包める四葉狀にして、東西門のものは前三門に比して、膨脹性を示し、曲率の變化多く、前三門のものは遙かに楚々たる感あり。

二二　東門附屬二間房子　（圖譜第一七、九三）

門外北側に南面せる小房子にして、周圍に低き墻壁をめぐらせり。卽ち門房也。

木柱甎壁、切妻鞍子背、黒色本瓦葺、南にのみ廣き窓及び出入口を設け、北の窓は今閉ぢて使はず。平面は中間の低き壁によりて二つに仕切られ、一方に炕ある室、他方は竈を置ける室とせり。床は甎敷。現在居住せる人なく、甚しく荒廢に歸せり。

二三　西門附屬二間房子　（圖譜第一七、九二圖）

東門外のものと類似し、僅かに木造門あると、北側窓のふさぎ方、煙突の形に差を見出すのみ。予等調査の當時は、前三門を閉ぢ、觀覽者は總て西門より入りたれば、此の二間房子は商賈等の起臥する所なりき。

二四　石獸　（圖譜第一九乃至二二圖）

前三門と碑樓との中間に六對、東西に併列相ひ對す。總て矩形の石灰石造臺座上にありて、熔岩もて獸形を刻み出せり。相ひ對せる一對を以て、多くの場合雌雄を意味せしめたるが如し。北より象、駱駝、馬、麒麟、走獸、獅子の順に配し、象、馬は立ち、駱駝は四脚を折りて伏せ、他の三種は坐せり。各獸の間には其の性質上自から大きさに差ある上に、斯くの變化を生ずるに至る。其の一例を示せば

	石獸高さ	東列臺座上部の長さ
象	二・〇〇米	三・七〇　米
駱駝	一・五三米	二・三七　米
馬	一・九八米	二・二八五米

麒麟　一・八〇米　一・七七米
走獸　一・七五米　一・七七米
獅子　一・九〇米　一・七八五米

斯くの如く各石獸は量に於て差ありて、最大なるものを北に置き、小なるを南に配す。且つ概要にて述べたるが如く、石獸群は一直線上に並べるに非ずして、象と象との距離に比し、獅子間の距離は著しく大なり。卽ち南方ほど間隔大となるなり。斯の如く形の大小高低と間隔の差異とあるは、是れを計畫者の意匠によるものと見るを得べく、偶然の所産には非ざるべし。※※

石馬は前考の如く、太宗の愛乘たりし大白と小白とを意味するが如く、共に雄なるも是れを證するものなるべし。

走獸と記せしは餘りに漠然たれども、靈獸を象徵することは明瞭にして、文獻に虎とせしは勿論疑問に屬す。外貌に角なく頭上一角の如く盛り上り、肩に近く雲文の火焰ありて、脚は牛の如く、體軀は平滑なり。故に獅子の如くして然らず、麒麟に近くして稍異なる、宋李明仲營造法式(三卷第)に見わたる狻猊に類する所なきに非ず。狻猊は元來獅子を意味せるものが、後世變化して二者異なる表現をとるに至りしものゝ如く、故に或は狻猊と一脈の聯關あるべきか。※

▲大熊喜邦工學博士著「趣味の建築講話」石獸の章に昭陵の石獸を記して次の如く說明す。一參考たるべし。

※「石虎は一本に虎とあり、一本には白澤とある虎は古來山獸君也と稱せられ、白澤は東望山有澤獸一名白澤能言語王者有德明照幽則至、昔黃帝狩巡至東海此獸有言爲時除害と記されて居る。石獸の一が虎であるか白澤であるかは判然しないが、形から云ひ白澤が瑞獸とも云ふべきものである所から見ると白澤であるかも知れぬ。

※※「その配列に就いて巨細に觀察すると、百獸の王と云はれてゐる獅を置き、次で瑞獸の類である白澤古來瑞獸として傳へられた麒麟を置き、次に太宗の愛馬、大白、小白を併べ、其後に勞役に服する獸類なる駱駝及び象を置いてある樣に思はれる。そしてこの配列法が、この六種の獸類を配する適切な仕方で、或は古制に倣つたかは知らぬが面白いことと思ふ」

二五　碑樓　(圖譜第二六乃至三〇、九四圖)

刳形を施せる石壇(高さ一米)上にあり。壇には四方に石階を設く。

重層、入母屋黃釉本瓦葺、外部上層三手先、下層二手先、軒二重、地棰圓形繧繝文、飛棰角形卍字、隅のみ扇棰、四隅に風鐸あり、軒先一列の丸瓦には留めの釘頭に釉瓦製品を用ひ、四枚目毎に金色の釘頭を入れたり。四壁の中央に迫持の出入口ありて網扉を挿入す。壁は紅色に塗り、腰隅のみに綠色の石を嵌めたり。注意すべきは、外部壁面に多少の轉びある點にして、其の傾斜は壁上部にて一糎半前後なれども恐らく偶然の結果にはあらざるべし。

上層方一間の平面なるが、下層は更に半間宛四方に增加し、上下層平面を同じくせず、爲に甚だ安定なる感じを出せり。上層一面の組物十組、下層十四組なるは、二者の屋根幅の差を示し、上下の比例を察せしむべし。

室內は方形四十五度旋廻式◇とも稱すべき架構をなし是により二重折上格天井の形式をなすに至れり。然れども日本に於ける如く支輪板を用ゐず、四手先組物に依れり。格間には圓形に草花、四隅に龍及び唐草文を彩畫し、其の他の木部にも一面に彩畫を施す。內部の彩色は旣に重修を經たるものならんも、古色を帶び愛すべきものなしとせず。

中央に大理石造の大龜趺ありて、大清昭陵神功聖德碑を載せたり。龜趺の周圍にも大理石造の座あり。座には一面に波文、其の四隅に龜、魚、蟹、蝦魚？が渦巻をなせる波より浮び出でたる狀を刻みせり。其の技巧の妙、表現の秀拔は、大龜趺の彫刻とさゝもに、最も賞讃に價すべし。

石碑は大理石造にて南面に漢滿兩文を以て記さる。其の漢文のみを次に揭ぐべし。

大清昭陵神功聖德碑

天以神器界國家洪惟　皇祖太宗文皇帝智勇神聖光昭　太祖高皇帝丕緒帝紘皇綱是廓是恢幹不庭方構造鴻業垂裕　皇考世祖章皇帝大一統之基貽億萬禩無疆之休維予小子纘承　聖緒念　陵寢宜有功德之碑敬勒貞珉昭示無極敍曰　太宗應天興國弘德彰武寬溫仁聖容孝隆道顯功文皇帝諱皇大極　太祖承天廣運聖德神功肇紀立極仁孝睿武弘文定業高皇帝第八子也　母孝慈昭憲敬順慶顯承天輔聖高皇后生而神靈狗齊明敏龍行虎步顏如渥丹嚴寒不栗舉止非常　太祖皇帝特鐘愛焉既長英武豁達孝弟恭敬慈愛和順秉心寬弘好觀書史一有聞見終身不忘沈幾果斷群望攸屬天命十一年八月　太祖皇帝升遐諸貝勒大臣咸推我　皇祖才德冠十五踐阼之後愛養人民撫綏中外崇儉務本修政任賢仁聲義問無遠弗屆除慝討貳用整六師迺擊蒙古執一十四貝勒奏凱入朝下迺征朝鮮克義州進拔漢山城入安州抵平壤朝鮮王李倧遁江華島遣其弟覺來行成遂盡反所收地與盟而還迺征察哈爾剪多羅特部落編俘獲爲氓迺伐明自遵化臨北京略良鄉斬其將滿桂孫祖壽擒其將黑雲龍麻登雲還拔永平迺收大凌河降其將士於走孔有德耿仲明等航海來歸迺征黑龍江厄爾喀下之察哈爾舉國來附獲歷代帝王傳國之寶天聰九年冬群臣勸進尊號　皇祖辭讓

再三明年四月表上　尊號曰寬溫仁聖皇帝建國號大清改元崇德告於　皇天后土追王　列祖上　太祖高皇帝　高皇后尊謚群臣咸上表賀乃錫宴肆赦是年朝鮮毀盟討之拔其都載飛舸於車凌江華島李倧自縛請爲臣釋之還幷歸其俘獲朝鮮感服勒石南漢以銘勳德遂率水師渡海克皮島既而大出師遣將毀關入分左右翼由涿州略地至山西界復自臨清渡河破濟南克城四十有九降者八與明兵五十七戰皆捷六年圍錦州入其鄂洪承疇以兵來援　皇祖陳師於松山杏山之間明兵號十三萬望見　皇祖張黃蓋往來指揮皆懼謀夜遁我師分道急擊連大破之擒承疇降祖大壽錦州松山杏山塔山悉下又命將入關破克州東抵寧海克城八十有八者六陣敗明兵者三十九於是天戈所指罔不率俾黃河之源青海之濱使大役鹿之國來賓恐後野駝奇獸黑狐紫貂重譯來獻聲教之遠功烈之盛古未有也嗚呼維我　皇祖克配天心誕膺景命聰明睿知神武不殺懷柔以德變伐以威大勳用集大猷是程無有內外乃罔不卽叙親九族正百官脩明典章誕敷正教隆郊丘廟祀之儀定頒曆朝會之禮辨鹵簿旗章服御之制聲名文物炳然弘備釋奠孔子以四子配立文館譯書史於翔鳳閣俾儒臣記注得失開科目取士　諭臣下盡言無隱論功封兄弟子姪爲諸王貝勒外藩蒙古亦論功封爵有差優禮降臣寄以心膂賞罰詳明斷獄平允綱擧目張仁至義盡至於審制度定律令斥邪術禁喪祭蹤禮者務農桑廣漁獵以豐民食皆可爲萬世法凡勤勞國事者賜與必優渥召近臣入宮日至再三講論政事以賓禮遇之諸國新附之人入見必詢其姓名世系慰勞如舊識　天語藹然以故雖至難馴者無不悅服如薩哈爾察卦爾察瓦爾哈虎爾哈諸國素不習禮法亦貢獻稱臣其貝勒大臣至俱恩遇之如子弟故其部落降者相繼常念中原生民塗炭欲與明和好惟務脩德不樂觀兵屢貽書明邊帥曰朕意在講和不忍無辜赤子慘罹鋒鏑明之君臣置若罔聞致煩　天討然每出師必　諭諸將

授以兵律嘗曰明之土地人民　天以與我是民卽我民也故師行雖嚴不入屯堡士卒死優弔問不遺每戰勝攻取符瑞駢必曰　上天眷佑惕然祗懼克敵必祇告於　廟盖敬　天尊　祖勒民若是其至　豐功厚澤與天地同久大有國史所不能盡書者矣崇德八年八月庚午崩　聖壽五十有二在位十有七年九月壬子葬昭陵隆業山嗚呼八音遏密萬國感痛實惟　至德深仁爲生民主以弘我國家之大寶命愾優見聞陟降庭止謹述盛概拜手稽首而系之以頌曰於赫　皇祖纘　太祖之緒誕敷乃文孔奮厥武整我師干拓我彊土東奠朝鮮西讋蒙古貳者復之服則釋之降則燐之賢則臣之有言遜志則遏之有言逆耳則必納之治分六曹職統三院筆削史臣書譯文館與神爲謀以古爲鑑制禮明刑儀章是憲一人有慶肇域四方四方來王自天降祥和鸞鏘鏘旂旂央央聿昭茂祉煒燁耀章光乾符效璽坤儀開奥既協靈圖誕升顯號濟濟師師羣工舞蹈曆數攸歸謳歌前導乃禋乃祀于　廟于　郊乃燕乃射于野于朝乃救乃宥于狂于牢乃漁乃獵于狩于苗乃命紫官清寧正中麟趾在右關雎在東崇政篤恭翔鳳龍文德武功以綏萬邦松山之陰杏山之下戰士連營崇墉百堵取彼元戎繫之以組肅將　天威救民水火屹屹桓桓王旅所經而幽而幷而冀而青而兗而徐克其百城涉河踰濟及於東溟時乘以乾帝出乎震罔有遐邇民莫不信或獻其琛或輸其賮河源海壖協靈效順有典有則貽萬子孫言爲丘墳績媲農軒佑我　皇考大啓幅員允　皇祖之德　皇祖之勳瞻仰　昭陵在盛京之北雲霞所棲松栢斯植有穹者碑昭宣世德第祿來崇時萬時億

康熙二十七年十二月初五日孝孫嗣皇帝玄燁謹述

二六　華表柱（圖譜第二一三、二一四、二一五、一四五）

神橋の南に一對前三門の北に一對、碑樓の北に一對、計六あり。更に隆恩殿北の望柱とせる石柱門の一對を加ふれば計八なり。

文獻に碑樓の前後に華表柱四ありとすれども、北に二あるのみ、恐らく前三門北の二を指せるものなるべし。

神橋南方の華表柱は圓柱にして、是に雲及龍文を浮彫りとす。（高さ五・〇八米、石灰岩臺座八角）上部には蓮瓣以て受けたる圓形臺あり。其の下方に砂岩製の横挿しありて、東のものには日及雲文、西のものには月及雲文を刻む。頂上に置ける麒麟らしき怪獸は南面せり。思ふに華表柱の製作に於ては是を最も優秀と見なすを得べく、特に麒麟の雄健豪壯なる他作の遠く及ばざる所なり。

前三門北の華表柱は、意匠殆んど前者に近し。只、麒麟が北面せると、横挿しに於ける日月文なきを異にするのみ。

碑樓北の華表柱一對は、麒麟の代りに寶珠柱を以てし、柱頭臺座の蓮を單瓣とし、且つ八角石柱に雲文のみを、浮彫りしたる點を異にせり。更に周圍の石欄完全に存し、八隅の親柱に石獸をのせたり。此の小石獸は獅子二種、麒麟、虎（走獸）を一對宛並列せるものゝ如し。石欄の透彫りには雷文系と三角格子（龜文系）との二種を交互に配す。石柱臺座の浮彫亦見るべく、概して石獸臺座に於けると相似たり。

要するに華表柱は何れも、石工の技術を充分發揮せるものにして、意匠亦佳といふべく注意すべき作品なり。是を隆恩殿北の望柱石と比較すれば、技巧の優劣自から明かなるべく、後者の駄作言を俟たざるべし。

二七　仍茶房（圖譜第九五圖）

文獻の茶膳房なり。

低き甎築周石の壇（高さ四尺）に立ち、前面に石階あり。中央に三間二面の木柱甎壁の室ありて、四周に半間の吹き放し列柱を配す。從つて平面四間三面といふを得べし。前面中央に出入口、其の左右に窓あり、他の三面にも各々窓を設け、大なる格子障子を挿入す。

入母屋、黑色本瓦葺、軒二重角垂、垂端綠色、隅扇垂、二手先組物にして軒の出深く、且つ屋根の曲線亦惡しからずして、外形優秀といふを得べし。柱上持送り及び木鼻に多少の彩色を見せたれども、他は木部總て紅色に塗る。圓柱下の礎は蓮瓣を用ゐずして圓き饅頭形繰形を以て代へたり。

室内は壁天井に白紙を貼り、床に甎を布き、炕を設く。三方に連續せる炕には蓙を敷ける儘、年古りたり。本建築は今、賣品等を一時收むる物置きに充てたり。

二八　儀仗房（圖譜第九五圖）

文獻の茶膳房なり。故に外觀全く仍茶房に類す。今は休憩所に充てられ、且つ事務所の用を辨せり。從つて室内の炕を改造して二隅に小なる炕を殘すに止め、近代の調度器具を置く。外觀亦多少新味を帶びたり。

二九　膳　房（圖譜第三二、九六圖）

文獻の滌器房なり。

仍茶房に近似すれども、後壁に窓なし。室内に竈を置けるも亦相異點なり。前面屋上左右に煙突を配せるも前二棟に見ざる所。室内に食器庫と思はるゝ大なる櫃二を置く。

三〇　饌　房（圖譜第三二、九六圖）

文獻の果房なり。

膳房と全く等しく、僅かに炕を三方に連續せるを異にせるのみ。此の炕は恐らく東西相對して同形を置けるものなるべし。卽ち饌房は仍茶房と同じく、儀仗房は膳房の如かりしなるべし。

三一　亮饌房（圖譜第三二、九七圖）

重層、三間、木柱甎壁、切妻黑色本瓦葺、軒二重角垂、組物なし。木部紅色塗り。前後面共に第一列を吹き放しとし、第二列目に初層は甎壁、第二層は棧唐戸を挿入す。且つ第二層は第一列柱間に雷紋系の組子を入れたる勾欄を設く。側壁に沿ひ左右に大煙突を置けるを以て見れば、本建築物は恐らく當初より現時と等しく、厨房なりしなるべし。

初層は内部を三室に區劃し、中央及び南の二室に炕、北の一室に竈を設く。南の室は同時に食堂の用に供せり。現在陵兵に非ざる華人數名此所に住す。

第二層に昇るべき階段は今除かれ、且つ許可されざりしを以て調査不能に了れり。

三二　陵兵室二棟（圖譜第三二、九七圖）

東の一棟は五間、西の一棟は三間、何れも木柱甎壁、切妻黑色本瓦葺、軒二重角垂にして、北陵中、最も粗末なる建物に屬す。

五間の陵兵室は、北の二間を使用せるのみにして、殘りの三間を閉ざせり。二間の部分は北の一間を入口及び從者の室に充て、次の一間を守陵官の室となす。床に甎を敷き、天井及壁に白紙を貼る。

三間の陵兵室は、北の一間を出入口として炕の焚口を設け、他の二間を陵兵の居室となす。炕を設け壁に武器を吊して、常に兵士休息せり。

三三　方城（圖譜第一、四〇圖）

方城は甎築の城壁にして、基底を稍々廣くして上方を少しく内方に傾斜せしめ、以て堅固ならしむ。其の傾斜約四十糎。

上部は平滑なる歩道となし、外方に女墻（梁口）を設け（厚さ約七三糎）内方にも甎墻（厚さ約三八糎）を周らしたり四隅に角樓、南中央に隆恩門及樓、北中央に明樓及洞門を設けたれば此の部分のみ幅を廣くし、高さを增したり。歩道の平面は少しく内方に傾き、雨水は方城内に注入するが如き施設を示す。

高さは位置に依りて多少の差あり南外側地面より歩道中央迄にて約七・一米（二三・四三尺）北面外側にて七・六米（二五・〇八尺）にて、文獻の二丈三尺三寸は前者に近し。又梁口五尺とあれども實際は四尺に及ぶもの少し。

四週長は上方内法線を延長せる矩形とみなして四一・八五米（一三八一・〇五尺）にし、文獻の七十九丈と大差あり。若し上部外側墻壁線を以てせる矩形とすれば概算一五三〇尺、更に突出部迄も加へんか、文獻の七十九丈は約半の數を示せるに過ぎざる也。

三四　隆恩門（圖譜第三三、三四、九八圖）

方城の南中央に開きたる洞門にして、城壁の厚さ十四米を超えたり。中央に近く兩開き板唐戸を挿入し、其の前後は夫々大なる迫持（アーチ）構造（高さ三米）をなす。壁體は總て黑色の甎築にして、僅かに下部の臺座附近、及び迫持石（アーヂ）のみ石を用ゐ、臺座には刳形を、迫持石には雲文唐草、壁隅には樹木の浮彫りを用ゐ、色彩を點じて裝飾せり。迫持上隅の三角小壁（スパンドレル）に鳳凰と唐草、上部の羽目（パネル）には漢滿兩文にて隆恩門と記して其の左右に龍文、更に上部には帶狀唐草文、蓮瓣樣蛇腹の順に重ねたる彩釉陶板の浮彫裝飾あり、斯る表面裝飾は門の正面のみならず背面にも及び、手法見るに足るものあり。

門の通路及び壁體の前後左右には石を敷けり。其の敷き方、常に壁に直角の方向に配し、且つ中央通路のみは中心軸に平行に置かんと勉めたる跡を示せり。粗漫なるが如くして、斯る所まで注意を拂へるを見るべきなり。

三五　隆恩樓（圖譜第三三、三五、六六乃至六八、九八、九九圖）

茲に隆恩樓とせるは隆恩門の内、洞門上の三層樓を指す（盛京通志、隆恩門三楹樓三層門二とあるが如く樓と門とを便宜上區別せる也）

洞門を入れば方城内壁に沿ひ、門の左右に石階あり、一段高き壇上にあり、石階に依りて上れば更に低き（高さ二甎）上成壇をも見出す。即ち上下成壇の上に建てるものと云ふべきなり。壇は甎築にして四週にのみ石を用ふ。

樓は三層にして三間三面、各階何れも四週半間を吹き放しとし、中央二間を第一二層は甎壁、第三層は木造壁及扉となす。第一層は南北二面のみ中央に出入口を設け兩開き板唐戸を挿入し、第二、三層は四方中央に出入口を設けて南北六枚、東西四枚の菱格子棧唐戸を用ふ。而して其の外に廻り緣を造り柱間に勾欄を入れたり。

第一層は床に甃を敷き、第二、三層は板を用ふ。床板の敷き方にも略々定則あるが如く、二、三層共に

相等しきを見るべし。

屋根は入母屋、黄釉本瓦葺、正吻、旁吻、鬼龍子。丸瓦に打ちたる釘頭は正面のみ初層全部、第二、三層所々、金色を用ふ。蓋し創建當初は總て金色を以てせしなるべし。軒二重角樋、地樋四葉文、飛檐樋卍崩し但し兩端三箇宛は地樋圓なるを見出す。二手先組物、三層共に同形同數組物上の木鼻には雲形華版を置く。組物を始め、各種の横材、小間壁には著彩裝飾を施し、圓柱の紅色と相應じて華麗なり。

第三層は化粧屋根裏にして、屋根裏板には方形瓦板を用ふ。二重大虹梁、其の他の横材には種々の唐草文を以て著彩裝飾を加へたり。第一、二層は室内木部總て紅色にして何等見るべきものなし。

茲に於ても亦、初層の壁が上部に至るほど内方に傾けるを見る。僅かに上部に於て二糎に過ぎざれ共、注意すべき點なりとす。

本三層樓は方形に近き平面なるに拘らず、巧みに入母屋屋根を置ける、各層毎に四隅の柱の位置を變じて上層を遞減せんとせる等の見るべき點少しとせざれ共、軒反り不十分にして、手法に輕快なる趣を缺きたるは惜むべし。三層樓と下方洞門ある臺の部分との調和は、方城内より見る時、墻壁の爲に不滿を感ずれ共、方城外より見る時は女墻（メーエルメント）によりて初層下部迄も隱見せしめたるが故に、可なりの效果を收めたるに近し。特に女墻下方に著彩釉瓦を以て廣き帶を横に走らしめたるは、上方の三層屋根と相應じて面白き階調を出せるもの云ふべし。

三六　角樓（圖譜六、二六、三六八、一〇六乃至一〇九圖）

方城の四隅を稍々廣く造り出して、是が上に建てたる略々同形の建築物なり。但し此の四隅のみは、方城よりも一段（高さ二尺位）高くして基壇を意味す。

二層樓にして、中央に方一間の室を置き、其の外に半間離れて吹き放しの列柱を周らす。從つて一面に四柱、即ち柱間三なれども廣さは二間に當るなり。初層は木柱甎壁にして南中央に出入口、兩開き板唐戸第二層は四方に六枚の格子棧唐戸を入る。

屋根は四方千鳥破風造り、黄釉本瓦葺、中央上部に大寶瓶を載す。寶瓶は四棟何れも多少の差あれ共、黄釉瓦製にして寶珠を三箇積み上げたる姿をなし喇嘛塔を思はしむるものあり。二層共に出組、軒二重角樋、地樋四葉文、飛樋緑色無文。組物其の他の横材の彩色文様は、瓦の黄と妻壁の紅、柱の朱色と相俟ちて、華麗といふべし。

天井は化粧屋根裏にして方形四十五度旋廻式ともいふべき架構なり。是全く屋根の外觀に基く必然的結果とも見るを得べけれ共、猶ほ支那特有の複雑奇巧なる手法を認めざるべからず。其の梁の裝飾文様には甚だ簡素なるもの（西南角樓）と細密なるものとの二種あり（第六二、六三圖比較參照）其の他、束の如き細部の形に於ても多少の差異を見出すべし。是等は大局に於て關係少く、依然として四棟類似と稱するを得べしと雖も、斯る裡に直接建築を行へる木工達が、必しも四棟同一人の指揮設計によるものに非ざりしを推察せしむるものあり。

角樓建築は屋蓋の奇巧を以て注意すべきものなるが、軒の出少く且つ上部稍々重きに失せるために、輕快味を缺きたるは惜むべし。其の手法は隆恩樓の示せる所に一致する點極めて多し。

三七　東西配樓（圖譜第三六、六九、七〇、七一、一〇〇、一〇一圖）

東西二樓相似にして、陵の中心軸に對して對照的配置及び結構をなす。

壇には非ざれど、壇の位置に地面と同一高さを以て甎を敷く。二層樓、二間七架、木柱甎壁、切妻黃釉本瓦葺、軒二重角棰、地棰端四葉文、飛棰端綠色。組物なし。

前後面共に半間を吹き放しとし、其の內方に甎壁を置く。初層は前壁のみに開口を設け、北の一間は中央に窓をとり、南の一間は二分して南半分を窓、北半分を片開板唐戶となす。此の開口法は第二層正面に於ても等し。唯上層にては後方の壁にも窓二をとり、前後外側に緣（エン）と勾欄を設けたるが、後方には出入口なければ單なる裝飾に終れり。床は下層甎敷き上層板敷きとす。

横材に著彩文樣を施せども其の他の柱及び室內木部には紅色を塗るのみ。一本の柱を以て上下階を貫通せる點、屋根の側面曲線等見るべき點なしとせざれど、滿洲に於ける平凡なる建築たるを免れず。

三八　東配殿（圖譜第三六、六六、七一、七六、七八、一〇二圖）

東西二配殿は陵の中心軸に對して對照にして、其の位置、平面、外觀全く類似す。

甎築周石の基壇（高さ約七〇糎）に立つ。中央に三間二面の木柱甎壁の一室ありて、其れより半間離れて四周に列柱あり。故に正面六柱、側面五柱なり。屋根は入母屋、黃釉本瓦葺、正吻、旁吻、鬼龍子、軒二重角棰、四隅扇棰、地棰四葉文、飛棰卍崩し文。出組。持送り及び木鼻に著彩あれ共、其の他の木部は總て紅色。

前面三間の內、中央に四枚の格子扉を入れて出入口とし、左右各一間に四枚の格子窓を設く。他の三面は壁にして開口なし。內部には東配殿に厨子（大暖閣）一座あれども、西配殿に是を見ず。厨子は上部の小屋組を露はして被覆物なく、正面の扉亦紙を貼らず。內部にも一物を藏せず。近時補修を加へられし痕跡見ゆれども是が用途を知らず。室內の腰壁及び壁隅に沿ひて墨畫唐草文樣を見る（第七、八圖）。天井は化粧屋根裏にして、二重大虹梁の龍、唐草文の彩畫裝飾が古調技巧の流麗見るべきものあり。

本殿に於ても甎壁及び柱の內方に傾斜せるを見出す。柱長三・三七米に對し、一糎乃至二糎の傾斜あり、壁面は一定せざれ共、壁全高に對して五乃至六糎を前後せり。卽ち傾斜甚だ輕微なるが如けれども、熟視すれば肉眼を以てしても感得する所あるべし。

軒の反り少なけれども、外觀多少輕快を示し、愛すべき姿態ならずとせず。

三九　焚帛石樓（圖譜第三七、三八、一三四乃至一三六圖）

西配殿の前北にあり。

全部白色の石灰石を以て刻出構築せるものにし、屋根、臺座等に大なる一石を以てせんとする傾向あるを見る。扉の如きも一枚石を透し彫りとなせるなり。

全形は高き臺座上にある單層入母屋の建築にして、屋頂中央に寶珠を載せ、兩端に正吻あり。本瓦葺を模し、丸瓦に二つ巴を刻めるは注目すべき點なり。軒二重角棰、地棰に四葉を刻み、其の下方の蛇腹の趣捨て難し。臺座は石獸等に於けると同巧異曲と言ふべし。

全形態は軒の出少なく鈍重にして、幅に比して高きに失せる感あれども、其の細部的技巧は賞讃に値するものあり。特に大棟降り棟に於ける異色を然りとす。

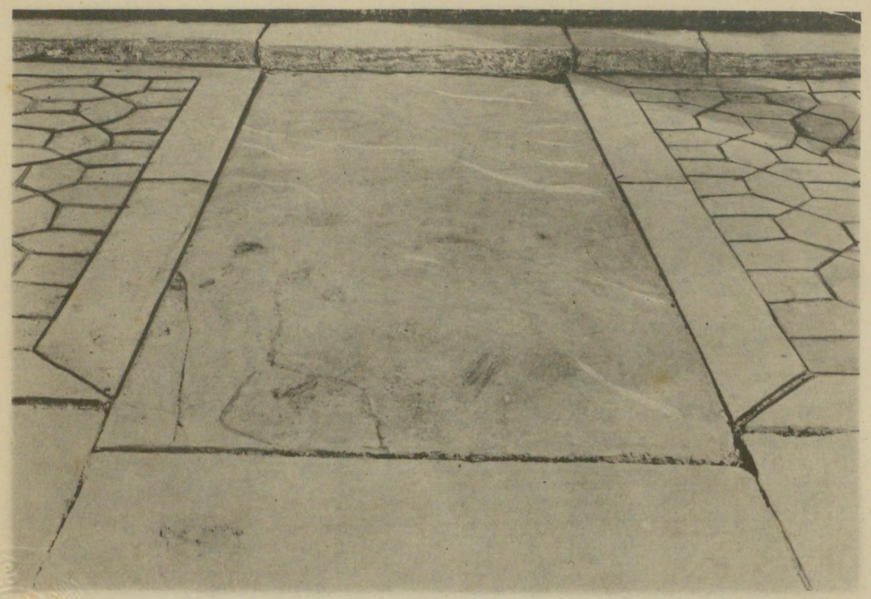

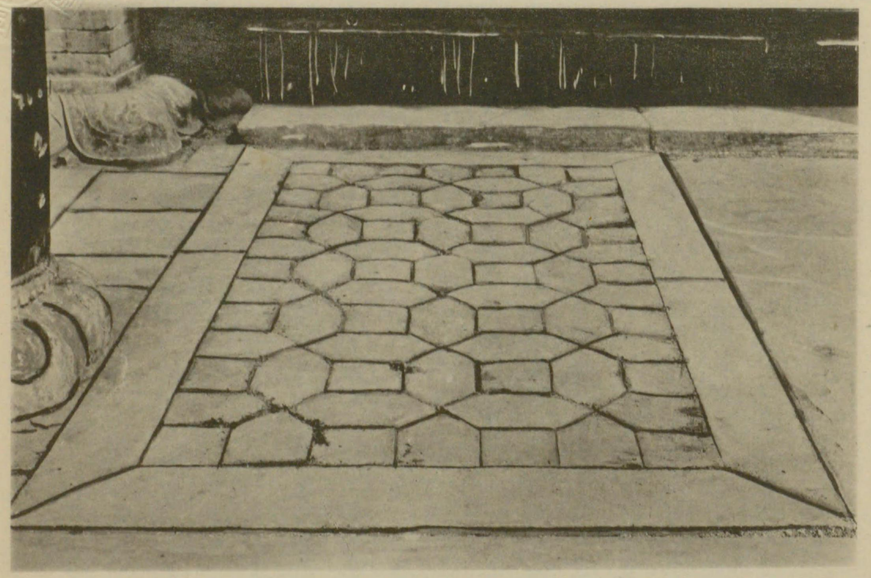

第五圖　隆恩殿正面入口附近の敷石

四〇　仗坊石（挿入圖第七圖）

東配殿北と隆恩殿東との間にある五箇の石をいふ。大さ49.6×49.6×38糎。是が用途は祭典に當りて天幕を張るの際、それが脚を押へんが爲なり。

盛京通志　陵典禮に曰く

昭陵隆恩殿前設黃幄。焚楮帛。讀文致祭禮。

五石が焚帛石樓と相對せる位置にある所以知るべきなり。今は常に叢の內に隱されたれば、參詣者是を知らざる者多し。

四一　隆恩殿（圖譜第三九乃至五五、六四、六五、六九、一〇三、一一七、一二八、一二九、一三六乃至一四〇圖）

石灰石築の二重の基壇上にあり。下成壇は、長方形をなし、上成壇は方形に近くして、下成壇の後方に偏して位置するが故、前方に廣き場所（テレス）を殘す。是れ儀式の場合に所要なるが爲なり。

下成壇の前面には石階三あり。中央の石階最も大にして、其の中央の部分には、石階を設けずして數枚の板石を組合せ龍の浮彫りを施す。石階の兩側には石獅、抱鼓石及び透し彫りある石欄あり。且つ段石の蹴込にも亦唐草文樣の浮彫りを附す。四周にも巧緻なる透し彫りある石欄あり、側面の羽目には大小の唐草浮彫り、蓮瓣を殘る隈なく配し、四隅には龍首を出して雨水を吐出せしむ。蓋し裝飾技巧をこらしたる點に於て、北陵第一と見るべき壇なり。

下成壇の高き（高四八糎）に比して、上成壇は低く（高八八糎）且つ周緣以外には甃を敷けり。正面入口に近く大翡翠石を欽めたるは參詣者をして最も驚嘆せしむるものゝ如し。

隆恩殿は方三間木柱甎壁の一室を中央にし、其周圍牢間を隔てたる所に吹き放し列柱を配せり。從つて各面列柱六を算す。單層、入母屋、黃釉本瓦葺、正吻、旁吻、鬼龍子。妻壁は紅色にて釉瓦製懸魚あり、屋根の四隅に風鐸ありし筈なれど、今二を存するのみ。軒二重角梠、隅扇梠、地梠群青地に金色の卍飛梠綠地に金色の卍文、組物三手先、各柱の上方には必ず一種の鬼面を附し、其の兩側に雲形華版を加ふ。且つ柱上方及び柱間中心上に尾梠類似のものを出し、其の上部木鼻にも龍に近き怪獸頭を刻み出せり。是等の手法は他建築物に於ても多少存せしが、本殿に至りて最も裝飾過多を來せるなり。

本殿は南面にのみ開口ありて、他三方は皆壁なり。正面中央一間に四の扉、左右各一間に四の窓障子あり（盛京通志門四窓八とは是なり）扉には上半に花狹間を用ひ、腰の入子板に金の龍文を畫き出せり。

内部天井は化粧屋根裏にして、屋根裏板には綠釉瓦板を以てせり。二本の八角柱を立て、各々三重大虹梁を支ふ。柱は礎石のみならで柱頭にも亦蓮瓣の飾を附し、表面に金色の龍畫を卷かしめたり。大虹梁の中央には瓶狀の束を置き、雨端には持送り、華版等の繪樣刻形、梁の表面には龍文や唐草文等の裝飾を施せり。斯る傾向は壁面に至りて益々發揮せられ、三葉形（如意頭）軒飾り、齒形飾り、蓮瓣、唐草文等の彫刻、及び垂幕龍文、波文、龜甲文等の彩色畫を加へて絢爛たり。是等の裝飾は室内にあるが爲に破損極めて少なく、從つて補修を免かれて古調を示せる點最も見るべし。

中央の奥に厨子（大暖閣）一座あり。上に黃色の布（黃緞罩）を掛けたれども、屋蓋は板を葺かざるが如く、其の制殆んど東配殿のものに近し。正面に四枚の扉あり。内に寢臺（寶牀）一座ありて、上に金蘭の衾及び枕等を置き、更に小厨子（小暖閣）ありて神牌二を奉安せり。厨子の前に玉座二ありて、皇帝のもの

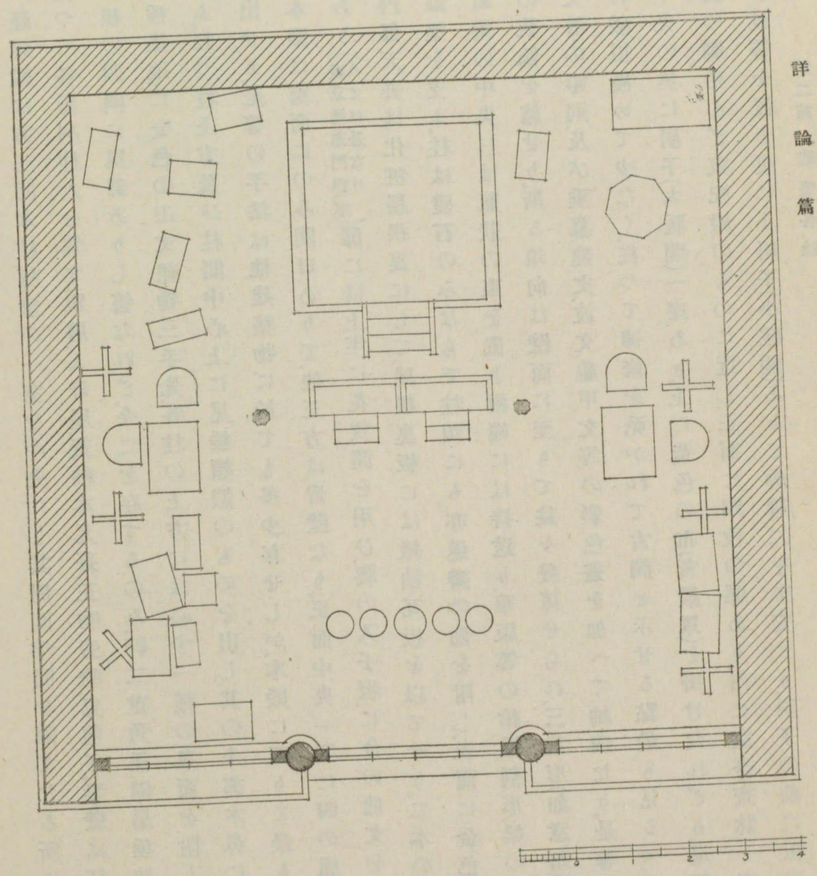

隆恩殿内設備は文獻と略々一致せるを見る。

第六圖　隆恩殿内器具類配置

は龍、皇后のものは鳳凰を以て表はす。玉座の前方に五具足を置く。其他左右の壁に沿ひて燈臺(朝燈)、椅子(配椅)、櫃等を配し、黄布を掛けたり。是等の室内設

本殿の壁も亦、上部に於て多少の内方傾斜をなせるもの〻如く、柱長四二七糎に對し、一乃至三糎の傾あり。

外形に於て軒反りの不足と輕快ならざるとを不滿とすれども、方形の平面に入母屋の屋根を以てせる手腕、及び巧みに配したる裝飾的技巧は最も見るべし。蓋し昭陵に於ける粹は本殿に集中せりと云ふも過言にあらざるべし。

四二　望柱及牌樓　(圖譜五六、八三、一〇四圖)

隆恩殿の後方に在るものにして、文獻の所謂石柱門なり。

兩側に面取りの方形石柱(柱身高五・六九米)立ち、其の上部に麒麟の如き石獸を置く。龍首に似て軀に鱗狀あり、柱底に抱鼓石其他の控石ありて石臺上に載る。

柱間に二つの梁を架し、下を三分して中央を兩開き連子扉の門となし、上に切妻の屋根をのせたり。屋根は黄釉本瓦葺、正吻、軒二重、地棰圓形繧繝文、飛棰角形綠色、三手先組物。是を小なる斗が支へたるものなれば、上方重きに過ぎて安定を失ひ易し。故に四箇所に鐵棒を用ひて梁と連結せるのみならず、鐵鎖を怪獸より下ろして屋根を吊せり。大懸魚には紐形の浮彫、梁間は唐草の透彫りを嵌め、横材及び組物には彩色文樣を描きて裝飾す。下方の扉及び板壁は紅色に塗れるのみ。

四三　石五供　(圖譜第五六乃至五八、一〇四圖)

石案上に五具足を置けるものなり。石案の刳形は他の臺座と大差を見ざれども、其の表面の浮彫文樣は甚だ異色に富む。此の傾向は五具足に於ける裝飾浮彫によりても充分窺ひ得べし。

五具足は其の種類三にして、兩端を蠟臺とし、次に花卉を盛れる花皿、中央が香爐を示せるものなるべく其の制は隆恩殿に於ても見るを得。

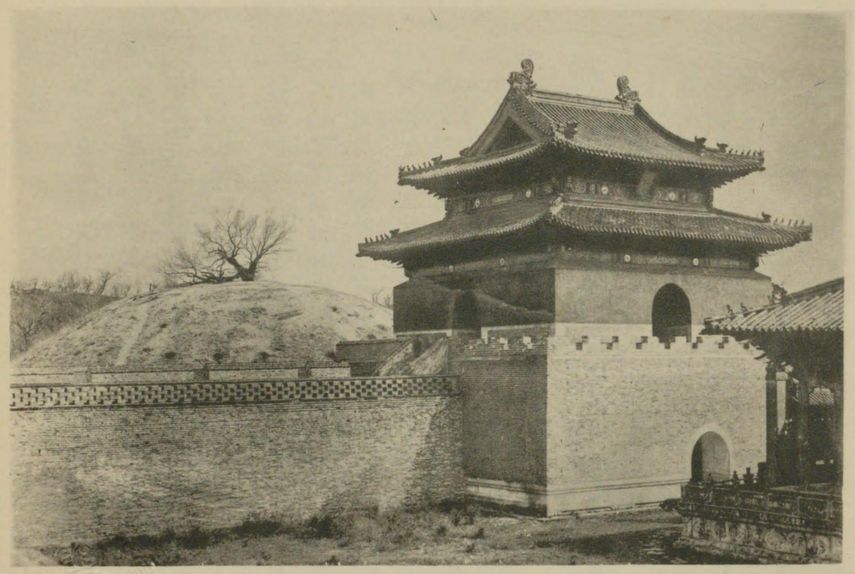

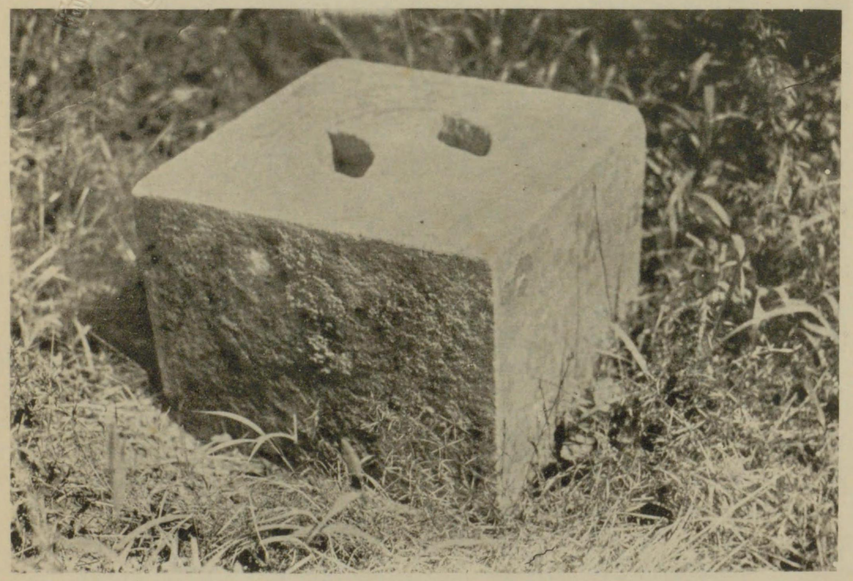

第七圖（上）明樓と寶頂とを望む
（下）仗房石

此の大理石に刻める浮彫文は常に精緻且つ一脈の鋭氣を藏せるを觀取す。多少流動的ならずと雖も古調を帶びたり。此の點、他の石彫と全く異なり、最も興味ある所となすべし。

四四　明樓（圖譜第六〇、六一、七七、一〇四、一〇五、一三一圖）

方城の北面中央を廣く高く造り成して、下成壇となし更に上成壇（高さ二五糎）を設く。方三間、木柱甎壁、外觀重層樓、入母屋黃釉本瓦葺、共に地棰圓形繧繝文、飛棰角形卍崩し文、上層三手先、下層二手先、妻には紐つなぎの如き浮彫り、木部には總て彩色文樣を描きて裝飾す。壁は紅色漆喰、腰壁の隅のみ石材を點ず。上層南面の中央に滿漢文にて昭陵と示せり。

壁甚だ厚くして三・七米餘に及び四方中央に迫持（アーチ）形の門ありて、兩開き網戸を挿入す。內部は外觀と異なりて一層となり、紅壁の上に高く格天井を置く。天井の彩色文は碑樓と略々同一なり。

床に甃を敷き、中央に石碑一座あり。唐草文、雲文、龍文等の浮彫りある臺座上に立ち、碑に太宗文皇帝之陵と刻み、上方螭首の中にある篆額には大淸昭陵とせり。最近の修理は種々の塗料を施せしを以て、著しく俗惡の趣を加へたり。

本樓に於ても外壁僅かに一乃至二糎の內方傾斜を觀取す。壁甚だ厚きが爲めに、下層の軒の出淺きに失する感を抱かしむれども、特に重層とし上方の幅を著しく遞減せしめ、位置亦高くしてよく昭陵全般を統括せんとするが如き感を呈せるは、計畫布致宜しきを得たり。軒反りの不足等の如き細部の過瑾は深く咎むるにも及ばざるべし。

明樓石碑に關しては、晴天に非ざる日碑陰に觀音像現はるとの傳說存するが如し。實見者の所感

を例示すれば

東三省古蹟遺聞、昭陵碑の條に曰く

李季琳云。(中略)陵之中有碑樓一。嵯峨壯麗。搆造極精。碑則矗立其中。高可齊棟。碑陽之文。爲太宗文皇帝之陵。碑陰不著一字。俗呼神碑。謂每于天陰。則見碑陰現觀音法象。螺髻瓔珞。寶旛蓮臺。無不一一酷肖。民國紀元四年春。僧友出郭踏青至此。釀花天氣。細雨霏微。拾級登臨。欲覘其異。睇視良久。隱約彷彿。不似俗傳之明顯。或者因雨而泯歟。夫頑石何知。不過借影琢而成器。茲既不施剞劂。居然自呈幻影。物理無窮。誠百思而不得其解者矣。

即ち不明瞭ながらも、それらしきものありしを察せらるゝ然れども予等の調査當時は油飾により て石の表面を被覆したれば、是を見ることを得ず。從つて眞疑不明に屬す。同じ書に東陵御碑石にも同樣なる傳說あることを記せるを見れば、多少疑ひを抱かざるを得ず。

四五　明樓下の洞門　(圖譜第一〇四、挿入圖第十一)

明樓下、石五供の北より方城を貫き、月牙城の內庭に出づる門なり。其の制、略々隆恩門に近けれども、裝飾を一切除き去り、且つ扉の位置を南に偏せしめて、拋物線に近し。

四六　琉璃照壁　(圖譜第五九圖)

洞門を北進すれば、正面に是を見出すべし。月牙城の壁に嵌入せるものにして、單に半面を示せるのみ。黃釉本瓦葺、軒二重角棰、紅壁、其の中央及び四隅に種々の細密華麗なる浮彫釉瓦を以て、裝飾文

樣を形成せり。

一般傳說によれば此の照壁を破壞すれば羨道ありて地宮に通ずと。是、もとより不明なりと雖も或は然らんか。

四七　月牙城（圖譜第五九圖）

方城の北に在る弧狀の城壁なり。北に寶頂を控へ、兩端は寶城の末端附近に接合す、構造に於ては方城と變りなし。

高さ約六米餘（約二十尺）なるが文獻にては二丈二尺七寸とあり。若し外側の墻壁の上までを取れば約七米（約二十三尺餘）あるが故に、文獻に近し。

長さ城壁の緣に沿ひて測れば約九十米餘（約三百尺）あり。文獻の二十七丈七尺は少きに失するが如し。

四八　寶城

方城、月牙城の北に在りて半圓形を描き、其の末端を方城北端に接せる城壁をいふ。月牙城と共に內に寶頂を抱きて、步道を周らし角樓の北より一周することを得。圓墳の下方には石を疊みたる地宮ありて、皇帝、皇后の梓宮を保存せるものゝ如し。

注意すべきは步道が外側高くして內側に傾斜し、從つて雨水は內方に向つて流るゝが故に步道の內側周圍に小溝を廻らし、五六米毎には必ず小溝への流れ口を設けたる點とす。寶城半圓輪廓の中心は、月牙城の中央より稍々北に位し、上部墻壁外側までの半徑約五十二米あり。

高さ外側にて步道まで六·二五米（約二〇·五尺）墻壁上部まで七·八米（約二五·七尺）なり。文獻の二丈三尺八寸とは少しの差を示す。

周長は概算步道內側にて百八十七米餘（六一七尺）なるが、文獻にては週六十一丈とあるが故に、殆んど近似せるものと言ふべし。

四九　寶頂（圖譜第五九圖）

寶城及び月牙城の中間にありて、半球を伏せたる形をなす。表面に漆喰を塗り、頂上に神樞（瑞樞）を植う。今、表面には雜草甚だしく生ひ茂り、破損箇所亦少なからず。

嘗ては是が修補に盡したるものにして、毎歲の制定ありしなり。

欽定盛京通志卷之二十一によれば、

康熙三年、定陵寢祭享（中略）定毎歲清明於各陵上土十有三擔。承祭官總管、掌關防官、率官兵共十有三人。外寶頂上土。

乾隆二年（中略）奏准清明山陵增土十三擔。向沿前明舊制。並無取義。似覺太煩。今擬各陵增土一擔。但令承祭官。祇跪上土於寶頂庶踐履不致多人。益昭誠敬。

寶頂の高さ約八米（二六·四尺）文獻によれば、高二丈とあり。是は機械測量と目測との差を示すものなるべく、高さに於ける目測の誤差の大なるを示せる一例とするを得べし。

第三篇　細部論

配置計畫と幾何學的分析——平面——立面——屋蓋——小屋組構造——紅梁——蟇股樣刳形
　　瓶束——天井——軒先——斗栱——壁——開口——扉——窓——柱——柱上持送——礎石
　　基壇——石階——石欄——彫刻瓦板——屋瓦——瓦製獸形——棟瓦——甍——建築
材料

一　配置計畫と幾何學的分析（挿入圖第八）

昭陵全計畫に何等かの數學的企圖を行ひしに非ざるかを疑ひ、實測せる數字を基礎として攻究したりしが、算術的には明晰なる結果を得難く、幾何學的に少許の解釋を發見せるに止まりき。千分之一の縮尺圖上に鉛筆線を描きて試むる幾何學的分析は、現地に實際行ふ所と可なりの差を生じ從つて是を以て實施せる方法となすを得ざる場合あり。故にこゝに得たる結果を以て單に計畫者の考慮せる一面を、幾何學的に解釋すれば、斯の如く説明し得らるべしと言ふに止めんとす。

既に概要篇にて説けるが如く、紅城は矩形の如くして、實は南邊廣き爲めに梯形となり、矩形線に一致せしめ難し。故に簡便ならしめんが爲めには假定的矩形となさゞるべからず。此の點に於いて實際と幾何學分析とは多少の差を生ず。同じ事は方城に於ても言ひ得べし。以下特徴を列記して解説する所あらん。

1　主要建築を貫く中心線は、紅城一廓の中央に非ずして、稍々東に偏す。

故に中心線より東牆に至る距離は西への距離に比して小なり。斯る差を生ぜしめし所以明か

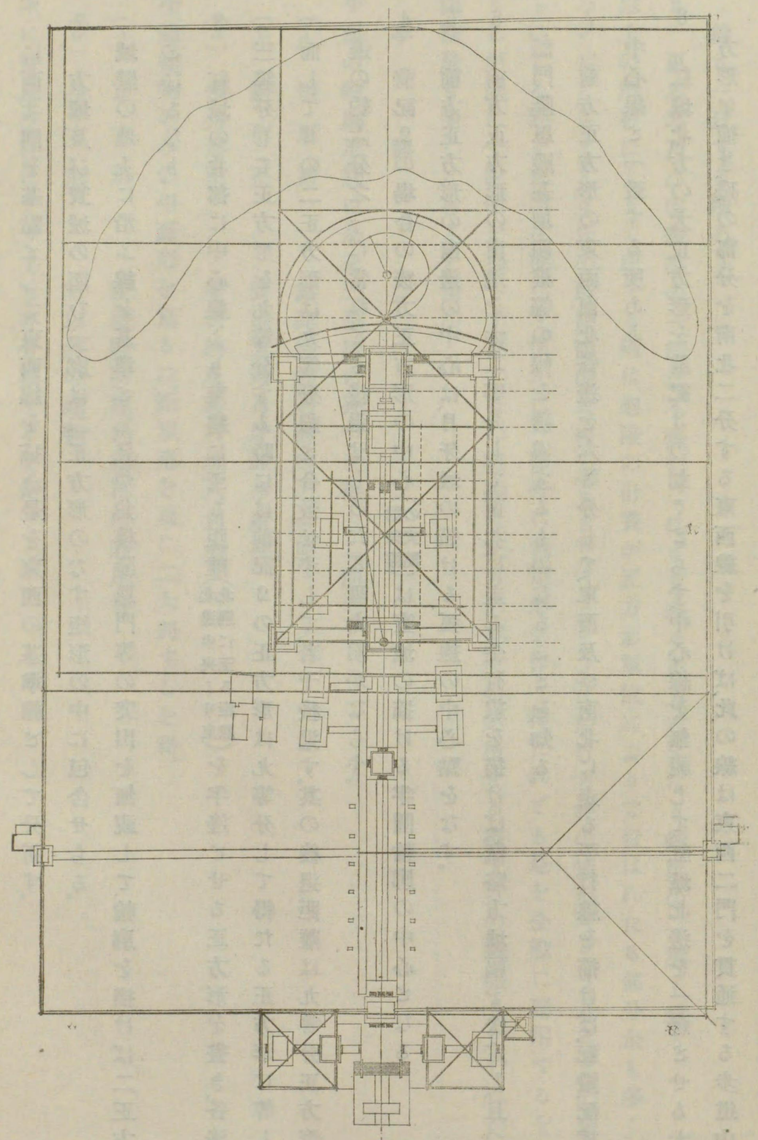

第八圖

らず。幾何學的分析に於ては中心線を基準とするを要するが故に、建築群南北中心線を取り、更に西北隅を基點として東西線を描き、是を東西の基準線として分析す。

2　方城及び實城の圍む一廓は二正方形のなす矩形の中に包含せらる。城壁の地上に沿ふ線を基準とし、且つ角樓、隆恩門等の突出を無視して、輪廓を描けば二正方形となるなり。

3　紅城の北部に、中心線より東牆に至る距離（北邊中央より東北隅に至る距離）を半邊とせる正方形を畫き、各邊を三等分して正方形を九等分する時には、前記2の正方形は九等分して得たる正方形に等し。而して2の二正方形は九等分線と合致せずして、若干後退す。其の後退距離は九等分正方形一邊の約六分之一に當れども、後退せしめたる理由明かならず。

4　前記2の場合の後方正方形の中心（對角線の交點）は實城の描ける半圓輪廓の中心となる。

5　前方正方形の南邊の中心は、月牙城の描ける弧線の中心點をなす。

6　前方正方形の南邊を十二等分して、南北に走る平行線を描けば、概略方城幅を決定し、且つ隆思門、隆恩殿基壇、明樓等の幅を誘導するものなることを知る。

7　前方正方形の東西南北各邊を六等分して、東西及び南北に走る平行線を描けば、配殿、配樓の中心線と一致する所あり。

8　紅城北方の大正方形を前記3の如くとらず、中心線を無視して、紅城北邊を一邊とせる大正方形を描き、殘の部分を南北二分する東西線を引けば、此の線は東西二門を貫通する步道中心線と一致する所あり。

9　更衣亭及び宰殺亭の一廓は、不齊形なれども略々正方形となり、靜房の一廓も然り。

以上の解析によりて感ずる所は、昭陵の計畫が正方形單位によりて行はれたる部分最も多く、是をハンビヂ(Hambidge)氏の所謂「動的均齊」(Dynamic Symmetry)に於ける「根の矩形」(root rectangles)の使用せられたる點を見出す能はず。僅かに一部分に√2矩形を作り得たれども、是を全般に應用するを得ざりしが故に今說明を加へず。要するに昭陵は正方形單位の集積せる格子目の繩張りが行はれし可能性最も多しと言ふを得ん。

二　平面

平面の輪廓形狀は是を三系統に分つを得べし。卽ち

(1)　矩形系　諸建築物、石獸等の臺座

(2)　圓形系　寶頂、寶城、月牙城、華表柱

(3)　多角形系　華表柱及其石柵（八角形）

今、建築物のみの平面形を見るに、矩形系を更に二大別するを得。

(イ)　正方形　隆恩殿、明樓、角樓、碑樓、靜房等

(ロ)　長方形　右以外の建物

次に壁及び柱によりても亦分類するを得べし。

(イ)　甎壁の周圍に列柱あるもの　隆恩殿其他多し

(ロ) 前後にのみ遊離柱あるもの
(ハ) 列柱全くなきもの

列柱を設くる場合には、常に壁より半間ほど離し且つ隅にも亦建つるが故に、内壁三間の建築には列柱一面に六を算するに至るべし。其他に門の構造の如く、柱を見せずして單に壁のみのものあり。又、牌樓の如くして壁なきものあるが故に、次の如き分類をも生ずべし。

(イ) 柱のみにて壁なきもの
　　牌樓
(ロ) 壁のみにて柱を現はざるもの
　　門
(ハ) 壁及び柱あるもの
　　其他の建物

平面の大小を見るに、最も大なるは内壁方三間、一面の列柱六を算する隆恩殿にして、最も小なるは方一間の焚帛石樓なり。諸建築は此の間に介在するものにして左表の如し。

大さ	名稱
内壁方三間、外柱方四間	隆恩殿
内壁三間二面、外柱四間三面	東西配殿、儀仗房、膳房、饌房、更衣亭、宰殺亭
三間四面	宰殺亭及更衣亭門房、亮饌房
方三間	明樓
三間三面	隆恩樓
内壁方一間、外柱方二間	角樓
方二間	碑樓
二間四面	配樓
方一間	靜房、焚帛樓
五間房子	陵兵室
三間房子	陵兵室、宰殺亭附屬
二間房子	東西門外房子

三　立面

既に概要篇意匠の項にて觸れたるが如く、建築の性質及び位置に依りて、立面を多少異にす。例へば隆恩殿の如き最も重要なるものは、方城内の低地に在るが故に高層ならしめざれども、尚ほ基壇を二成とし、石階三を設け、柱を高くして壯觀を呈せしむ。隆恩樓の如き、三層たらしむる要なしと雖も、其の位置に對する意匠上、特に高からしむるなり。

故に立面に於ては次の如き差異を見出すべし。

(一) 石階の有無又は大小
(二) 基壇の有無又は高低
(三) 建築物の高低及び層數

(四) 材料の良否

(五) 裝飾の有無、又は良否

(六) 技巧の巧拙

斯の如き點は、もとより建築の主從に依りて截然たる區別を見るを當然となすべし。然れ共、是を通觀するに大部分の建築は、壇を築き礎を置きて、木柱を建て甎壁を設け、柱上に持送りを附して頭貫を支へ、斗栱を用ゐて軒を出し、屋蓋を冠らしむるを普通とし、他奇あるなし。卽ち是を圖上に示せば皆同一の觀なくんばあらず。支那建築は斯の如き定規を以て行はるゝなり。

高層の建物の如きも、上層の屋蓋構造と下層のそれとの間には、殆んど差異なし。唯其の間に於て見るべきは、上層の柱は必しも下層より貫通せしめず、配置甚だ自由にして、上部の遞減を多からしめ、外觀宜しきを得たる點なりとす。

層數に於ては單層乃至三層に至る三種あり、別ちて四となすを得べし。

層數名稱	層數名稱	
三層	隆恩樓	外部二層、內部一層	明樓、碑樓
二層			隆恩殿を始め爾餘の建築
	角樓、東西配樓、亮隞房	單層	

右表によりて見れば、高層を以て必しも重要建築なりとは稱し難し。唯かゝる場合多しとのみ言ひ得らるべし。

四　屋蓋

屋蓋の形態には四種あり。表示すれば

形式名稱	建築名稱
入母屋	隆恩殿、明樓、東西配殿、隆恩樓、碑樓、隞房膳房等四棟、門三、宰殺亭、更衣亭、焚帛石樓
切妻	配樓、亮隞房、門房、陵兵室、門外房子等
方(寶)形	靜房
四方千鳥破風	角樓四

入母屋最も多く、且つ主要建築を占む。既に言へるが如く、平面方形に近き場合と雖も尙ほ是を使用せり。是れ一つに支那に於ける當時の制なるべけれども、其の依つて來る所は外觀奇に走らずして而も變化あり、最も美しきが故なるべし。切妻を用ゐたるは、總て附屬的建築に過ぎず。四注は牌樓以外に見ず。而も此の場合は大棟の彫刻により巧みに取り扱ひ、入母屋趣味を示せるを注意すべし。角樓の屋蓋の如きは、奇巧なれども、常制にあらずして普通に見ざる所、屋蓋には必ず大棟ありて、無背のもの(鞍子背と稱するもの)なし。棟の兩端に正吻、降り棟に旁吻、次に鬼龍子を置く手法の如きは、他建築に於けるに等し。明樓背面上層の屋蓋には、鬼龍子の先きに鳳に乘れる文官の像を置く。斯るものは

恐らく隆恩殿等の如き主建築に存せしものなるべく、唯一の遺例、注意すべし。大棟の中央に寶鼎又は寶珠を置けるものあれども、一般には然らず。角樓屋頂の寶珠の奇巧亦例外に屬す。瓦には黄瑠璃瓦と黒瓦との二種ありて、主建築は前者を用ふ。總て本瓦葺なり。

切妻の場合は妻は單に甎壁のまゝに置けると、瑠璃瓦製の懸魚を附せるとあり。入母屋の妻は、黄瓦の場合に紅色漆喰、黒瓦の場合に黒色の甎を用ふ。而して黄瓦の時には瓦製懸魚を嵌め、時に拱形の孔を穿てるあり。明樓の妻は獨り組み紐の錯綜せる如き浮き彫りを一面に挿入して裝飾す。

五　小屋組構造

小屋組は平面形によりて異なる。是を二種に別つを得べし。

（イ）梁束式

（ロ）方形四十五度旋廻式

前者は梁の上に束を立て、又梁を重ぬる手法にして、梁と束とを積み上げ、次第に三角形を形成するものを言ひ、矩形平面に於て必ず認むる一般形式に屬す。後者は方形平面にして上に寶形屋根又は是に近きものを置く場合、常に好んで使用せらるゝ法式にして、先づ梁を四壁の中心より斜に架して正方形を造り、次に其の斜梁の中心より又斜方に梁を渡して正方形に組む。是を反復するもの單に一囘に終るもの等ありと雖も、要は正方形を四十五度宛旋廻し、次第に方形を小さくして上に重ぬるものなり。斯る手法の源流は是を中亞又は西亞に求め得べきもの〻如く、文化史上注目すべきものと云ふべし。（第三六、四三、五二頁參照）

六　虹　梁

虹梁は多くの場合二重なれども、隆恩殿に於ては三重となせり。其の斷面は常に矩形の角を丸くして、楕圓と矩形との中間に類する形をとる。其の兩端は垂直に切り去りて刳形を附せず、且つ眉、袖切等を更に見ず。從つて極めて原始的なる單純さを示せり。

兩端には常に持送りありて虹梁を支ふ。持送りは或は壁内にある柱、或は大虹梁上の束の上部より出で、普通の柱上持送りに比して高さ低く厚さ大なれども、等しく唐草浮彫を施せり。

虹梁表面には、化粧屋根裏の場合、必ず油彩裝飾を行ひ、唐草、龍等の文樣を描く。近時の補修を經ざるものには尚ほ見るべき點なしとせず。

例　（圖譜第三五）隆恩樓三階天井、（五五）隆恩殿天井、（七六）配殿天井、（七七）宰殺亭天井。

七　纂股樣刳形

二重虹梁以上となれば大虹梁上に束を立てゝ、上に虹梁を載せ、三重虹梁の時は是を二度繰返し、而して最上層の虹梁中央に束を立てゝ棟木を支ふ。斯る場合の束の下部左右には、必ず柱上持送りを逆にせるが如き刳形を附せり。卽ち板纂股を二つに切斷して束を挾むとも見られ、又は笈形の一種とも見るを得べし。特に妻にありては大瓶束にはあらざれど笈形に似たる感多し。

刳形の輪廓は持送りと近似し、其の表面文樣も唐草にして、持送其の他に屢々使用せらるゝものに同じ。

例　（圖譜五五、五六）隆恩殿内部天井廻り、（七六）配殿天井廻り、（七七）宰殺亭天井廻り。

八　瓶束

虹梁(主として大虹梁)の中央に立てる束は、其の形一種の瓶に類するが故に、瓶束と呼ばんとす。瓶束は主建築に於いて始めて見る所にして構造上よりもむしろ装飾的意義大なるを知るべし。虹梁に等しく油彩すれども文様を畫きたるを見ず。

例　(圖譜第五五)隆恩殿内部天井廻り、(七六)東配殿天井廻り。

瓶束と殆んど相類似する一種の束を、隆恩殿及び前三門の石欄に於ける架木、平桁間に見出すべし。其の位置より見れば斗束の存すべき場所なれば、斗束の變形と見なし得べし。然るに前述瓶束の起源も亦斗束に發すと考へ得べく、且つ装飾手法の相似的變化は當然なれば、此の種の束も亦同一意味の瓶束となすべきに似たり。

例　(圖譜一六)前三門基壇石欄、(四六)隆恩殿基壇石欄。

九　天　井

天井は別ちて四種となすを得。

(一)　穹窿(Vault)　門の甎壁等

(二)　平(鏡)天井　果房、膳房等

(三)　格天井　明樓、碑樓等

(四)　化粧屋根裏　大部分の建物

穹窿天井は總て甎築にして木材を用ゐざるものなれば、隆恩門を始め總ての厚き甎壁ある部分に見出すべし。筒形穹窿をなすものあり、又不完全なれども一種の楕圓形ドームをなせるものあり、必ず白又は紅色の漆喰を塗る。其の施工甚だ粗なりと雖も、其の構築手法を見るべき也。

平天井は多くの場合、格子枠又は板張に白紙を貼りたるものあれども、こは後世の修補の結果なるが如し。此の種の天井は粗末なる建物に用ゐらるゝものにして、主建築には見るを得ず。

格天井は明樓に用ひらるゝ、碑樓に於けるが如く一種の折上格天井とも稱すべき型式あり。然れども支輪に非ずして組物を以て、天井を二段とする手法は、日本の、それと全く異なれりと云ふを得べし。格間には中に圓を描きて草花を點じ、四隅に雲紋を描く。格の辻には六葉の圓形花を置けり。何れも極彩色を以てすれども、華麗に過ぎずして、未だ見るべきものあり。

化粧屋根裏は隆恩殿の如き主建築より附屬建築迄及ぶものにして、最も多き型式なり。而して主建築の場合には、目の及ぶ限り木部總てに亙りて彩色文様を施こし、重要の程度に從ひて装飾文様及び手法を工風せり。例へば隆恩殿にては特に装飾を複雑ならしめ、且つ好みて金色を驅使すれども、隆恩門樓、角樓の如きは金を用ゐず文様亦簡なり。屋根裏板には方形瑠璃甎を用ゐたるあり、方形甎(瓦板)なるあり。又、板等を示せるあり。何れも建築の性質に應じて用ゐたるが如し。

一〇　軒　先

軒は二重なるを普通とし、其の出概して深からず。其の彎曲も亦大ならず、故に輕快なる趣を缺き鈍重なる感を免かれず。

軒の反りは、外端より第二柱又は第一第二柱の中間附近に初まる。而して斯る彎曲を示す部分は扇棰となせり。從つて扇棰は四隅にのみ見るを得べく、其の末端は棰の方向に直角に切りて、軒先の線と平行ならしめざるを注目すべし（圖譜第六五左參照）切妻屋根の軒は反りを示さざれば扇棰を見ず。

棰の斷面は圓と角との二種にして、其の用法も亦二態となす卽ち

（地棰　圓　（地棰　角
（飛檐棰　角　（飛檐棰　圓

前者は明樓其他に、後者は隆恩殿、配殿、角樓等に見るべく、數に於ては後者を多しとなすべし。隆恩樓等に於けるが如く扇棰の隅の部分のみ地棰圓となし、其の他を總て角棰とするものあり。棰割りの制はなきが如く、斗栱との關係も顧る所なきに似たり。要するに施工の粗雜と自由と相俟ちて、時に舊套を墨守し時に奔放を極むるものといふべし。

棰端の裝飾文樣は、圓形の時に繪繍彩色、飛檐に出、地棰角に四葉文系を普通とし、非主要建築にては綠色を塗るのみ。

一一　斗栱

斗栱は主要建築の內外共に賞用せられ、出組より四手先に及ぶ。我が國の所謂「から樣詰め組」に屬し、斗は菱形平面をなし、肘木は其の長さ前面よりも背面の方大なれば、從つて斗栱の兩側面を前方に示せるを普通とす。時に柱上の大斗は殊に大なる形をとることあり。形狀概して粗といふべく「斗繰り」の如きは直線なるを常とし、細部に拘泥せず。肘木には上端に一種の「面繰り」あり。斗栱の曲線及

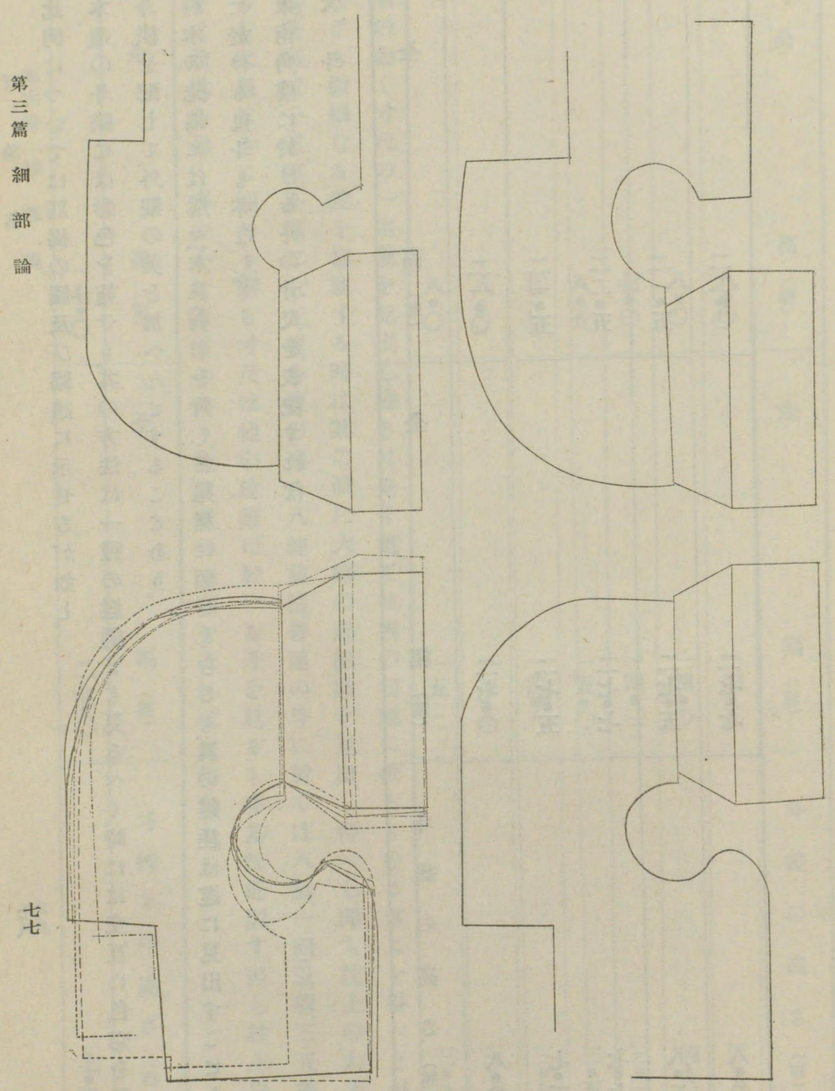

第九圖

び比例については別掲の圖及び圖譜に示せるが如し。

木造の斗栱には彩色を施せり。其の方法は一種の繧繝とも見るべく、時には交互に色彩を變化せる斗栱を配して、外觀の美を加へんとすることあり。

肘木の先端には屢々「木鼻」刻形を附して、尾棰に類せしむるも、眞の尾棰は遂に見出すことを得ず。

隅に於ける鬼斗も亦なし。

東南角樓に於ける斗の寸尺を表記すれば

大　斗

全高（糎）	全幅（糎）	斗繰の高さ（糎）
二一●〇	二七●〇	八●〇
二一●五	二七●五	七●五
二二●五	二七●七	七●七
二一●五	二七●五	八●二
二二●〇	二七●七	八●〇

斗

全高（糎）	全幅（糎）	斗繰の高さ（糎）
八●〇	一四●五	三●八
八●〇	一四●〇	四●〇
七●〇	一四●三	三●三
八●五	一五●〇	三●五
七七	一四●八	三●七
八●〇	一四●九	三●五
八●〇	一五二	三●八

斯の如く寸尺の一定數を見出し難きは、全く施工技術の粗雜に依るものと言ふを得べきが如し。然れども微細なる差を無視する時は其の間に大略の近似數を見出し得べし。卽ち柱上の大斗に於ては、全高二一・五糎、全幅二七・五糎、斗繰の高さ八糎前後、普通の斗に於ては八糎、一四・五糎、三・五糎位と大斗は前述の如く多少小なるものあり。隆恩樓の一例をとれば次の如し。

全高（糎）	全幅（糎）	斗繰りの高さ（糎）
一七●〇	二七●〇	七●五

一二　壁

如何なる壁體と雖も、先づ木柱を建て、次に甎を以て被覆す。其の場合、内壁に於ける甎は柱の内側表面附近より積まれるを常とし、從つて柱の部分のみ殘せるを見る。唯、明樓の如き厚き壁體の時には然らざる也。外壁は甎のみにして柱を表はさず。然れども柱を有する部分には、必ず下方に空氣孔を設けたり。孔には普通、有孔甎等を挿入すれども、隆恩樓、角樓の如きは彫刻甎を用ひ、隆恩殿に至りては上下二箇所に彫刻甎を嵌めたるを見る。（圖譜第四八、挿入圖第十）

配樓、門房の如き切妻、又は前面に總て窓を挿入せる建物の側壁は、室外と室内との壁厚を必ず異にす。中間に立てる柱を利用して其の差を設け、且つ窓、扉等を建てたれば、一見して不明なり。斯の如きを支那建築の常套的手法となすなり。

甎の積み方には多樣あり、殆んど全部可なり丁寧なる表面仕上げを示し、特に隆恩殿に至りては、煉瓦積みを了せる後、表面に磨きを掛けて平滑ならしめたり。

壁厚は一定せず。明樓は三・七四米、碑樓は一・一〇米に及べども、一般の建築は四十乃至六十糎附近を普通とす。是れ練瓦一枚半乃至二枚の厚さなり。

既說の如く、明樓、碑樓、門等は腰の部分のみ石を以てするか、或は甎を露はせども、他は内外共に紅色の漆喰を塗る、其他のものは外部に甎の黑きを示し、室内は概して白漆喰を用ふれども、紅色なる

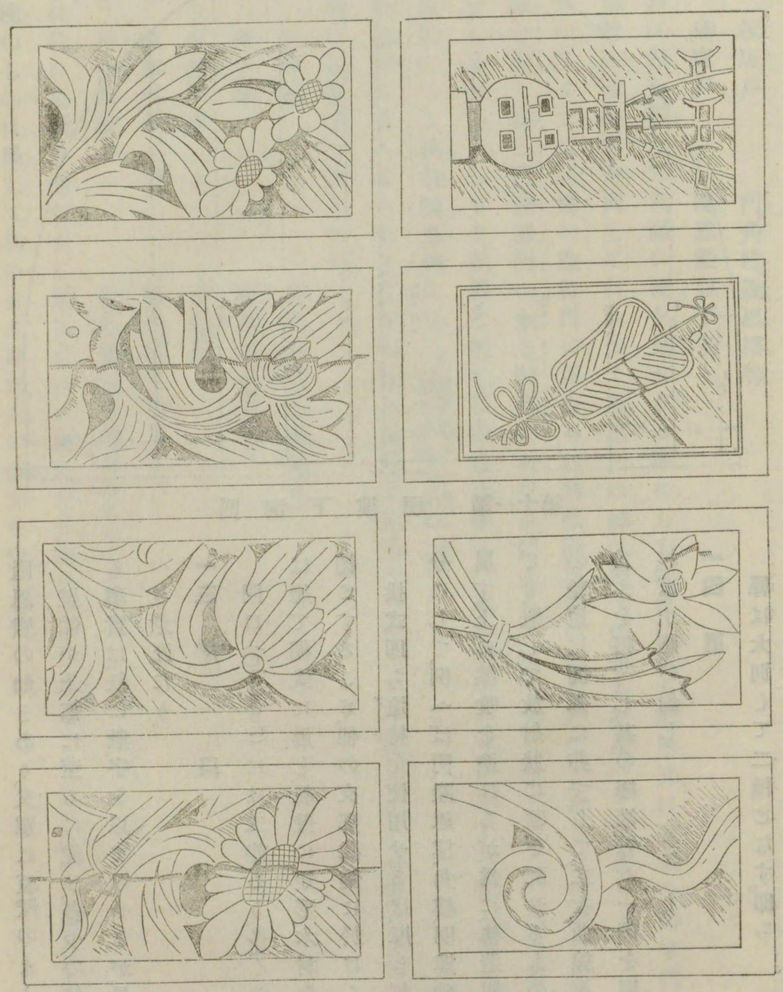

第十圖　空氣孔に於ける甎の彫刻

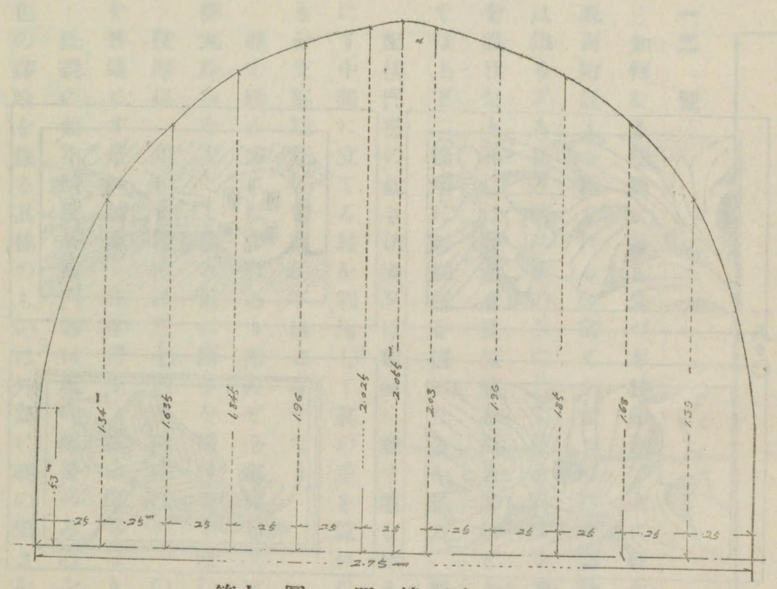

第十一圖　明樓下洞門

隆恩殿の如きあり、又單に甎壁のまゝなるあり。

壁體が上部に至るに從ひ、多少の傾斜をなせる事實は、既に數字を以て示せるが、最も注意すべき意匠たり。

一三　開口

開口(Opening)には二態あり。多くの窓、出入口は總て楣式に屬し、甎壁に矩形木材を挿入して楣とすること、他の支那建築に於けると等し。

拱式即ち迫持(アーチ)を使用せるは、厚き甎壁ある部分にして、例へば門、隆恩樓、角樓、明樓、碑樓等是に屬す。上に漆喰を塗れるが爲に、構造明確を缺けども、概して放射狀に甎を配せるもの〻如し。其の輪廓は圓弧に非ずして、二次曲線をなせりと言ふを得べし。其の極端なる一例を圖示すべしれば上圖の如し。

一四　扉

扉は大別して二種となす。即ち

（一）板唐戸　門、角樓、隆恩樓等

（二）棧唐戸　隆恩殿以下多し

板唐戸は板を張りて表面に棧を見せざる扉にして、更に半球狀の金具を並列して打ちつく。隆恩門の扉は獨り表面を鐵板にて被覆せり。

板唐戸ほ主として甎築の迫持門に用ゐられ、角樓、隆恩樓の如き建築に於ては、內側に矩形の枠を嵌めて扉を配し、前三門、隆恩門の如き洞門に於ては、門よりも扉の方を廣く高くし以て開閉を自由ならしむる工風をこらせり。前者に於ては枠の上部に二本の圓形を突出せしめ、端を黃色に塗る。是、單なる裝飾にして構造的意義に乏し。(圖譜第一一四に板扉の構造を示す)

茲に棧唐戸と言へるものには、左の如き種類を包括するものとす。但し此の分類は主として扉の上半に於ける組子に依りて行へり。

（イ）金網扉　更衣亭門房等(圖譜六)

（ロ）格子扉　靜房門等(圖譜八)

（ハ）菱格子扉　配殿等

（ニ）支那風組子扉　膳房、饌房等(圖譜三一)

（ホ）花狹間扉　隆恩殿、厨子等(圖譜四八、七八)

（イ）は枠に金網を張れるに過ぎざれば、棧唐戸と稱すべきに非ざるべけれども、便宜上是に入れたり。此種のものは果して初めより存せしか否かを知らず。

格子扉には粗なると密なるものとあり。後者は一般に窓に用ゐらる。菱格子としたれごも、菱には非ずして、小組格子を四十五度廻轉、卽ち斜に置きたるものなれば方形なり。此の種の組子は最も多く用ゐられ、入口の扉のみならず、窓に於て賞用せらる。常に綠色に塗れり。

支那風組子となせるは、支那住宅にて普通に見得る幾何學的文樣の組子なり。是は隆恩門前の四棟其他の住宅的色彩を帶びたる建築に於てのみ見出すべし。

花狹間卽ち花組子には二種あり。一は隆恩殿及び東配殿に於ける厨子の扉の如く、組子を斜に配して方形を造り、方形の中に圓形を生ぜしめるが如き添木をなせるものにして、組子の交叉點には圓形花文を點じ、添木と共に四葉の植物葉を思はしめる外形を作り成せり。他の一は隆恩殿入口の扉にして、組子を一層複雜ならしめ、三角繋ぎと六角繋ぎの二文を組み合はせたるものなり。六角の交點には圓形六瓣花を置き、三角の交點には添木をなして六葉文を造れり。前者には下方の入子板に如意頭形を入れたる格狹間文を出し、後者は雲文と龍文とを金色の漆畫以て現はす。二者互に異なれごも何れも昭陵に於ける最も美しき扉と稱すべし。

扉は多くの場合、一開口に對し二の倍數を插入せられ、特に四又は六を普通とし、常に內開きとす。板唐戶の下方の軸は常に唐居敷に納まり、上方の軸は長き連續的の藁座に入る場合多し。棧唐戶も亦唐居敷を用ゐることあり。又、上下共に長き連續的の藁座を用ゐるものあり。前者は二葉の扉の場合に、後者は數葉の扉の場合に用ゐらるゝを普通とす。方立は常に矩形の厚き板にして、面をとるもの多く、且つ紅色に塗る。

門扉には內方に橫門を用ひ、從つて側壁に門を入るべき圓孔を穿てり。殿扉には竪門を用ゐるもの多く、二扉の合する點に三葉形の藁座に類する木片を置きて、門の端を插入せんとする構造を普通とす。

一五　窓

窓の制は出入口の扉に於けるものと殆んど似たり。卽ち四葉乃至六葉の格子又は菱格子の棧唐戶を入れ、內開きとす。格子の部分に綠、他の部分に朱を塗ることも等し。

然れごも窓には他に一形式存す。東西紅門前側に在る附屬二間房子は、全く支那民家の制に等しければ、扉及び窓も亦然りとなす。陵寢室、亮隧房の如きも亦然り。卽ち窓は我が國の蔀窓に似たる構造にして、上半は外開きとして上に釣れり。是を一層大ならしめたるが如き釣窓の制は、配樓、隆恩門前の四棟等に存するを見る。恐らく主要建築ならざる、住宅に近きものに用ゐるものなるべし。

此の釣窓は窓全體を覆ふに足る大きさなれば、幅一米三〇、高さ二米に及ぶもの少しとせず。常に格子組子を用ゐ、他のものを見ず。故に窓を分類すれば次の如し。

(一)　殿扉の制なる棧唐戶に等しきもの(前節參照)

(二)　蔀窓に類する釣窓

(イ)　大なる窓にして、全部釣るもの

(ロ)　上半のみ釣れる、民家的なるもの

一六　柱（挿入圖第十三）

柱の横斷形狀は三種に分つを得。卽ち

（一）圓形　一般

（二）八角形　隆恩殿內部、華表柱

（三）方形　大面取り　宰殺亭附屬房子
　　四隅に唐戸面等を施せるもの　牌樓等

通覽するに、主要建築に於ては、總て圓柱を用ふるを常とし、角柱等は稀に見るのみ。

柱には下に柱礎あり、上に持送りありて直ちに頭貫、臺輪を支ふ。隆恩殿內の八角柱は獨り蓮瓣柱頭を附したれども、他に絕て見ざる所なり。

柱は木材を略々其の形に作れば、仕上げを行はずして直ちに布片を卷き、是に下塗劑を加へ次に胡粉を施し紅色油を上塗りするなり。故に外部より窺ふことを得ざれば、知る由なきも、大なる柱は數箇の片を組み合せて構造せるものあるべし。被覆物の厚さ亦不明なれど、貴妃園寢の例によれば〇・五糎內外の如し。而して斯の如き施工は、木材の組立て終了の後、柱にのみ加ふるものゝ如し。貴妃園寢の剝落せる一柱に於て、素木に中心線及び北とせる墨書を發見せるは、右の推察を裏書きするものと云ふべし。

柱の大さは同一建築に於てすら不同あり。且つ測る位置、方向によりて常に差異を免がれず。是、施工不完全なる爲、正確なる斷面形をなさず。且つ場所によりて大さを異にするが故なり。然れども概

略次の二點は一般的なりと言ふを得べし。

（イ）下層の柱の方が上層より稍大なり。

隆恩樓　第一層三八糎前後、第二層三三糎前後、第三層約三〇糎

（ロ）前方より數へて、第一列柱よりも第二列柱の方（卽ち營造法式の老檐柱よりも金柱の方）が大なり。

角樓、隆恩樓等の圖參照、更衣亭門房第一列柱約三二糎、第二列柱四〇糎以上

而して其の直徑は建築によりて異なれども、附屬建築以外のものは三〇乃至四〇糎の間を前後す。

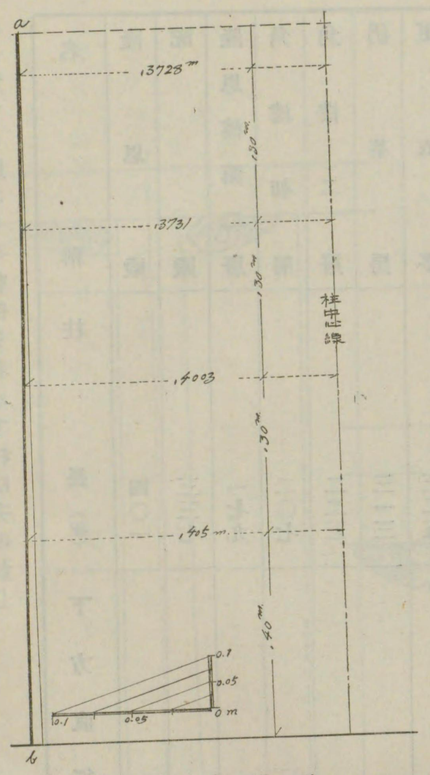

第十二圖　角樓柱
（竪に對し横は三倍の幅とす）

柱は常に下方の直徑、上方より大なり。是を一見するに多少のエンタシス（胴張り）を有するが如けれども、實測すれば必しも然らざる場合し。今一例を圖示せり（第十二圖）。斯る錯覺は施工の粗略、柱の短小等に基く所多きが如し。

柱の長さ對直徑の比例

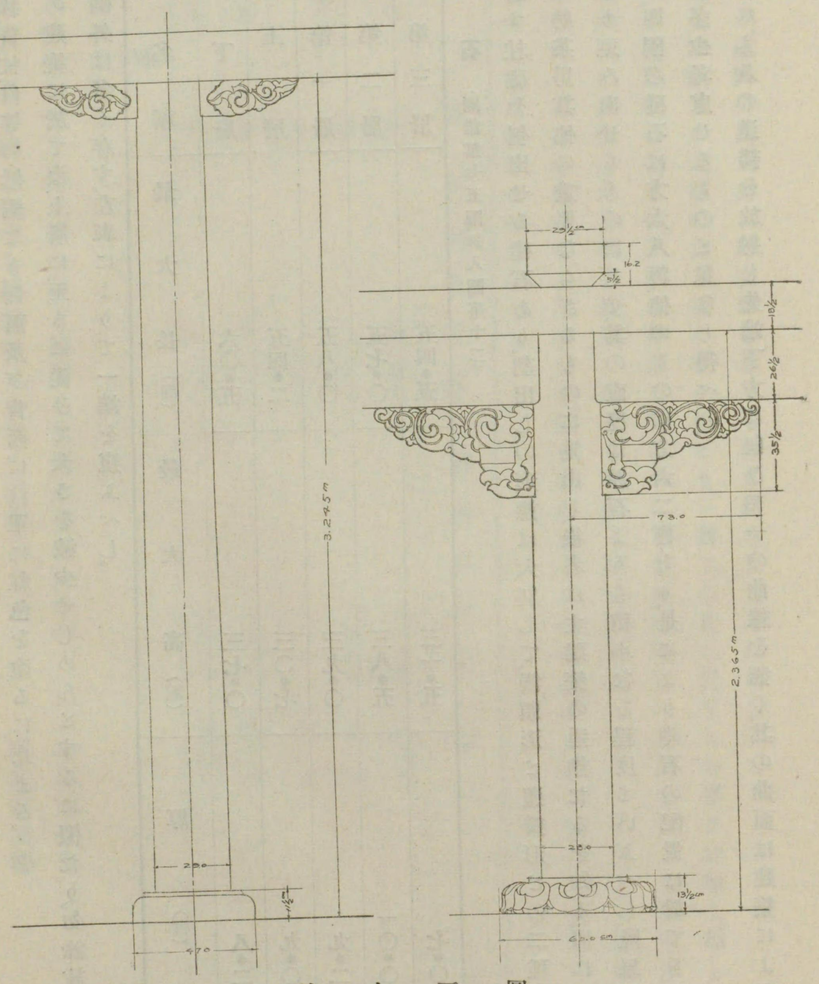

第十三圖

も亦一定する所なし。今數例を表示すれば次の如し。

名稱	柱長（糎）	下方直徑（糎）	比例概略
隆恩殿	四〇一	四四弱	九強
配殿	三三七	三五強	九●六強
隆恩樓第二層	一七九	三三	五●五弱
角樓初層	二〇七	三二●五	六●四弱
角樓二層	二二三	二八	八弱
奶茶房	三一三	二九	一〇●八
更衣亭	三二五	三三	一〇弱

即ち層樓建築は特に例外視して可なれば、一般單層建築は九乃至十前後の比をなすを知る。是、羅馬等に於けるオーダーの比と近似するものと言ふべし。

一七　柱上の持送り（圖譜一二一、一二二圖、挿入圖第十三）

柱上の頭貫を承くるため、柱の左右に厚き板狀の持送りを挿入す。其の形狀は隆恩殿を始め總ての建物に於けるもの、略々等しく少許の差異あるのみ。下方に斗栱の形を刻み、上に雲文唐草を走らせたる姿を表面のみ浮彫りし是に彩色を加ふ。著彩法は隆恩殿の如き金色を加へたるものあれど

一般には藍、綠、黃、紅、白等の繻綱なり。側面及び背面には單に紅色を塗るに止まる。

重層、三層の建築に於ては、上層に至るに從ひて大さを減少せしめんとするに似たり。勿論施工の粗雜に基く例外は多く存す。左表によりて一端を窺ふべし。

建築名稱	最大長（糎）	最大高（糎）	厚（糎）
角樓下層	六〇●五	三七●〇	八●二
同上層	五四●二	三〇●七	九●〇
隆恩樓第一層	五八●〇	三九●〇	九●二
同第二層	五七●〇	三八●五	一〇●〇
同第三層	五四●五	三一●五	七●〇

一八　礎石（圖譜第七五圖插入圖第十三）

柱下には必ず柱礎を刳出せる礎石あり。刳出しの形態は大別して、饅頭形と蓮瓣形との二種となすべし。前者は奶茶房其他の重要ならざるものに見出し、後者は主建築の通態たるを知る。何れも方形に近き石より刻み出せるものにして、其の直徑は原石よりも稍小なる程度といふべし。隆恩樓の一例を見るに、四隅の礎石は方六八糎、他のものは方六二糎なり。是により礎石の配置に於ても、位置による大小を多少考慮せるものと見なし得べし。

蓮瓣形は何れも八の蓮瓣を放射し、先端下方に向ひて一の曲線を描く。其の曲面は建築によりて若干の差異あり。蓮瓣の內、上方に珠文帶を示すものと然らざるものあり。

木柱と刳出し彫刻との直徑の比は、夫々差あれども、一對二の比に近きもの多きが如し。而して木柱著しき大なる隆恩殿の如きは、それに伴ひて礎石大ならざれば、著しく比例を異にす。柱の大小に從はずして、刳出しの直徑を六〇糎前後に一致せしめたる技法は、泰西のオーダー（Order）の如き一定比率より見て、甚だ奇異を感せずんばあらず。饅頭形刳出しの場合に於ては刳出し直徑稍小となり比も亦異なれり。左に若干の例を示さん。

名稱	木柱直徑（糎）	刳出直徑（糎）	摘要
隆恩殿	四三●七	六三●五	蓮瓣形
角樓	二九●〇	六四●五	同右
角樓	二八●〇	六〇●〇	同右
隆恩樓	三八●〇	五八●〇	同右
奶茶房	二九●〇	四七●〇	饅頭形

一九　基壇

基壇には三種の別あり。

（一）石又は甎を以て築き、其の高さ地面と大差を見ざるもの　牌樓、配樓等

（二）周緣のみ石を以てし、中を甎築とせる低く刳形なきもの　配殿、膳房等

(三) 石を以て築き、内方にのみ甎を用ひ、側方に刳形あるもの　隆恩殿、碑樓

(一)は多くを言ふに足らず、(二)は單なる壇にして最も多く用ゐられたれども、説明の要なかるべし、特に力を盡せるは(三)なれば、以下是を略説せん。

壇は常に上中下の三帶によりて構成せられ、上下兩帶には刳形を用ひ、中帶は垂直平板にして、中には唐草の浮彫を加へたるあり。而して下帶の兩端には一種の刳形を加へて脚を示せり。此の刳形の形式、亦殆んど皆其の軌を一にす。石五供の臺に於ける、碑樓基壇に於ける、是を比較すれば手法の劃一驚くべきものあり。(圖譜一一七圖)

壇は隆恩殿のみ二成を示し、明樓、隆恩樓に稍々其の意味を偶す。碑樓、前三門は一成のみ。而して石欄を周らすが如きは、隆恩殿及び前三門に止まる。

其の廣袤は、隆恩殿の如く前面に建築物に等しき廣さを控へたるものあれども、他は總て周壁より一米乃至二米廣きに過ぎず。

二〇　石階

基壇には必ず石階を設く。其の位置は建築によりて一定する所なし。大別すれば左の如し。

(一) 正面のみの場合　隆恩殿、配殿等

(二) 前後二面の場合　門、更衣亭、宰殺亭等

(三) 四方の場合　碑樓、明樓等

多くの場合は一邊に一を備ふるのみなれども、隆恩殿、前三門の如く三を算するものあり。石階の級數も亦一定する所非ず。一乃至三級のもの比較的多く、隆恩殿獨り十三級及び十六級となせり。

石階の構造は階段石と側石とより成り他奇なきを普通とす。前三門、隆恩殿に於ては石欄、石獅等を加へて裝飾せる、東西紅門及び牌樓の前後に於けるが如く、鋸齒狀の凹凸を附して洗濯板の觀を呈せる、共に異色に屬すべし。隆恩殿下成壇中央の石階は、縱に三分して中板に雙龍を刻み出し、更に石級蹴込面に唐草文を雕れるものにして、蓋し昭陵の中心をなす建築として當然の表現なり。

石階の寸法には今一定の準據を見出し難し。是れ建造の時より遠ざかりて既に構材に多少の動きあるによるべく一面に於ては施工者が斯る細事に拘る所少なかりしにも依るなるべし。今平面的寸尺を左表に示さん。

名稱	全幅（糎）	側石幅（糎）	踏面幅（糎）
碑樓	三六八—三七三	三八—三九	三三—三八
更衣亭	三七三	三四	三四・五
同門房	三七二	三五	三四前後
宰殺亭	三七五	三四	三二—三六・五
同門房	三七〇	三四	三四・五前後
前三門	三〇六—三一八	三〇—三四	三三—四一
東配殿	三五九	四一	三三—四四

隆恩樓	二九〇	三九	三三一—三七

右表によれば全幅には三米七〇糎前後及び三米前後のもの多く、側石及び踏面幅は三四糎前後を普通とするが如し。定則なしと雖も尺度の關係上、斯の如き數を見るものなるべし。次に立體的關係を見るため、代表的石階なる隆恩殿前の寸尺を示さん。

下より數への級數	中央石階東側 踏面幅	中央石階東側 蹴上高	中央石階西側 踏面幅	中央石階西側 蹴上高	東石階 踏面幅	東石階 蹴上高	西石階 踏面幅	西石階 蹴上高
第一級	二七・〇糎	一七・〇糎	三一・〇糎	一六・〇糎	三三・〇糎	一一・〇糎	三三・〇糎	一四・〇糎
第二級	三二・五	七・五	三四・〇	九・〇	三三・〇	一一・〇	三五・〇	一四・五
第三級	三四・〇	一〇・〇	三三・〇	一〇・〇	三四・〇	一二・〇	三四・〇	一四・〇
第四級	三五・〇	九・〇	三三・五	九・〇	三四・〇	九・五	三五・〇	一三・五
第五級	三三・五	九・五	三三・五	九・〇	三三・〇	一一・〇	三三・〇	一四・五
第六級	三三・〇	九・〇	三三・五	九・〇	三三・五	一一・五	三三・五	一四・五
第七級	三三・〇	七・五	三四・〇	九・五	三四・〇	一二・〇	三三・〇	一三・五
第八級	三五・〇	一〇・〇	三三・〇	七・五	三三・五	一一・五	三一・〇	一三・〇
第九級	三三・五	九・五	三三・五	七・五	三〇・〇	一三・〇	三一・〇	一四・〇
第十級	三四・〇	一〇・〇	三三・〇	九・〇	三三・〇	一二・〇	三五・〇	一二・〇
第十一級	三四・〇	一一・〇	三三・〇	八・五	三三・〇	一〇・五	三三・〇	一三・〇
第十二級	三五・五	一一・〇	三四・〇	六・〇	三〇・〇	一三・〇	三二・〇	一四・五
第十三級	三六・〇	一〇・五	三三・五	九・五	三六・〇	一三・五	三八・〇	一五・〇
第十四級	三四・〇	一〇・〇	三五・〇	九・〇	—	—	—	—
第十五級	三六・〇	一〇・五	三三・〇	九・〇	—	—	—	—
第十六級	三六・〇	一〇・〇	三六・五	一〇・〇	—	—	—	—

右の如く甚だしき亂雜さを示せども、踏面幅は他の場合と略等しく、高さは級數の差異に應じて變化を示すを知るべし。卽ち九糎前後又は十二糎前後の二種にして、斯る數値に類するものは他の石階に於ても見出すものなり。

二一　石　欄

石欄は基壇の周圍、石階及び橋等の兩側に用ひ、隆恩殿、前三門、神橋、牌樓附近等に於て是を見る。其の制、前二者と後二者とには差異あり。

隆恩殿、前三門の石欄は普通の勾欄と同じく、架木、平桁、地覆、寳珠柱、斗束（瓶束）、羽目の六より成り、更に石階にては抱鼓石、石獅を附加す。

架木は矩形の四隅に大なる唐戸面を施したる爲に、異形の圓に近き斷面となれり。

平桁、地覆は矩形板の四隅に小なる刳形を加ふ。其の刳形は隆恩殿と前三間との間に多少の異點

あり。地覆の下底には必ず花頭拱式曲線の脚を附す。

寶珠柱は方形斷面をなし四隅に小唐戸面あり、下方は柱にして、架木以上になりて始めて圓形帶狀文を刻み、蓮座を設け頂部に瓶狀の寶珠を載す。隆恩殿の基壇隅及び石階石欄の分岐點に於けるものには、蓮座の代りに雲文を配し、上に龍の卷きつきたるを彫り拔けり。中に近代修補に屬する龍あれども、單に表面のみを摸して、內方まで彫り拔きて空洞となすに至らず。二者技巧の差、比較して見るべきなり。

寶珠柱は隆恩殿の場合、間隔內法約一・二米、前三門の場合、內法約一米弱乃至一米五。此の間を利用して、架木、平桁間の中央に瓶束あり、平桁、地覆の間を數區に分ちて羽目板を入る。瓶束と言ふは、他の勾欄に於ける斗束と同一の場所及び用途を示し、斗の代りには雲文彫刻あり。束の代りには一種の瓶子あり。二者一聯して一つの彫刻をなし、其の狀恰かも花を挿せる花瓶の如し。故に瓶束と言へり。此の半分の形は、各寶珠柱の側方にも附せらる。

羽目は石板(厚約八糎半)にして、隆恩殿のものには唐草文の彫刻あり、前三門のものには單に矩形輪廓に沿ふ數條の線を描き、中に進むに從ひて厚さを薄くせり。一區劃の幅に廣狹二種の別あり、兩端及び中央を狹くし、其の中間の二を廣くするを普通とす。

抱鼓石は石階兩側の石欄最下に立てる寶珠柱に接續して、其の前方に置かれたる圓形鼓狀のものを指す。抱鼓石には必ず雲文を附して定置せしむ。隆恩殿のものは圓形の側面に花文を刻出し、且つ下方は單に斜行せる石階側石に過ぎず。前三門のものは中心なる圓形花蕊の周りを葉形の旋廻せる貌を刻み、上に獸面の環を銜へたる形あり、下に布を敷ける狀を示せる石臺あり。

石獅は隆恩殿石階に於てのみ見る。他の石獸と大差なけれども、其の彫刻法異色を示し、平行線を刻めるが爲に恰も着衣せるかの如き觀あり。

牌樓側方の石欄には架木及び斗束を缺ぐ。地覆と平桁とは共に大なる矩形斷面の四隅に小刳形を附し、特に側面に裝飾的釋杖彫を附加せる點を特徵とす。羽目には花文又は寶盡し文を中心とし周圍に雲文を配せる透彫りあり。斯る羽目二葉を挿入する毎に寶珠柱一を立つ。寶珠柱の上部も亦異なり、仰覆蓮華の上に載せたる頂部は一種の波形曲線をなす輪廓にして布又は蓮瓣を思はしむる形を刻めり。其の形は互に似たれども微細なる點に於ては總て異點あり。

神橋石欄は今大破して明かならざれども、其の制、牌樓附近の石欄に近きものなりしが如し。但し是に於ては地覆は薄き平板に抄略されて單に下部の花頭拱式曲線を以て代用せしむるが如き傾向を呈し、平桁側面の裝飾的彫刻が稍々豐富を加へたり。又、羽目を仕切る束は多くの場合上方に持送りを附け、且つ脚部にも放射線狀四分圓を加へたり。羽目の彫刻には草花文、馬等の寫生的なるあり、雲、寶盡しの如き象徵的なるあり。然して是が純粹の透彫りならずして、上下左右の四箇所に梯形の孔を穿つもの多し。抱鼓石の形も著しく變形せられ、雲文の代りに草花文、圓形の中には唐草又は圓形花文を點じ、總て側面は一平面をなせり(圖譜一四四圖)。寶珠柱は牌樓附近のそれと等しきもの及び上に石獅を載せたるものあり。

二二　彫刻瓦板

月牙城照壁、各門兩側の龍文ある壁及び宰殺亭更衣亭後方の照壁に於ける彫刻瓦板は、是を分類して二となすを得。

(一) 釉藥を施して色彩あるもの(所謂、瑠璃瓦)

(二) 然らずして、黑色のもの

其の輪廓形狀は何れも如意頭(花頭拱)形を繰り返すものにして、唯線の曲率と曲る回數とを異にするのみ。其の表現するものは龍麒麟、其他の怪獸、唐草、花卉の類なり。彫刻手法を見るに、釉なきもの凹凸甚だ強くして面白く、月牙城照壁の花卉の平板的なるを最下となすべし。

是等の瓦板は最初全形を彫塑し、次に細片に切りて燒成するものゝ如し。其の切り方甚だ粗雜にして、同一形狀のものと雖も細片の數一定せず、適宜任意に刀を振ふもの也。而して各片には番號を附し、其の位置の紛亂を防ぐ。今一例として各門の符號を擧げん。

前三門(正門)

外側東——上一……外側西——丘一…

內側東——大一……內側西——八一…

東門

外側北——立一…立七十八完　外側南——八一…八八十一完

內側北——レ一…レ七十三完　內側南——上一…上八十一完

西門

外側北——乙一…乙七十六完　外側南——〇一…〇七十七完

內側北——己一…己七十六完　內側南——大一…大八十一完

斯る番號は常に一より始まり最終に完と記し、頗る放膽に所を選ばず刻めり。而して符號の如きも、三門を集むれば一文をなすが如く想像せらるれども、然らざる也。斯る用意周到は、其の施工法に依りて推察するも、求むるの非を知るべし。瓦板は單に釘を以て止められ、目地亦そろはずして大小不同なり。

細部に於ける無技巧、斯の如しと雖も、是を遠望する時は、大局よく整ひて賞すべきものあり。蓋し是れ支那に於ける萬物觀察の要諦なるを覺ゆ。

二三　屋瓦 (圖譜第七四圖)

釉藥を施せる所謂瑠璃瓦を主とし、釉藥なき黑灰色屋瓦を併用す。釉藥には黃色と綠色とあり。黃釉は殆んど主要建築全てに瓦りて用ゐられ、綠釉は宰殺亭等の墻壁に用ゐたるに止まる。黑灰色のものは膳房饌房等の四棟及び附屬的建築に見るのみ。

常に本瓦葺にして、所謂「巴瓦」「唐草瓦」の二種を交互に置く。巴瓦の直徑一五五糎位、唐草瓦の弧の幅約二五乃至三〇糎(二五、二六、二七、三〇糎等あれども三〇糎のものは少し)厚さ約一糎強。先づ唐草瓦を密著併列して葺き、次ぎに巴瓦を上に置くものにして、巴瓦間の空間は概して巴瓦の直徑より小となり、從つて葺き方甚だ密なる感を呈す。巴瓦の軒先に於けるものは釘を以て止め、其の釘頭に瓦と同色なる瓦製圓筒形を置く。隆恩殿其他にては金色を呈せるもあり。

軒先に配するものには裝飾的瓦當あり。何れも其の輪廓一種の如意頭を示し、中に龍文を入る。龍は中央に頭部あり、身を左右に曲轉してよく輪廓内を充塡せり。頭部大に過ぎて其の姿は佳作と稱し難し。瓦當は地平線に對して直角に近き角度をなし、從つて屋根傾斜面に對しては鈍角をなせり。是れ明清屋瓦の通態なるが如し。

牌樓及び焚帛樓の二は何れも石を刻みて屋根を摸したれば、屋瓦亦石作なり。形態全く瓦製と等しけれども、巴瓦に三つ巴、二つ巴を、唐草瓦に純粹の唐草を挿入せるを異なれりとす。巴を入れたる瓦は支那及び朝鮮に殆んどなく、獨り日本に盛んなる事實を顧れば、此の實例は貴重なりと言ふべし。

二四　瓦製獸形

大棟の兩端に正吻、降り棟に旁吻、其の先端に鬼龍子を配す。是等は總て瓦製の獸形なり。何れも屋瓦と同質なるが故に、黃釉及び黑灰色の二種あり。

正吻は日本建築に於ける鯱に當り、巨口を開きて大棟の端を呑み、其の尾を高く空中に卷く。背後に必ず刃柄を示せるは棟上に刺し貫ぬける意を現せるなるべし。明樓、碑樓の二者に於ては尾を卷けども尾間を透かさずして塡充したれば、一見其の形態の甚しく似ざるを感ずれども、依然として怪獸たるを失はざるなり。而して此の二例は康熙、乾隆年間の建築なるを注意すべし。

旁吻も亦怪獸なれども、尾なくして胸部以上を示すを普通とす。焚帛樓に於ては單に頭部を用ゐたるのみ。口を大きく開けると然らざるあり。細部に於ける差異斯の如しと雖も、其の面貌は殆んど相ひ類するものに似たり。

鬼龍子は旁吻の前に並び、筒瓦の上に乘りたるものを數箇併用せるなり。其の形態夫々多少の差を示せども、何れも前脚を立て後脚を坐せる獸形に屬す。其の數、四又は五を算せるもの多し。如けれども、今破損して一も見ざるものすらあり。獸形の前に鳥に乘れる文官像を置ける例は、明樓、隆恩樓等に於て見るを得。恐らく主要建築に於ては斯の種のものを用ゐたりしものなるべし。

二五　棟瓦

棟には必ず箱形の瓦製品を置き、其の上に丸瓦を載せて雨を防げり。此の箱形には側面に諸種の裝飾的彫刻を加へ（圖譜第七四圖參照）屋瓦に等しく、或は釉藥を施し或は然らざるものあり。彫刻文樣は雙龍相對文及び花文を主とす。

儀仗房庭前に置けるものは、重修に際して廢棄せる所なるべく、是の中に「昭陵角婁垂脊」、「更衣亭垂脊等の刻字を發見せり。卽ち箱形瓦は垂脊用の瓦を稱すべく、是等の燒成に當りては其の用ふべき場所を豫め定め置くものなることを知り得べし。

二六　甎

本篇に於て甎となせるは塼、磚に等しく、所謂支那煉瓦に屬す。黑灰色、多孔性にして吸水性大なる瓦製矩形片なり。

大さは大小二種に大別し得るが如く、大略、建築物には小なるを、城壁等には大なるを使用するものと見なすを得べし。方城上に於て「上用」なる刻印を押せるものを見ることにより、特に昭陵用の

瓦甎を焼成せるものなるを察知すべし。

甎壁の積み方は數種あり。

(イ) 長手積み…配殿、宰殺亭等城壁の一部にも見ゆ。

(ロ) 長手と小口とを交互にするもの…城壁等に此の方法多し、亮餘房等にも見ゆ。

(ハ) 長手二枚に小口一枚を入れたるもの…配樓等。

(ニ) 長手三枚に小口一枚を入れたるもの…隆恩殿、角樓、隆恩樓等。

(ホ) 小口を主とするもの…陵兵室側壁等の一小部分にのみ見ゆ。

上記の如く概して長手を主として用ゐ、中には水平の目地のみ著明ならしめ垂直の目地を示さざるが如きものあり。以て積み方の傾向を知るべきなり。

甎の大さは一樣なるものなく、總て多少の差異ありて何れを基準とすべきかに苦しむ。左に其の寸法の若干を表記せん。

名稱	寸法 (糎)
隆恩殿	35.0 × 17.0 × 6.3
配殿	27.5 × 14.5 × 6.0
	29.5 × 14.5 × 6.0
隆恩門	36.7 × 16.7 × 7.5
	37.0 × 17.0 × 7.5

角樓	35.5 × 17.5 × 7.5
方城	35.5 × 16.5 × 6.5

二七 甃

各棟總て床に瓦製品を敷く。主建築に於ては敷き瓦即ち甃を用ひ、然らざるものには普通の甎を用ふ。

甎の場舍には布に敷くを普通とす。配樓、陵兵舍等は是に屬す。甃も亦、布に敷くこと多く、時に四半を用ふ。二者混用せる靜房の如きは例外となすべし。隆恩殿基壇に於ては瓦板に非ずして板石を以てす。斯の種の例、亦他に見ざる所。

甃は概して正方形をなす。然れども是を精密に實測すれば二邊に多少の差あることは免かれざるが如し。次に數例の寸尺を擧げん。

名稱	寸法 (糎)
隆恩殿基壇	32.5 × 33.5
	31.5 × 32.0
隆恩樓基壇	33.0 × 33.0
	28.5 × 28.5
明樓下洞門	42.5 × 42.5

配殿	35.5 × 35.5
	30.0 × 30.0
方城	36.0 × 36.0
	31.0 × 31.0
	28.0 × 28.0

二八 建築材料

建築材料の主要なるものは石材、木材及び瓦甎の類なり。

石材は鋪石、基壇礎石等主として下方に使用せらる。其の種類は石灰岩、硅質石灰岩、砂岩、凝灰岩、安山岩、綠泥片岩等を普通とし、中に翡翠石を點ずるが如き手法を用ふ。牌樓に安山岩質凝灰岩、石獸の一部に安山岩、隆恩殿基壇に石灰岩及び綠泥片岩を驅使し、神橋敷石には安山岩、砂岩、花崗岩、硅質石灰岩等を混用せるを顧れば、自から用途に適應する爲に材料を選擇せる狀を推察し得べし。是等の石材は概して滿洲所產と思はるれど、中には或は山東方面より船載せるの疑ひなきに非ず。(翡翠石の如きもこより他方面よりの移入に屬す。)

木材は主として松材なり。蓋し木材は建築物の骨幹をなすものなれども、是に彩色又は壁體を加へて被覆するが故に、表面に素材を出すことは殆んどなき也。

瓦製品等は主として建築上部に用ゐるものなるが、既に說けるが故に此所に略せり。

海城縣志宣統元年山脈の條に次の記錄あり。以て琉璃瓦が此の地方にて燒成せられし可能性あるを知るべし。

甑窯嶺在城東南三十五里出紅白土可燒瑠璃瓦盛京設官監造

第四編 裝飾論

緒言——裝飾の工作表現法(分類彩色法、平面的彩色文樣繪畫、配置による裝飾、浮彫透彫、丸彫刻形、建築細部)——材料による考察——裝飾資料(分類、動物、植物、天體及自然現象、幾何學的線弧、象徵的記號及文字、人工的物品)——文樣構成法(分類、填充文樣、帶狀文樣、四方連續文樣)——裝飾法の系統。

緒言

裝飾はあらゆる所に施こされて其の種類甚だ多く、一括して概觀すると同時に、微細に分析して個々のものを觀察するを要す。故に以下、章を分ちて詳論せんとす。

裝飾の工作表現法

一分類

裝飾的意圖が所要の場所に表現せらるゝには、諸種の工作法に依らざるべからず、而して其の工作表現法には純平面より純立體に亙る各種のもの存すべく、是を簡單に擧ぐることは困難と過誤とを伴ふべし、然れ共便宜上其の大綱を得んとして、類に從ひ大別すれば次表の如し。

- (A) 平面的裝飾
  - 1 單に彩色のみにて塗り分けるもの
  - 2 一色又は數色にて文樣を描くもの
  - 3 繪畫によるもの
  - 4 甎、石の配置によるもの

(B) 半立體的裝飾
- 5 浮き彫り
- 6 透し彫り
- 7 丸彫り
- 8 繰り形
- 9 建築的細部

(C) 立體的裝飾

右表(8)(9)の如きは一部分を見れば單に半立體に止まるもの多々あり、然れども全體を見る場合を考へ、又便宜上一括して是を立體に包含せしむ。

裝飾表現工作を決定する最大要素は、其の裝飾が適用せらるべき場所と、其の材料の性質種類なり。今、右表の工作法分類による適用場所を列擧すれば次表を得べし。

工作法	適用せらるゝ場所及び物
彩色	壁、柱、扉、組物等
文樣	虹梁、隆恩殿の柱及扉、壁、棰端、格天井
繪畫	頭貫、臺輪等の横材、欄間
配置	壁、城壁、歩道
浮彫	基壇、階段、持送り、門腰壁等主として石材によるもの 照壁、懸魚、門の裝飾等主として釉陶瓦によるもの
透彫	石欄、石柵、勾欄、牌樓欄間
丸彫	石獸、抱鼓石、望柱、華表柱、石五供、龍首、勾欄寶珠柱、焚帛石樓、柱礎等石材によるもの 鴟吻、鬼龍子、垂脊兎、寶瓶、組物等、釉陶瓦によるもの
繰形	基壇、臺座、勾欄等
建築細部	斗栱、尾棰、木鼻、小屋組、軒先等

以下、右の順序に從ひ其の大略を述ぶべし。

二 彩色法

彩色には單彩の場合と多彩の場合とあり、何れも現存のものは總て近年の修補によるものなるが故に、創建當初の面影を推察するを得ず。左に現況を述ぶべし。

(イ) 單彩

單彩を一面に塗りて、是を裝飾視せしむるは東洋建築の一特色たり、而して其の色も殆んど總て紅(黒赤)色に限られ、僅かに綠色を一部に點ずるのみ。柱、梁、棰等紅色ならざるなき狀は支那に發生せる特異なる趣味慣習なりと言はざるを得ず。

彩色法は用途により多少の差を示すが故に分ちて二となすべし。一は紅城其の他主建築物の壁に見る所にして、單に水性塗料を塗るに止めたるが如き漆喰、觸れば直ちに脫離する粗惡なる著彩に屬す。他は顏料を油にてときたる油飾にして、一般木材の被覆には必ず是を使用し、油

性の光澤を常に伴ひ、從つて典雅の趣を缺く。

(ロ) 多彩

色彩の中、最も普通に用ふるは、紅、淡紅、藍、青、綠、黃、白、黑、金等を數ふべく、紅を最多とし金を最少とすべし。紅色は柱、梲側面に及び、其の中間なる斗栱、尾梲に於いては藍、綠二色を多く使用す。斗栱の一を見るに斗を藍とすれば肘木を綠とし、其の隣接斗栱にては其の反對に斗を綠、肘木を藍とす。總て配色は斯くの如く交互に變化せしむるを通則とするが如し。

黑は主として文樣の輪廓を畫くに用ゐ、白も亦線描となして文樣の一部を綠取るを主とす。金は多くの場合梲端の裝飾文樣、例へば卍の如きを畫くに用ひ、又隆恩殿の如きに至りては至る所に濫用せり。黃色は木口に用ゐること多く、時に梲端に、時に持送りに用ひ、又金色の代用となすことあり。

彩色は多くの場合、繧繝の技法を用ふ。故に藍は是に白を混じて青色となれる部分あるべく、紅は淡紅となりて見ゆべし。

以上述べたる如く昭陵の彩色法は色彩の種類必しも多からず、且つ技法も亦變化に乏しと雖も、屋蓋の黃、斗栱の多彩、柱の紅の三段に及ぶ配列は、下方の壇或は城壁、四周の松樹森の色彩と相ひ照應して、捨て難き情趣を生せり、蓋し色彩に於いても、諸工作と等しく、近寄るよりも遠く眺むるを以てよしとするに似たり。

三　平面的彩色文樣

平面文樣は單彩と多彩との別あれども、何れの場合も必ず墨を以て先づ輪廓を描き、次いで其の輪廓內に彩色を充たすを常とす。是を最も多く使用せるは天井、又は小屋組に於ける橫材にして、從つて木部の被覆と裝飾とを兼ねたるものと言ふべし。隆恩殿及び配殿に於ては壁に是を適用したれども、其の他に於ては殆んど見るを得ず。現時の修補を經たるが爲に甚しく粗雜なるもの多けれども、大虹梁等に於ける龍文及び壁に畫ける文樣は、恐らく創建に近きものなるべく、其の手法見るべき點多し。文樣の種類等に至りては別項に示したれば茲に說かず。

四　繪畫

繪畫が裝飾に使用せられたるは果して創建當初よりなるか不明なれども、現存のものは頭貫、臺輪等の橫材の一部及び欄間の一部に見るに止まり、繪畫獨自の力にて裝飾の態をなさず、僅かに一部の表面を塡充するに過ぎず。其の表現手法全く見るべき價値なしと言ふべし。

五　配置による裝飾

基壇及び室內に於ける甎甃の敷き方、前三門、隆恩門等に於ける敷石の布置、城壁に於ける甎の積み方等、一見何の奇もなきが如しと雖も、夫々其の場所に應ずるために適宜の注意を加へたり。もとより其の施工甚だ粗にして、其の配置は常套的なるを免かれざれども、未だ全く看過すべきに非ざるべし。むしろ斯る些末の點にまで裝飾意圖を示せるを掬すべき也。

六　浮彫

昭陵に於いて最も廣く用ゐられたる裝飾は浮彫(Relief)なるべし。浮彫は室內に少くして室外に

多し。蓋し室内を主とする彩色文様と相ひ對するものなるが如し。

浮彫を施こす材料は大部分石材と陶瓦にして、漆喰、木材等は極めて少し。

隆恩殿基壇、石階等を始め牌樓、石獸臺座の如き、總て是に依らざるなく、其の文様の性質變化を缺けども、石工の技は敬すべし。

釉陶瓦製品は照壁、隆恩門等に於て見るが如く最も愛すべき技法を示せり。柱上の持送りの如きは木材による一例にして門の側壁に見る浮彫は漆喰製の好例に屬す。

七　透　彫

透彫りは材料の表面を浮彫すると共に、文様に非ざる部分を彫り抜きて孔となし、文様を瞭然たらしむるものなり。其の用ひらるゝは常に勾欄の如き場所にして、石材、木材の二者に依る。

角樓、隆恩樓の如き建築の上層四周に於ける勾欄及び上層へ通ずる階段の昇勾欄には常に板を透彫にせる装飾を見るべく、隆恩殿後方の石柱門欄間にも亦更らに複雜なるを挿入す。

石製透彫は神橋石欄の如き、牌樓側方、華表柱四周等の石欄、或は隆恩殿基壇及石階の石欄の如き、其の所に應じ文様を變じ工作技法の精粗を示せども、木製透彫に比すれば遙かに立體的にして且つ優秀なり。

八　丸　彫

丸彫は立體的彫刻(Sculpture)にして單獨にても装飾的價値を示すもの多し。純粹の彫刻は主として石材を加工せるものにして、石獸及び其の臺座の如き、華表柱又は石五供及び臺座の如き、其の容量の甚だ大なるものあると共に、他面には柱礎、寶珠柱の如き比較的小なるものをも見る。焚帛石樓の如く一の家屋を刻み、或は牌樓の如く屋根、斗栱等を加工組合せたるあると同時に、隆恩殿基壇の四隅の如く龍首を以てせるあり。多種にして大小不同なる事斯の如しと雖も、石工の技巧は浮彫、透彫に於けると等しく、何れも秀抜なりと言ふを得べし。

釉陶瓦製は嚴密なる意味の彫刻とは言ひ難けれども、便宜上此所に包含すべし。鴟吻、鬼龍子等何れも屋蓋及其の附近に於ける装飾にして、容量概して小なり。彩釉愛すべく、捨て難き趣を存す。

九　刳　形

刳(繰)形は千邊一律とも稱すべく、常に同一手法を各所に繰り返して更に新奇なるものなく、從つて種類少し。

(イ) 臺座、基壇に於ける垂直斷面(圖譜第一一七圖參照)

總て建築基壇に於ける手法は、同時に臺を意味する全部のものに亙りて適用せらる。

今斷面を上より説明すれば、先づ平椽(Fillet)あり、次に表反曲(Cyma-Recta)を置き、是は多くの場合表面に蓮瓣を刻めり。表反曲の下端も亦平椽となり次いで長き垂直面となる。基壇に於ては此の面に各種の文様を浮彫にす。下半は上半の逆に等しく、從つて長き垂直面の中央に水平線を描きて軸とすれば、上下殆んど相似の狀をなすなり。以上の臺は更に下方に脚又は臺を置きたるものもあれど、何れも單調を極む。

例　(圖譜二四)華表柱石柵上部、(二五同二石獸臺座、(三四)碑樓基壇、(三八)焚帛石樓臺座、(五八)石五供臺座、其の他石獸

臺座及び(二一七)參照。

(ロ) 蓮瓣の並列

前述の如く主として臺座、基壇の刳形の一部に用ひられ、左右に帶狀に並びて一列をなし、上下刳形の性質を異にする場合、是を挿入すれば區劃を示す利あり。概して此の彫刻手法は雄健愛すべき所多し。

例　(圖譜二四)華表柱臺座、(三八、一三五、一三六)焚帛石樓臺座、(四五、四七)隆恩殿基壇及壁座、(五七、五八)石五供臺座、(六一)明樓石碑臺座。

(ハ) 臺座脚部

臺座、基壇の脚部には必ず四隅に脚に類する刳形を附す。雷文に近きもの、純然たる渦卷のもの等種々あり。

例　(圖譜三八)焚帛石樓臺座、(五六)石五供臺座、(六一)明樓石碑臺座、(七九)碑樓基壇。

(ニ) 臺座下部

臺座、壁座其の他一般臺に當るもの〻下方には、裝飾として横に長く一種の花頭拱に近き輪廓をなす刳形を施せり。而して其の形は必ず中央に若干の弧狀附加物を示して左右均齊をなし、數回反轉の繰り返しをなして兩端に終るものとす。且つ兩端が時に脚狀を示すものあり。

例　(圖譜五、一九―二二)石獸臺座、(二三、二四)華表柱臺座、(三四)隆恩門壁座、(六九)配樓勾欄、(七九丙)壁座、(一二五、一二六)角樓勾欄。

(ホ) 三葉形

三葉形とは三葉忍冬形にして、尖端ある葉形が中央眞直、左右二葉は多少反轉を示すものを言ひ、主に上邊を裝飾する場合之を並列して用ふ。木材を以て製し著彩する場合多きが如し。

例　(圖譜五四、五五)隆恩殿內部壁上部、(五三)同上內部戶棚。

(ヘ) 積木に類するもの

木を刻みて小四角形が上部に至るに從ひて突出し、其の狀恰かも斗栱を簡略化せるかの如き觀を呈するものを指す。而して其の用ゐらるゝ場所も斗栱を要して而も斗栱程の構造的複雜を要せず、むしろ裝飾たらしめんとする場所に多し。明暗相ひ並び立體的複雜性を與ふるに大なる效果あり。

例　(圖譜一〇)宰殺亭更衣亭背面照壁軒先、(三八)焚帛石樓軒廻り、(四八)隆恩殿入口上部、(五三)隆恩殿內、戶棚上部、(五四)隆恩殿內部壁上部

其他、抱鼓石及び寶珠柱上部等の輪廓を見るに、細部は前記の臺座下部、三葉形に於ける手法と相通ずる所多きを感ずべし。此の傾向は持送り及び柱礎等に於ても多少然る點を見出すが如し。要するに刳形が用ゐられたる箇所は甚だ多しとなすも、刳形の形狀を分析して類を分かてば、其の種類の少きに驚かざるを得ざるべし。

十　建築細部

屋蓋を見るに黃釉の屋瓦に配するに正吻、旁吻、鬼龍子等の釉陶製品を以てし、或は妻に裝飾組紐

文を點じたるあり。軒先には瓦當の突出せる下に椎端飾を存し、其の下方には尾椎、斗栱等の立體的裝飾の意ある構造を示す。比較的直徑大なる圓柱は上に持送りを附し、下に柱礎を置く。木部は紅色を主とし、藍、綠等を配して塗り、屋蓋の黃色に相映ず。室內に入りては屋根小屋組の架構と彩色とは共に特色を示し、隆恩殿及び角樓の如き代表的好例たり。建築は基壇上に立ちて整齊嚴然たる狀を加へ、石欄石階は基壇の制に相應ず。斯の如く建築細部は建築全般の美を構成するの要素にして、細部のみにては一見無價値に近きものも集合して始めて光を發す。

個々に就いては既に述べたれば、又繰り返さず。

材料に依る考察

建築材料にして同時に裝飾材料たり得ざるものは少かるべし。昭陵に於ても亦然り。故に總ての建築材料、例へば木、石、陶、金屬等は、構造上の必需品たると共に、裝飾材料にも用ゐらる。

是を用途の上より一瞥せん。木材は東洋建築の構造材料として骨幹をなすものなれども、壁體を以て下部を覆ふが故に、目に觸るゝは上部のみ。而して屋蓋の下なる小屋組と軒先組物との奇巧複雜を極めたる、蓋し東洋建築最大特色の一なり。昭陵、亦此の例を漏れずして見るべき所少からず。

石材は前方牌樓及び焚帛樓の如く全部に亙りて使用せらるゝものあれども、主として基壇及び其の附近、卽ち地面に近き所に用ゐられ、又石獸、石五供の如き立體的彫刻に多く見る。昭陵の裝飾技巧は凡てに亙りて稍々拙劣の感を免かれざるに、是等石材加工の技は尙ほ見るべき所多く、最も優秀なりと言ふべし。

壔は壁體及び城壁、墻壁等に用ゐられて、裝飾的要素少し、僅かに照壁及び通氣孔等に於ける彫刻的壔瓦を見るのみ。釉陶瓦は大部分屋蓋を占め、實用と同時に其の色彩と量とに依りて、建築的意義を強調す。蓋し屋蓋は支那建築の最大特色にして、其の色釉瓦は特色の最大要素なるべし。漆喰は表面仕上げ材料なれども、其の使用技法は巧みなりと言ひ難し。金屬類は金具の如き一小部分に用ひらるゝのみ。今是を表によりて略示すれば次の如し。

材料	品	用途
木	材	軒先組物、屋根小屋組、扉、柱、窓扉、其他の家具類
石	材	牌樓、焚帛樓、石五供、華表柱、基壇、石欄
寶	石	翡翠（隆恩殿前敷石）
甎		壁、城壁上部等の積み方を注意すべし
釉陶瓦		東西南の門軒先、妻飾等其の他一般屋蓋。正吻、旁吻、鬼龍子、照壁の龍
漆喰		紅壁
金屬	眞鍮、青銅、鐵を用ひ主として金具	
塗料	主として木材上に被覆して繪畫文樣を畫く	

斯く材料に從ひ裝飾的用途に差あり。故に其の表現に於ても亦異なる所あるべきなり。概して木

材は小屋組、軒先組物の如く構造的立體裝飾をなせる所と、格天井又は梁、頭貫の如く單位要素が平面的にして是に文樣繪畫を加へて始めて裝飾の態をなす所との二方面あり。而して木材は其の性質上、微細緻密なる彫刻的加工を見ること稀にして、僅かに扉の花狹間及び家具に於いて多少其の傾向を示せるのみ。然るに石材、釉陶等に於いては、加工彫刻せざれば裝飾となり得ず。故に石欄に於ける透彫り、牌樓及び基壇等に於ける無數の浮彫り。屋上の正吻鬼龍子等の如き、木材に於いて難しとする複雜なる彫刻的技法を驅使するに至るなり。卽ち材料の性質位置に從ひて、或は平面的に或は立體的に意匠考案を行ふものと言ふを得べし。

裝飾資料

一　分類

裝飾文樣を構成せる資料に應じて、百般の表現を分類記載すれば、左表の如くなすを得。

- (A) 自然的資料
  - 1 動物
  - 2 植物
  - 3 天體及自然現象
- (B) 人爲的資料
  - 4 幾何學的線弧
  - 5 象徵的記號及文字
  - 6 人工的物品

右の順序に從ひ以下記述せんとす。

二　動物

動物資料を裝飾に使用せるは、殆んど昭陵到る所に於て見るを得べし。斯く使用範圍は廣大なれども、其の種類は必しも多からず、且つ動物的とは言へ、龍、麒麟、鳳凰等の如く非實在のものを好んで驅使し、實在のものは是に反して甚だ僅少なり。是、昭陵の如き陵墓建築に於て當然なる現象なるべし。種類に從ひて例記すれば次の如し。

(1) 龍　龍文は最も愛好せらるゝものにして、文樣構成法によりて類別すれば

(イ) 上り龍。卽ち龍の昇天的姿態をなすもの。

に多く見る。

例　(圖譜一二乃至一五圖袖壁の龍、(三二)隆恩樓妻、(三四)隆恩門上部裝飾間壁、(四一)隆恩殿妻、(五二)隆恩殿內厨子扉金具、(五三、五四、五五)隆恩殿內裝飾、(五七)石五供香爐上部、(七五)隆恩殿內八角柱。

(ロ) 一龍橫に進めるもの。頭貫、繫ぎ虹梁等の裝飾畫として好んで用ゐられ、多くは一の區劃內に收まる小なるものに過ぎず。其の性質上、屢々便化せられ、雲文唐草と區別し難き姿と化し去るものあり。

例　(圖譜五四)隆恩殿內部、(六六)東配殿及隆恩樓一階頭貫、(六七)宰殺亭及隆恩樓一階丸桁頭貫、(六〇)明樓。

(ハ) 相對龍。是には大別して三種あり。同一平面上に匍匐して向ひ合へるもの、腹部相ひ對して恰かも抱かんとするが如き姿のもの、頭部を中心にして左右に身を屈曲すれども一を下向

きとすれば他は仰向きの位置にさるもの〻三とす。略々左右均齊なれば、大棟、大虹梁其他に愛用せられたり。

例（圖譜一八紅門大棟、(二六)碑樓頭貫、(三〇)碑樓小屋組、(三九、四一)隆恩殿大棟、(四三)隆恩殿石階礎龍、(六一)明樓石碑臺座、(七六)配殿大虹梁、(一二四角樓階上。

(二) 圓形に挿入せられたる龍。隆恩殿正面扉の如き例にして、其他に楕圓内に入れたるものは、多くの大虹梁に見出すべし。

例（圖譜四八隆恩殿扉、(一二四)同上、(七七)宰殺亭大虹梁。

(ホ) 卷きつきたる龍。親柱、石碑等の彫刻に使用せらる。

例（二七碑樓石碑螭首、(六一)明樓石碑螭首、(八二)隆恩殿基壇親柱。

(ヘ) 龍首。隆恩殿基壇四隅に於ける丸彫りの水吐きなり。

例（圖譜四五隆恩殿基壇四隅。

(2) 麒麟　石獸及び頭貫裝飾畫に於て見るを得るも其の例少し。

例（圖譜二〇石獸、(六七)隆恩樓一階頭貫。

(3) 獅子　石獸の中に用ゐられ、全く石彫のみにして繪畫的表現を見す。

例（圖譜一九、二二石獸、(八三、八四石獅。

(4) 象　石獸及び隆恩殿正面組物間の間壁上繪畫に其の例あり。

例（圖譜二一石獸。

(5) 駱駝　石獸に於てのみ見る。

例（圖譜二二石獸。

(6) 馬　石獸及び神橋勾欄に例あれども、是亦少し。

例（圖譜二一石獸、(八五、一四三)神橋勾欄。

(7) 獸面　扉の金屬製獸環、柱上の木製獸面、石獸の胸部に附せる石製等、其の材料及び用途種々あれども、何れも細部に用ひられて大局に影響する所なし。面の形亦一定せずして、鬼面獅面等に近く或は龍首に類するあり。

例（圖譜五四隆恩殿内部、(六五)同上外部柱上、(八〇)抱鼓石、(一一八—一二〇)扉獸環、(一四九石獸胸飾り。

(8) 鳳　鳳凰は龍に對するものにして、女性の最高を示すもの〻如し。昭陵には此の實例少し。

例（圖譜五二隆恩殿内玉座、(五四)同上内部桁裝飾畫。

(9) 小鳥　浮彫に少許の例を見るに過ぎず。

例（圖譜一〇、一一照壁一部、(一四五)神橋勾欄。

(10) 龜　碑樓内に二例を見る。

例（圖譜二七龜趺、(二九)龜趺周圍波文。

(11) 魚、鰻魚？、蟹　碑樓内に此の例あるのみ。

例（圖譜二九龜趺周圍波文。

(12) 正吻。旁吻。鬼龍子。の如き怪魚、奇獣の類あり。

(13) 猫を描ける例あれども、恐らく最近の作のみ。

例 (圖譜六、七宰殺亭頭貫繪畫。

以上の如く動物資料の中、多きは獣類にして鳥類魚類は甚だ少し。

三　植　物

植物資料は其の種類及用途甚だ變化に富み、就中、所謂唐草の表現最も複雑を極め、且つ植物のみならず動物の如きも、唐草文様化さんとする傾向強し。而して種類多しと雖も、何種の植物を表示するものかに關しては、甚だしく不明にして、何れも既に遠き昔に便化せられたる型式を墨守せるもの〻如く、源流如何を知ること難し。

(1) 唐　草　唐草とは莖と葉とを主體とし屈曲巻轉して文様を構成せるもの〻總稱なり。故に何植物たるを問はず、又示さゞるもの多し。而して殆んど總て甚しき便化なれば、莖の太さの如きも一定にして本末不明に屬す。是を形態によりて分類すれば

(イ) 雲文唐草。細部を見れば雲文の如く又葉の如く、而も唐草文様に近き姿を示すものをいふ。

例 (圖譜四三隆恩殿抱鼓石、(四八、一二一、一二二柱上持送、(八一、一四一)牌樓側方石柵。

(ロ) 波形曲線を示すもの。莖がS曲線を描き、其の間隙を葉が反轉して埋むるものをいふ。

例 (圖譜一一五階段勾欄透彫、(一二五、一二六)隆恩樓三階勾欄、(一三四、一三五)焚帛石樓降り棟、(一四四神橋勾欄彫刻抱鼓石。

(ハ) 方形、矩形、菱形等の中に收まるもの。卽ち一つの羽目の中を充たせるものにして、勾欄其の他の欄間等に見出す。

例 (圖譜四七)隆恩殿石欄、(五六)石柱門欄間、(八一、一四一)牌樓側方石柵、(一四〇)隆恩殿石欄。

(ニ) 花瓶より出でし蔓狀の枝が屈曲伸張して羽目を埋めたるもの。恰かも泰西文様に於けるPascal Cupに類する點甚だ興味深し。

例 (圖譜五九照壁。

(ホ) 中央に圓形蓮華を置き、左右に蔓狀の雲文唐草を走らせ、餘り長からざる帶狀文を構成するもの。隆恩殿基壇其他に於いて浮彫りとして屢々用ゐらる。

例 (圖譜四五、四六、一三八隆恩殿基壇、(五四、五五)隆恩殿內部、(一三六)焚帛石樓臺座、(一四七)石獸臺座。

(ヘ) 圓狀をなす莖が三箇並列し、中に雲文唐草を挿入するもの。

例 (圖譜四四、四五、四七)隆恩殿基壇、(一四七)石獸臺座。

(ト) 圓狀をなす莖が三箇並列し、中に圓板狀のものを入れ、雲文唐草の一部にて圓板下部を包まんとするもの。

例 (圖譜三八)焚帛石樓、(四四)隆恩殿基壇、(二〇、二一、二四七)石獸臺座。

(チ) 同右、五箇並列、三箇圓板、二箇雲文唐草のもの。

例 (圖譜四六)隆恩殿基壇。

(リ) 同右、單に一箇のみ。此種のものは其の例少し。

例（圖譜八五）神橋石欄浮彫。

(2) **圓形花**　**中心**より**四方**に花瓣を放射して、其の全形が圓をなすものを**指す**。多くの場合八瓣にして、六瓣なるもあり、瓣が旋廻せる形狀を示せるもの、瓣の**外**に更に**多瓣**を**重ね**是を繰り返せる複雜なるもあり。單獨なると、唐草等と結合せるとの差異、瓣の形狀の變化等、其の種類甚だ**多し**而して何れの場合も便化の結果何を示したるか殆んど知り難し。

(イ) **八瓣**なるもの。

蓮華を示すが**如き**もの。

例（圖譜四五、四六、一三八）隆恩殿基壇、（一三六）焚帛樓臺座、（一四七）石獸臺座。

放光狀（旭日章の如し）を示すもの。

例（圖譜一四四）神橋石欄抱鼓石。

一種の周圍忍冬文に近く、相對渦文の瓣端をなせるもの。

例（圖譜一四四）神橋石欄抱鼓石。

(ロ) **六瓣花**。瓣の**先端**圓く梅花の如き形をなせり。

例（圖譜二三、二四、一四五）華表柱石柵、（七七）明樓格天井の辻飾。

(ハ) **多瓣花**。

蓮華を示すが如くして多瓣、風になびきて**少し**く旋廻せるもの。基壇の隅等に半を浮彫りせること**多し**。

例　（圖譜四五）隆恩殿基壇、（五）石獸臺座、（六三）角樓小屋組彩畫、（八五）神橋石欄東上の浮彫。

多瓣を外に重ねたるもの。最も外の瓣は常に先端渦卷狀をなす。

例（圖譜三〇）神樓天井、（七七）宰殺亭大虹梁（一一三）門房繫虹梁。

(ニ) **旋廻性**の葉狀瓣を示すもの。

例（圖譜一六）前三門抱鼓石。

(3) **圓形**に入れたる**花唐草**　**抱鼓石**の表面に用ゐたる文樣にして牡丹等に類する花を主體とし、周圍の空隙に葉を點ぜるもの。

例（圖譜一三九）隆恩殿前石階抱鼓石。

(4) **枠**に入れたる**圓形近似花**　**橘花**に似たる五瓣花なり。

例（圖譜八五）神橋石欄浮彫。

(5) **牡丹花**に類するもの。

例（圖譜八）靜房門屋棟、（六七）宰殺亭頭貫上畫、（七八）東配殿壁文樣、（八一、一四一）牌樓側方石柵、（一一三）門房寫生畫。

(6) **榴石花**。

例（圖譜五七）石五供花瓶上浮彫、（六四）隆恩殿組物間壁の畫、（一四六）牌樓側方石柵。

(7) **蓮**。

(イ) 花を**横**より見たるもの。

例（圖譜一四五）神橋石欄。

(ロ) 蕾と果實とを花瓶に生けたるもの。
例 (圖譜一三三)紅門腰壁彫刻裝飾。
(ハ) 蓮葉と思はるゝものあり。
例 (圖譜一一五)隆恩樓三階勾欄。
(ニ) 蓮瓣を並列するもの。主として臺座の刳形に用ふ。
例 (圖譜三八)焚帛石樓(一二九)隆恩殿內五具足。
(8) 松樹 寫生的表現の松樹にして著彩せり。
例 (圖譜三四)隆恩門腰壁(一三三)東門腰壁。
(9) 葛の葉に類する三出葉 瓶に挿せるものあり。
例 (圖譜一三三)東門腰壁。
(10) 四瓣花 所謂四葉にして十字形に四花瓣を放出するものなり。
例 (圖譜五八)石五供臺座(六一)明樓石碑臺座其他各種裝飾に常用せらる。
(11) 菊花に類するもの 繪畫に多く見れども何れも新しきが如し。神橋石欄獨り古きものか。
例 (圖譜六)宰殺亭橫材繪畫(六四)角樓同上(八五、一四二)神橋石欄浮彫。
(12) 其他の花卉 表現樣々にして枚擧に堪へざれば顯著なるもの若干を示すに止めん。
(イ) 草花の寫生的表現。
例 (圖譜一四四)神橋石欄抱鼓石。

(ロ) 鉢に植ゑたる草花。
例 (圖譜八五、一四二)神橋石欄浮彫。
(ハ) 方形菱形等の內に點せる花。總て小なる花若干を散點して一文を構成す。
例 (圖譜六、五六、六〇、六四、六七、七一等)門扉、宰殺亭、隆恩樓角樓等の頭貫、臺輪の如き橫材の裝飾文樣。
(13) 果物 林檎葡萄の如きを、籠又は鉢に入れたる繪畫裝飾あれど、何れも修補の際のものゝ如し。
例 (圖譜六)宰殺亭橫材(六四)角樓階上橫材。

四 天體及び自然現象

斯種のものが獨立的に使用せらるゝことは極めて稀にして、殆んど總て他の裝飾內に混用せらる。其の種類も亦甚だ少し。
(1) 日 圓形にして、中に日の字を記せる例あり。
例 (圖譜二)華表柱(一〇、一一)宰殺亭及更衣亭背後の照壁。
(2) 月 弦月形をなせり。
例 (圖譜二)華表柱。
(3) 雲 雲文の表現は唐草の葉に極めて近似して混亂甚しく辨別し難し。又、火焰とも密接なる關係あり。雲文は大別して單一なるもの、集合せるもの、唐草狀をなすもの、三となすを得べし。其の使用範圍の廣きこと他に比類少し。

553
104

例（圖譜九靜房梁、一六）前三門抱鼓石、二一三、二四華表柱、三一〇）碑樓天井格間、三四）隆恩門迫持唐草、三五）隆恩樓三階虹梁、四一）隆恩殿華版、四三）隆恩殿抱鼓石、四六）隆恩殿基壇東、四八）隆恩殿扉、雲唐草を紐にてくくりたるが如き狀を示す。五〇）隆恩殿內八角柱、五二）玉座及厨子金具、五四）隆恩殿內部、五七）石五供香爐、六二、六三）角樓小屋組、六五）隆恩殿華版、六六）隆恩樓門房頭貫等、六七）隆恩樓華版、七六）東配殿樓梁、七七）明樓天井、七八）東配殿虹梁、八一、一四一）牌樓側方石柵、八五）神橋石欄。

（4）火焰　石獸には時に肩側に火焰を附せるものあり。是、天馬に於ける翼が變化したるものに他ならず。火焰の例は少し。

例　（圖譜五）石獸、一一〇）麒麟、走獸、一一三五）狻猊石樓屋頂寶珠の周圍

（5）波　波は弧を重ねて現はすこと最も多く、時に平行曲線を用ふることあり。岩、龍、草花等と組み合せて用ゐらるゝを通態とす。

例　（圖譜九）靜房梁等、一四）前三門袖壁の龍、二四華表柱下方、二九碑樓龜趺周圍、五四）隆恩殿內部妻壁、五八）石五供臺座、七五）隆恩殿內、八角柱、一四三、一四四）神橋石欄。

（6）岩　多くは非寫實的にして圭角多き姿を示し、波を伴ふ。

例　（圖譜三四）隆恩門腰壁、松と岩、四二）隆恩殿正面石階の盤龍の內、五七）石五供花瓶上彫刻、五八）石五供臺座。

五　幾何學的線弧

幾何學文樣の使用は甚だ盛にして、扉、石柵の如き組子類はとより、著彩裝飾にも亦少なからず。而して獨立的なると、他の花文等と結合するものとの二態あり。

（1）渦　文　好んで臺座脚部に使用せられ、從つて右卷き、左卷きの兩種あり。其の卷き數も亦一定する所なく、簡單なるより數多きもの迄あり。

例　（圖譜五六、五八）石五供臺座、（六一）明樓石碑臺座、（七九）碑樓基壇、（一三一）明樓石碑臺座。

（2）雷　文　卽ち卍崩し、卍繋ぎ文樣の總稱にして、障子組子に愛用せらるゝ性質あるが故に、亦石柵の透彫りに見るは當然なるべし。渦文が直線的になれば雷文化するが故に、何れに屬せしめんかを躊躇するものなきに非ず。

例　（圖譜二三、二四華表石欄、五六）隆恩殿背後の石柱門橫材、五七）石五供香爐、六九亮課房勾欄。

（3）雲頭文　所謂格狹間形に近けれど、稍異なれる姿にして、挿入箇所亦相似たり。

例　（圖譜二）下馬碑、六一）明樓石碑臺座、七八）厨子扉入子板、一二六、一二七、一三一）同上其他。

（4）三葉形　雲頭文に近き姿にして、所謂三葉忍多形をなすものなり。一種の軒飾りに相當しそれに類する場所に置く。（第一一三頁參照）

例　（圖譜五三）隆恩殿內戶棚上部、五四、五五）隆恩殿內壁上部、六九）隆恩殿入口上部。

（5）四葉形格狹間　照壁中央に於ける裝飾瓦は、雲頭形（如意頭形）を上下相ひ合せたるが如き姿を示すを常とす。此の適稱なきが故に便宜上斯く命名せるのみ。是に二種あり。一は高さと輻と相近く、他は輻の方著しく大なるものとす。

例　（圖譜一〇、一一）幸殺亭、更衣亭照壁、一二）前三門袖壁、一三、一四）紅門袖壁——以上後者に屬す。
（五六）隆恩殿後方石柱門橫材、五九）月牙城照壁、六〇、七〇）明樓頭貫裝飾畫

（6）葱頭形　葱頭拱に類する輪廓。

553
104

例（圖譜五〇、五一）玉座。

(7) 圓　圓形又は楕圓形に類する輪廓内に諸種の文樣、主として龍、花等を挿入せるものなり。

例（圖譜一六）前三門抱鼓石、（四八、一二四）隆恩殿扉、（七七）宰殺亭大虹梁、大虹梁には多くの場合是を用う。（一三九）隆恩殿前抱鼓石。

又圓圈の二重或は三重なるものを描き、雲文唐草と結合せるあり。

例（圖譜六二六三）角樓小屋組。

(8) 珠　珠文は恰かも釘頭に類したる外觀と用途とを示す事多し。又、珠文竝列帶を以て刳形裝飾等の段落區劃をなさんとする事あり。

例（圖譜三五）隆恩樓三階虹梁、（四三）隆恩殿石階、（四五、四七）同上基壇、（七五）礎石珠文、（八〇）抱鼓石、（一六）等の抱鼓石には必ず存す。（八一）牌樓側方石柵寶珠柱、寶珠柱には多くの場合用う。

珠文の代りに、方形を斜にせるものを挿入せる例あり。

例（圖譜八）靜房門屋棟裝飾。

(9) 六角繋ぎ　卽ち龜甲文。

例（圖譜五四）隆恩殿内部妻壁裝飾畫。

(10) 三角繋ぎ　内に三瓣花を入れたり。

例（圖譜一四八）石獸臺座。

(11) 三角繋ぎと六角繋ぎとの組合せ　主として組子に用う。

例（圖譜二四）神表柱石柵、（四八）隆恩殿扉組子。

(12) 方形と八角との組合せ。

例（圖譜一一七）隆恩殿正面敷石。

(13) 菱格子　菱形にならずして方形を斜にせるもの。總て花狹間の組子なり。

(イ) 菱格子のみのもの。主として組子にして綠色に塗れり。

例（圖譜六、六七）宰殺亭窓、（六四）隆恩殿窓。

(ロ) 格子の他に添木をなして、裝飾的となせるもの。著彩裝飾文樣に屬す。

例（圖譜五〇、五二）隆恩殿内厨子扉、（七八）東配殿内厨子扉。

(ニ) 格子の間に種々の文樣を入れしもの。著彩文とす。

例（圖譜六）門房頭貫、（五六）隆恩殿後方石柱門横材、（六〇）明樓頭貫、（六四）隆恩殿角樓壘輪、（六七）隆恩樓一階頭貫、（七一）宰殺亭壘輪。

(14) 無終組紐　卽ち endless knot をいふ。

例（圖譜五六）隆恩殿後方石柱門懸魚、（六〇）明樓上層妻。

(15) 雷文系單線　所謂雷文に非ずして、單に一線を屈折し、矩形の凹凸狀を呈せしめたるに止まるものを、斯く稱せり。常に横材の下端にのみ用ゐらるゝ著彩文とす。

例（圖譜六九）隆恩殿頭貫下端、（一一三）隆恩樓三階頭貫下端。

(16) 釋杖彫　勾欄の平桁、地覆、扉の棧等に用ゐらる。

553
104

例（圖譜第二四圖華表柱石柵透彫、（五二）隆恩殿厨子扉、（八一）脾樓側方石棚、（一四二、一四三、一四五神橋石欄。

其他、膳房饌房等に見る障子組子を始め、微細なるものを擧ぐる時は、其の數多くして甚だ繁雜なれば是を略せり。然れども右の中の何れへか包含せしむれば亦可なるを信ず。

六　象徴的記號及び文字

象徴的記號とは、其の表現甚しく記號的にして、寫實に遠く、何より始まりしやを明かにし難けれども、何れも尊貴性寶の意味を偶するものといふべし。主題は少なけれども、變化甚しく從つて種類亦多し。

（1）巴　巴は八卦思想によるものなるべく、是に二種あり。

（イ）二つ巴表現に二態ありて、一は單に線刻により平板的なるものとなし、他は可なり立體的の蝌蚪（カヘルコ）を以てせるものとす。

例（圖譜三八、八〇、一三四、一三六）焚帛石樓軒先、（一三〇）石五供臺座、（一四九）石獸臺座。

（ロ）三巴　すべて平板的なる線刻のものゝみ。

例（圖譜一五）宰殺亭背後照壁の妻破風板、（八〇）脾樓斷片。

（2）寶盡し　主として泉貨を使用せるものを一括して斯る總稱を附せんとす。

（イ）丁字　所謂丁字文にして、一箇のみの場合と二箇交叉せる場合とあり。

例（圖譜八五）神橋石欄―一個のみ、（八一、一四一）脾樓側方石柵。

一種の葉脈の如き線を入れたる丁字類似形あり。

例（圖譜一三〇）石五供臺座。

（ロ）方勝　菱形の各隅に泉貨を置きたるが如きものにして一箇なると、二箇又は三箇を半宛重ねたるとあり。一箇なる例には中に卍文を入る。

例（圖譜一二五）隆恩樓三階勾欄―一個のもの、（一三〇）石五供臺座―二個のもの、（八一、一四一）脾樓側方石柵。

（ハ）圓勝　方勝に對し、之は圓なれば斯く命名せり。圓形の上下左右四點に泉貨を置ける形にして、内部が所謂クルスをなせるもの多し。

例（圖譜五、一九―二二）石獸臺座、（一四八）石獸臺座、クルスの微細なる差異を示せり、（一六）前三門抱鼓石臺座、（一三〇）石五供臺座―クルスを入れたるもの、（一三四）焚帛石樓妻―クルスなきもの。

（ニ）磬　磬の形をとるものにして、左右と上との五點に泉貨を置ける形。

例（圖譜六一）明樓石碑臺座、（一三〇）石五供臺座。

（3）クルス　圓勝とせるものに近く、泉貨なきを指す。

例（圖譜七〇）門房妻末端飾り瓦、（一三六）焚帛石樓。

（4）寶珠　多くの場合三珠を三角狀に積む形式をとる、寶珠は單に圓形なるのみのものと、上方尖りて周圍に火焰狀を附せるとあり。後者は組物間の間壁裝飾として好んで使用せらる。

例（圖譜九）宰殺亭組物間裝飾畫、（六〇）明樓、（六四）角樓、（六六）靜房、（六七）隆恩樓、（六八）角樓、（一三〇）石五供臺座。

（5）八吉祥　法螺、法輪、寶傘、白蓋、蓮花、寶瓶、金魚、盤長の八をいふ。此種の多くは是を隆恩殿正面組物間の裝飾に見るを得。（第六四圖）

553
104

(6) 雲頭文の如きも吉祥に屬すべけれど、既に說けり。

(7) 文字を裝飾に使用することは極めて稀にして、次の二例を以て盡せるに近し。

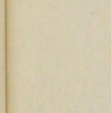
(圖譜一二九)隆恩殿五具足。

(圖譜六四)隆恩殿極端。

七　人工的物品

是に屬するものは、常に裝飾の附加的或は細部分子にして、主體をなすこと稀なり。而して繪畫方面に多くして、彫刻等には極めて少しと言ふを得べし。

(1) 鼓　卽ち抱鼓石に於けるものにして、石階に附屬す。

例　(圖譜四三)隆恩殿石階(一四四)神橋石欄。

(2) 瓶　所謂寶瓶にして、前三門屋蓋のそれは鼎と云ふべきか。

例　(圖譜一一二)前三門屋蓋(五九)照壁。

(3) 本棚。本。籠。皿。筆。鼎等。

例　(圖譜一一三)門房欄間繪畫。

(4) 布　片　最も多きは石獸臺座に於けるが如く三角片を垂れたる狀を示すものにして、是に幾何學的文樣を入る。而して隆恩殿天井廻りの裝飾畫に於ては、更に種々の文樣を入れたり。

例　(圖譜五、一九乃至二二、一四八石獸臺座(一六)抱鼓石臺座(五五)隆恩殿內部天井。

(5) 帶狀布片　細長き布片が飜返へれる狀を示し、吉祥文樣と結合せり。

例　(圖譜六一)明樓石碑臺座(一三〇)石五供臺座。

文樣構成法

一　分類

文樣には單に一單位形によつて成立するものと、數種結合して始めて一文樣を構成するものとの二種あり。而して單位文樣に就いては既に是を略說せるが故に、構成による文樣を次に瞥見せんとす。

上述の理由により、構成的文樣は全裝飾を包含するものに非ずして、一部をなすに過ぎざれば、是を以て全てを盡して遺漏なしとは言ひ難きを注意すべし。

今、是を次の如く大別し、各項に於て更に細別して敍述せんとす。卽ち

(一) 塡充文樣
(二) 帶狀文樣
(三) 四方連續文樣

二　塡充文樣

茲に塡充文樣といふは一輪廓(又は羽目)內に適合せる文樣を嵌入したるものを指す。是に單位形と組合形との二態あれども、多くは後者に屬す。今、輪廓形に從ひて分類すれば次の如し。

(1) 圓形輪廓內に充たせるもの。內部の文樣は主として動植物の寫生的表現を中心としたるも

553
104

のにして、純粋の幾何學的とも見るべきは巴文のみと言ふべし。

(イ) 龍を入れたるものに二種あり。一龍が正面に向きたると、二龍が横に屈曲せるとにして、後者は虹梁に見るを常とす。

例 (圖譜四八)隆恩殿正面扉、(七六)配殿虹梁、(七七)宰殺亭虹梁。

(ロ) 花を中央に置き、外に雲狀の葉形を配したるもの。抱鼓石に見ゆるもの是に屬す。

例 (圖譜四三、一三九)隆恩殿前石階抱鼓石。

(ハ) 中心よりの放射瓣のみに依りて圓形を充せるもの。總て抱鼓石に屬し、旋廻性を示すもの、又、圓の周圍に更に波線帶狀文を走らせたるものあり。

例 (圖譜一六)前三門抱鼓石、(一四四)神橋石欄抱鼓石。

(ニ) 巴、屋瓦其の他の細部に見ゆ。

例 (圖譜三八、八〇、一三四、一三六)焚帛石樓、(一三〇石五供臺座、詳細は象徵的記號の條を參照。

(2) 圓形塡充文と他文樣との結合によりて方形又は矩形を充たせるものあり。總て寫生的主題の便化的表現によるものにして、其の種類多からず。

(イ) 方形內に圓形を入れ、四隅に雲文を置きたるもの。格天井の格間に用ふ。

例 (圖譜三〇)碑樓天井、(七七)明樓天井。

(ロ) 圓形龍文の上下に雲文唐草を配して矩形羽目たらしめたるもの。

例 (圖譜四八)隆恩殿正面扉、(一二四)同上。

(3) 矩形、菱形內を充たせるもの。主として植物文を用ふるか或は幾何學的文樣を配す。特に後者は四方連續文に屬すとも見るべし。

(イ) 花を中心にして周圍に雲唐草を配せるもの。欄間の透彫に最も多し。

例 (圖譜四四乃至四七)隆恩殿基壇石欄、(一四一、一四六)牌樓側方石柵。

(ロ) 象徵文樣の外に雲唐草を配せるもの。丁字、寶盡し等の吉祥的象徵形を中心とせるものにして石柵に多く見ゆ。

例 (圖譜一四一、一四六)牌樓側方石柵。

(ハ) 植物の寫實的表現。例へば松の樹、蔓草の如きものゝ姿を自然の儘に表はせるを指す。

例 (圖譜三四)隆恩門腰壁、(一三三)東門腰壁。

(ニ) 雲頭文を入れたるもの。矩形に近き場所に入れ、格狹間の一種と見なすを得べし。

例 (圖譜二)下馬碑、(一二七)厨子。

(ホ) 龍と雲波とを組合せるもの。隆恩殿前、中央石階に於て見るのみ。

(ヘ) 波と動物。碑樓龜趺周邊に刻みたるものにして、四隅に渦卷と動物とを組み合せたる傑作とす。

(ト) 幾何學的文樣。菱格子、雷文等の四方連續文にして、扉、石柵等に見ゆ。——(幾何學的線弧の條參照)

(4) 四葉形格狹間內に充たせるもの。主として動物の如く見ゆれ共、植物を取扱へるもの亦少なからず。何れも寫生的表現に屬す。此の輪廓形は昭陵に於いて最も愛用せられたるものにして、

553
104

單に複雜なる一文様の如く思はるゝものも、熟視すれば意外にも是に屬する事を發見する場合少なからず。

(イ) 龍と雲、波等を入れたるもの。上り龍の躍動せる姿を示し、三門の各袖壁に見るもの是なり。

例 (圖版一二乃至一五)各門の袖壁。

(ロ) 靈獸を入れたるもの。照壁に於いて是を見る。其の他近代の裝飾繪に多し。

例 (圖譜一〇、一一)宰殺亭更衣亭照壁、(六四)角樓、隆恩殿横材、(六六)門房横材、(六七)隆恩樓一階横材。

(ハ) 瓶より蔓狀花卉を出せるもの。照壁に見ゆ。

例 (圖譜五九)月牙城照壁。

(ニ) 唐草の莖が圓形並列狀に卷きたるものにして、既に述べたるが如し。(帶狀文様の條及び植物文様の條な參照)更に雲唐草を巧みに配置して此の輪廓形をとらしめたるものあるを注意すべし。

例 (圖譜四四、四五、四六)隆恩殿基壇、(五五)隆恩殿天井虹梁その他石獸、華表柱、焚帛石樓等の臺座。

(5) 全表面を被覆するもの。こは一文様を以て任意の一表面を被覆せんするものなるが故に、文様甚だ自由奔放たり。

例 (圖譜二三、二四)華表柱、(七五)隆恩殿内、八角柱。

三　帶狀文様

帶狀文様には著しく長きに亙るもの少く、短くまとまりたるものを配列することに依りて、帶狀たらしめんとする傾向あり。而して其の配列法たるや甚だ常套的にして、新奇に屬するもの稀なり。

帶狀文様は是を分類して三となす。

(1) 中央の起點より左右に走るもの。

(イ) 中央に吉祥形を置きて左右に帶布狀のものを配するもの。

例 (圖譜六一)明樓石碑臺座、(一三〇)石五供臺座。

(ロ) 中央に環狀又は蓮花狀を置き、左右に雲文唐草を置くもの。

例 (圖譜六二、六三)角樓梁。

(ハ) 中央に圓形蓮華を置き、左右に蔓唐草を配するもの。蓮華は普通八瓣なれども、時に旋廻性花瓣十六、十八瓣を以てし、且つ隅に置きて兩面相合して一文様となるもの少からず。唐草の末端は常に中央入り込み上下突出して恰も八雙金物の末端の如く、此の文様を二箇竝べて中間に出來たる表面に、他の文様を挿入するを常とす。

例 (圖譜五)石獸臺座、(三七、三八)焚帛石樓臺座、(四五、四六)隆恩殿基壇、(五四)隆恩殿内部、(一三六)焚帛石樓臺座、(一三八)隆恩殿基壇石獸臺座。

(ニ) 岩と波との間より左右に唐草文を出せるもの。

例 (圖譜五八)石五供臺座。

(ホ) 花を中心にして左右に唐草を出すもの。

例 (圖譜八)靜房門屋蓋。

花の左右に葉を出せるもあり。

553
104

例　（圖譜八五、一四二、一四三）神橋石欄。

（ヘ）中央に寶珠を置ける雙龍相對文。

例　（圖譜四）牌樓上部横材、（五一）隆恩殿内玉座、（六一）明樓石碑臺座、（七二）前三門拱石及び頭貫、（一二四）角樓。

（ト）鳳凰相對文。

例　（圖譜五一）隆恩殿玉座。

（チ）龍を便化せるかの如き雲唐草にして中央より左右に屈曲反轉せるもの。

例　（圖譜一一三）門房繋梁。

（リ）唐草の莖が圓狀をなし、一、三、五箇竝列して中央最大、左右漸次小となるもの。其の外形は照壁等の瑠璃裝飾瓦に近似して、横に廣きを異にするのみ。（ハ）と關係深し。（第一二一頁參照）

例　（圖譜一九乃至二二）石獸臺座、（二四）華表柱臺座、（三七、三八、一二六）狹帛石樓臺座、（一四七）石獸臺座。

（ヌ）組み合せ文樣。

以上擧げたるは短く一つにまとまりたるものゝ數例なるが、更に斯るもの及び他文樣とを結合して、對照的帶狀文樣たらしむる方法は、屢々愛用せられたり。例へば建築上部横材に於ける裝飾の如く、先づ兩末端に縱線を描きて文樣を入るべき帶狀表面を割し、次いで幾何學文、雲文、唐草文、繪畫等を組み合して挿入するものなり。

例　（圖譜七七）配殿虹梁、（一一三）門房繋虹梁——以上、中央に龜甲形を置き、其の外の矢形の部分に雲唐草を配せるもの、（六二、六三）角樓梁——是は曲線的の雲唐草を主とせるもの、（六一）明樓石碑臺座——帶布狀のものにて左右端の華唐草を結べり。

（2）一方より他方に走るもの。

是に屬するものは大部分S曲線と結合せる唐草文樣と云ふを得べし。唯其の間に存する多少の差異は、簡素なるより複雜なるに至る表現上に見出すものにして、骨幹に於ては大差なし。何れも或る中心より派生するものにして、大局より見れば左右對照的布置をなすもの多けれども、直接に左右關係なきを以て是に包含す。

例　（圖譜三四）隆恩門拱上方羽目、（七二）前三門頭貫下、（七六）配殿虹梁、（七八）東配殿壁文樣、（一四七）石獸臺座。

（3）始めも終もなきもの。

斯種のもの亦少く、唐草系統のものを以て主となす。故に見方によりては一方より他方に走るが如く見ゆるもの存せざるに非ざれど、而も起點なきものは是に屬せしめたり。

（イ）莖がS狀曲線をなして走る唐草。

例　（圖譜四二）隆恩殿石階の蹴込面、（一三四、一三五）狹帛石樓降棟側面。

（ロ）雲文狀の單位形を横に竝べたるもの。

例　（圖譜三四）隆恩門拱石表面、（八二）隆恩殿基壇勾欄親柱。

（ハ）雷文系。

例　（圖譜五七）石五供の香爐口邊。

（ニ）珠文帶圓形又は半球狀を竝べたるものを指す（第一二八頁參照）

553
104

例（圖譜四三、四五、四七）隆恩殿石階基壇（八〇）抱鼓石。

四　四方連續文樣

四方連續文樣は四方に無限に擴がり得る性質を有すれども、昭陵に於けるものは種類乏しく且つ狹き平面を塡充するに止まる。其の種類を擧ぐれば

（イ）菱格子
（ロ）六角繋ぎ
（ハ）三角繋ぎ
（ニ）三角繋ぎと六角繋ぎとの組合せ
（ホ）方形と八角との組合せ
（ヘ）雷　文。

是等は既に前章の幾何學的線弧の條に於て說明を加へたるものなるが故に略せり。（第一二六頁以下參照）

裝飾法の系統

概要篇にて既に言及せしが如く、昭陵建築は滿洲人特有のものに非ずして、明時代の傾向を墨守せし支那技術家によりて創建せられしものと推察せらる。故に昭陵の裝飾法は恐らく明末の系統に屬するものを以て始まりしなるべし。然れども清朝に於ても康熙、乾隆と次第に年代を經るに從ひ、多少の變改を見るに至りしなるべく、從つて重修の度に創建當時の姿を失ひしなるべし。故に今日見る所のものは清朝初期乃至中期の裝飾法と言ふを得べく、其の系統は明末の風を多少變改せしものとなすも大過なかるべし。最近の修補に成りし部分は、近代の粗惡拙劣なる風潮を發揚せるものなれば、また多くを言ふに足らず。

昭陵裝飾法の中に包含せらるゝ一傾向に、喇嘛的分子あるは、注目すべき一事象なり。角樓の屋頂に置きたる三重寶珠形は、其の形態、其の曲線何れも喇嘛寶塔に於けるものと一致すべし。隆恩殿基壇を始め石獸、焚帛石樓等の臺座に於ける唐草の卷き方、圓形蓮華瓣の旋廻性、雲文唐草を上下に束ねたるが如き束は、何れも是を喇嘛塔、喇嘛佛の基墳、臺座に見るを得べし。斯の如き細部は、恐らく喇嘛系裝飾の影響に依るものならん。

喇嘛教が支那本土に入りしは、既に元時代の末頃なるべけれども、今日見るが如く一般に普及せられたるは、全く清朝の政策に伴ひたる現象なるべし。而して所謂喇嘛美術と支那從來の形式との結合も恐らく清朝に入りて以來急速に進展せしものなるべきか。奉天宮殿に於ける裝飾には喇嘛的傾向比較的少なく、而して稍々時代を後にする昭陵に著しきは、斯る風潮の一面を察せしむるものならん。

553
104

553
104

ホ

寶　宮　1,16
方形、八角組合せ　129
抱鼓石　30,38,56,132
寶　座　1,16
寶　珠　131
方　城　3,6,24,54
寶　城　1,4,16,24,62
望　柱　4,59
寶　頂　4,9,10,24,63
鳳　凰　51,58,119,138
北　陵　1
北陵橋　2,9
牡　丹　123
本　棚　132

マ

松　124
窓　85
斗　76—79
丸　彫　110—111
卍　34,35,43,52,54,57,60,76

ミ

三葉形　127

ム

無終組紐文　129
棟　瓦　101

メ

明　樓　4,8,9,10,20,24,27,60,68
明樓下洞門　4,24,61
面　32,37,86

モ

文字文様　7,132
持送り　88—90
門　房　3,28,34

ラ

雷　文　127,139
雷文系單線　129
駱　駝　25,29,41,42,119
喇嘛教的裝飾　12,141

リ

立　面　69
龍　51,58,117—118,139
隆恩殿　4,10,18,24,27,56—59,68
隆恩殿基壇　4,9,20
隆恩門　4,9,10,25,27,50
隆恩樓　4,9,10,51,68
隆業山　5,9,17,24,25
亮槨房　3,28,49
繚　墻　26,27,38
陵兵室　3,7,49,69

ル

瑠璃瓦　12釉陶瓦參照
瑠璃照壁　4,24,61

レ

靈　獸　29,136
歷　史　1—2,16—23
蓮　123—124
煉　瓦　甎(セン)參照

ロ

六角繋ぎ　128

ヤ

屋　根　64屋蓋參照
屋根瓦　99—100屋瓦參照

553
104

石　壇　3
石柱門　4, 24, 59
石　碑　60—61
甎　101—103
前三門　3, 8, 10, 27, 38, 98
饌造房　25, 28, 37
膳　房　3, 7, 27, 48

ソ

象　6, 41, 118
走　獸　29, 42
裝　飾
　概　觀　12
　系　統　140以下
　構成法　134以下
　材　料　114以下
　資　料　116以下
　配置による　109
　表現法　105以下
　分　類　105—106
礎　石　90—91
葱頭形　127

タ

梁　口　24, 50
帶狀布片　133
帶狀文樣　136以下
大清會典　20, 21, 22, 23
太宗文皇帝　1, 4, 13, 15, 16, 19, 29
大　斗　78
大白、小白　26, 29
寶盡し　130以下
暖　閣　24, 25, 54, 57

チ

地　宮　4, 16, 18, 26
茶膳房　25, 27, 48
柱上持送り　88—90
釉陶瓦　12, 34, 35, 36, 39, 40, 43, 52, 53, 54, 57, 60
彫　刻　109—111
彫刻瓦板　97—99
丁　字　130
女　墻　50, 52

ツ

月文樣　47, 125
厨　子　54, 57
鼓文樣　132

テ

鐵　鐘　37
塡充文樣　133以下
天　井　36, 43, 52, 53, 55, 57, 60, 74小屋組構造參照
天體文樣　125以下

ト

東華錄　16, 21, 22
動　物　117以下
東西門　3, 40, 98, 99
洞　門　24, 61
斗　栱　76, 80
扉　82—85
巴　130
虎　25, 29

ナ

波文樣　126, 137

ニ

如意頭　30
仍茶房　3, 7, 27, 47, 48

ネ

猫　120

ノ

軒　先　75—76

ハ

配置計畫
　特　徵　6
幾何學的分析　64
配　殿　4, 7, 25, 27, 54, 68
配　樓　4, 7, 25, 27, 53, 68
牌　樓　3, 8, 10, 32
柱　86—88
八吉祥　131
八瓣花　122
花狹間　83, 84, 129
蓮　123—124

ヒ

日文樣　47, 125
菱格子　129
翡　翠　56, 104, 115
碑　樓　3, 8, 9, 10, 18, 20, 25, 43—46
瓶文樣　132

フ

附屬三間房子　37
附屬二間房子　40, 41
布片文　132
焚帛石樓　4, 27, 55

ヘ

瓶　束　74
平　面　67

553
104

キ

幾何學的
- 分　析　64
- 文　様　126以下

菊　124
儀仗房　3,7,27,48
基　壇　56,91—92
龜　趺　3,44
穹　窿　39,74
甕　堂　17,19,22
玉帶河　2
鬼龍子　101
麒　麟　25,29,34,41,42,118
均齊的配置　5

ク

葛の葉　124
果　物　125
組合せ文様　138
雲文様　125—126
刳　形　111以下
- 臺座に於ける垂直斷面　111
- 蓮瓣の並列　112
- 臺座脚部　112
- 臺座下部　112
- 三葉形　113

積木に類似　114
クルス　131

ケ

月牙城　4,27,62
下馬碑　2,26,30
華　版　32,57
建築細部　113—114
建築材料　104
建築史上の價値　13—14
建築の美　11

コ

更衣亭　3,25,28,33,35
格狹間　127
紅　城　3,5,6,27,38
孝端文皇后　1,17,19
格天井　43,60,74
小　鳥　31,119
小屋組構造　72
虹　梁　73

サ

彩色法　107—108
- 單彩　107
- 多彩　108

彩色文様　108以下

宰殺亭　3,28,36,37,68.
彩釉陶瓦　釉陶瓦參照
細部論　64以下
材　料　32,104
- 材料による裝飾考察　114—116

榴石花　123
三角繋ぎ　128
三葉形　57,127

シ

獅　子　6,25,29,41,42,118
四十五度旋廻性天井　36,43,53,72
自然現象文様　125以下
鴟　吻　12
四瓣花　124
四方連續文様　140
釋杖彫　97,129,130
甃　103
獸　形　100—101
獸　面　119
珠　文　128,139
漆器旁　25,27,48
四葉形格狹間　127
省牲亭　25,28,37
象徵的記號　130以下
照　壁　34,36,39,40,61
牆　壁　3

仗房石　56
淨　房　靜房參照
昭　陵　1,2,15,16
昭陵の語義　15—16
植物文様　120以下
神　橋　3,8,12,28,31,32
人工的物品文様　132以下
寢　殿　1,16,19
神　道　3,8
神　廚　4,63
瀋陽縣志　24

ス

透し彫り　110

セ

盛京通志　18,22,23,56,63
齊班房　25,28,29
正　吻　100
靜　房　3,28,36
靜房の門　35
正　門　前三門參照
石　階　3,33,92—95
石　橋　3,25,28
石五供　4,24,59
石　獅　26,31,32,33
石　獸　3,6,8,29,41—43

553
104

昭和四年九月一日印刷
昭和四年九月五日發行

發行所　南滿洲鐵道株式會社

印刷所　滿洲日報社印刷所　大連市東公園町二十一番地

印刷人　吾妻力松　大連市東公園町二十一番地

發行兼編輯人　佐田弘治郎　南滿洲鐵道株式會社庶務部調査課

索引

（五十音引）

イ

石段	石階（セキカイ）參照
意匠	8—11
色	彩色（サイシキ）參照
岩文様	26, 137

ウ

浮き彫り	109—110
渦巻	126以下
魚	44, 120
馬	25, 29, 41, 42, 119
雲頭文	127
雲文	125—126

エ

沿革	1—2, 16—23
圓形花	122以下
八瓣花	122
六瓣花	122
多瓣花	122
旋廻性	123
圓形花唐草	123
圓形文	128

オ

笈形	73
屋瓦	99—100
屋蓋	71

カ

繪畫	34, 109
開口	82
火焔文様	126
花卉	124—125
角樓	4, 7, 8, 24, 27, 52, 53
鐘	鐵鐘參照
華表柱	3, 8, 26, 46—47
壁	80—82
墓股様刳形	73
餝房	3, 7, 27, 49
果房	25, 27, 49
唐草	120—121
龜	119
渦文	126以下
瓦	99—100
瓦製獸形	100—101

553
104

553
104

553
104